

成年後見制度に関する実態把握調査 報告書

平成 27 年 3 月
静岡県社会福祉協議会

➤ 調査結果の概要	1
➤ (1)社会福祉施設・事業所等における成年後見制度に関する実態把握調査.....	2
➤ (2)日常生活自立支援事業利用者における成年後見制度への要移行調査の結果	14
➤ (3)成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査の結果.....	22
➤ (4)専門職後見人団体の活動状況に関するアンケート調査の結果.....	36
➤ (5)社協における法人後見事業実施状況調査 報告	40
➤ (6)成年後見事件に関する実態把握調査の結果.....	46
➤ <参考> 静岡県における今後の成年後見制度の取り組みに関する意見等（全文掲載）	52
➤ 鼎談「調査結果と成年後見制度のこれから」.....	88

「成年後見制度に関する実態把握調査」結果の概要

1 調査目的

静岡県内における成年後見制度の取組状況とニーズ把握及び第三者後見人の活動状況と後見支援機関に関する調査を行い、成年後見制度利用に関する潜在的ニーズを“見える化”することにより、今後、起こりうる後見ニーズの急増に対応できる後見実施体制の整備の必要性の検討に資する提起を行う。

2 調査の種類、目的、対象等

(1) 社会福祉施設・事業所等における成年後見制度に関する実態把握調査

- 《目的》 県内の社会福祉施設・事業所等における成年後見制度の活用に対するニーズ把握
- 《対象》 県内の福祉施設・事業所等<3,459 か所>
- 《回答数》 1,749 (50.6%)

(2) 日常生活自立支援事業利用者における成年後見制度への要移行状況調査

- 《目的》 日常生活自立支援事業利用者における成年後見制度の活用に対するニーズ調査
- 《対象》 日常生活自立支援事業を実施する 35 市町社会福祉協議会
- 《回答数》 35

(3) 社会福祉協議会における法人後見実施状況調査

- 《目的》 県内の市町社会福祉協議会における法人後見への取り組み状況の把握
- 《対象》 県内市町社会福祉協議会 35 か所
- 《回答数》 35

(4) 専門職後見人団体の活動状況に関するアンケート調査

- 《目的》 県内の専門職後見人団体（会員）の活動状況の把握
- 《対象》 静岡県弁護士会、静岡県司法書士会、静岡県社会福祉士会

(5) 成年後見制度利用支援事業等に関する実態把握調査

- 《目的》 県内における成年後見制度利用支援事業等の実施状況の把握
- 《対象》 県内の全市町行政 35 か所
- 《回答数》 34

(6) 成年後見事件に関する実態把握調査

- 《目的》 県内における成年後見事件の状況把握
- 《対象》 静岡家庭裁判所

3 調査方法

対象者に対して、調査票を郵送等して調査依頼をし、ファックス、電子メール等にて回答を得た。

4 調査期間

平成 26 年 6 月から平成 27 年 1 月末まで

社会福祉施設・事業所等における 成年後見制度に関する実態把握調査

～成年後見制度等の権利擁護が必要な人は県内2万2千人以上～

アンケート概要

調査名 社会福祉施設・事業所等における成年後見制度に関する実態把握調査

調査対象 高齢者・障害関係福祉施設・事業所等<3,459 か所>
(詳細は次ページに記載)

調査時期 平成26年7月

調査方法 郵送配布・郵送回収による郵送調査法

有効回答数 1,749 通

有効回答率 50.6%

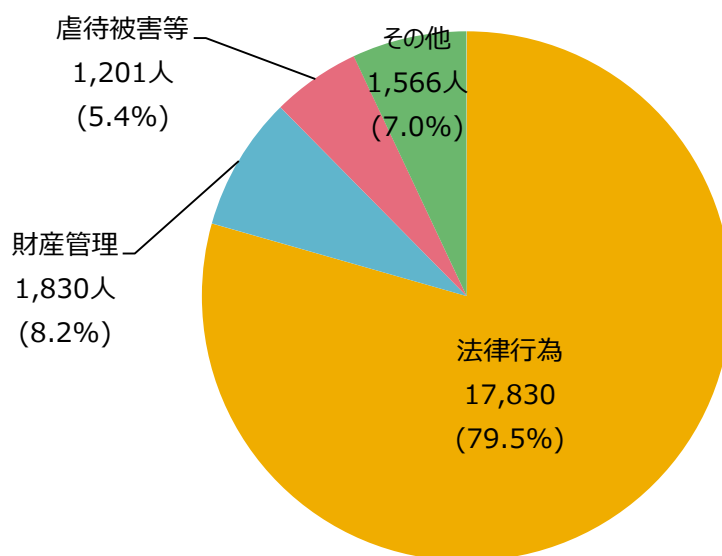
調査対象：静岡県内の福祉施設・事業所等 <3,459 か所>

高齢者関係施設			
①養護老人ホーム	26	⑦居宅介護支援事業所	1,095
②特別養護老人ホーム	238	⑧地域包括支援センター	142
③老人短期入所施設（特養併設を除く）	63	⑨在宅介護支援センター	54
④介護老人保健施設	113	⑩小規模多機能型居宅介護	110
⑤認知症高齢者グループホーム	344	⑪療養病床許可病院	87
⑥軽費老人ホーム	54	合計	2,326

障害者関係施設			
①療養介護	6	⑥就労継続支援 B 型	260
②生活介護	210	⑦共同生活援助（グループホーム）	188
③自立訓練（機能訓練 6、生活訓練 30）	32	⑧居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	110
④就労移行支援	86		
⑤就労継続支援 A 型	67	合計	1,133

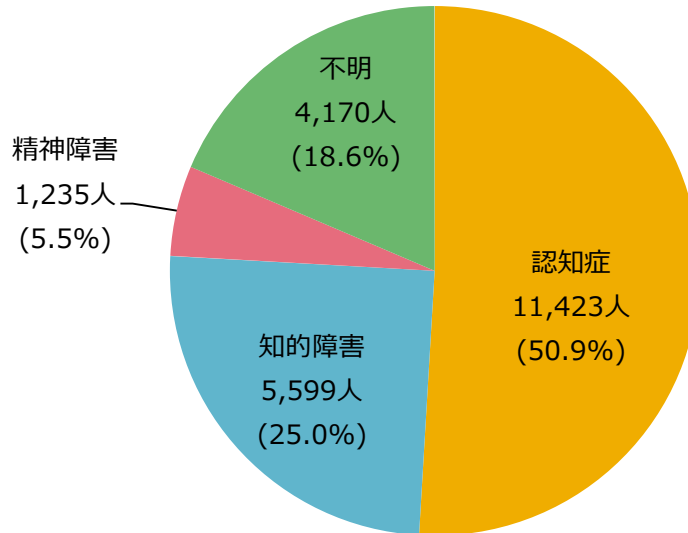
<調査結果の主なポイント>

① 成年後見制度等の権利擁護が必要な「要支援者」は 22,427 人以上 (回答率 50.6%での積上げ)

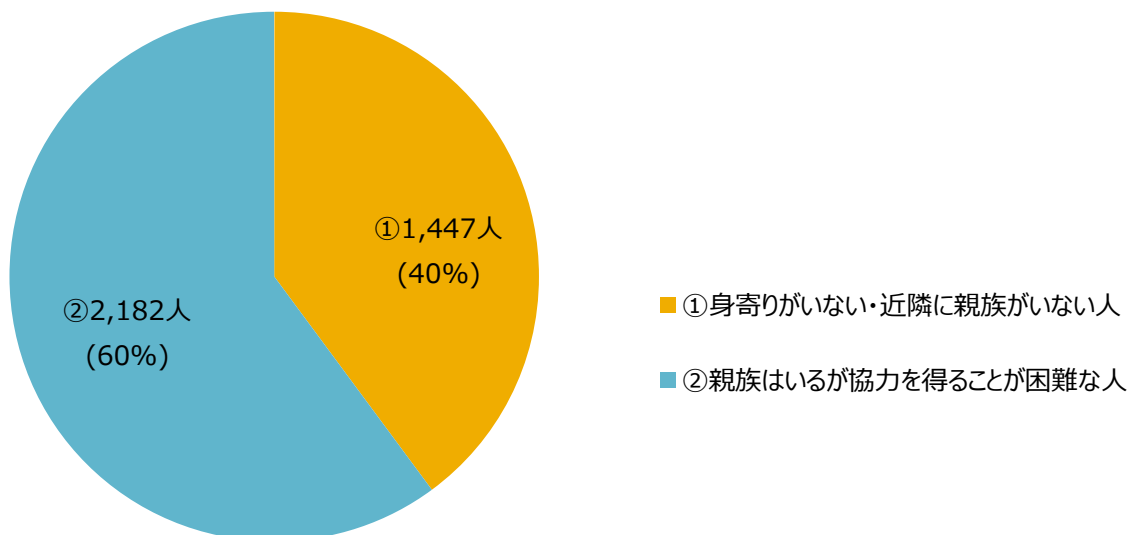


支援を要する内容としては、法律行為 17,830 人 (79.5%)、虐待被害等 1,201 人 (5.4%)、財産管理 1,830 人 (8.2%)、その他 1,566 人 (7.0%) であった。

② 要支援者の主要な障害等類型は認知症（疑われる者を含む）11,423人（50.9%）、知的障害（疑われる者を含む）5,599人（25.0%）、精神障害（疑われる者を含む）1,235人（5.5%）、不明4,170人（18.6%）であった。

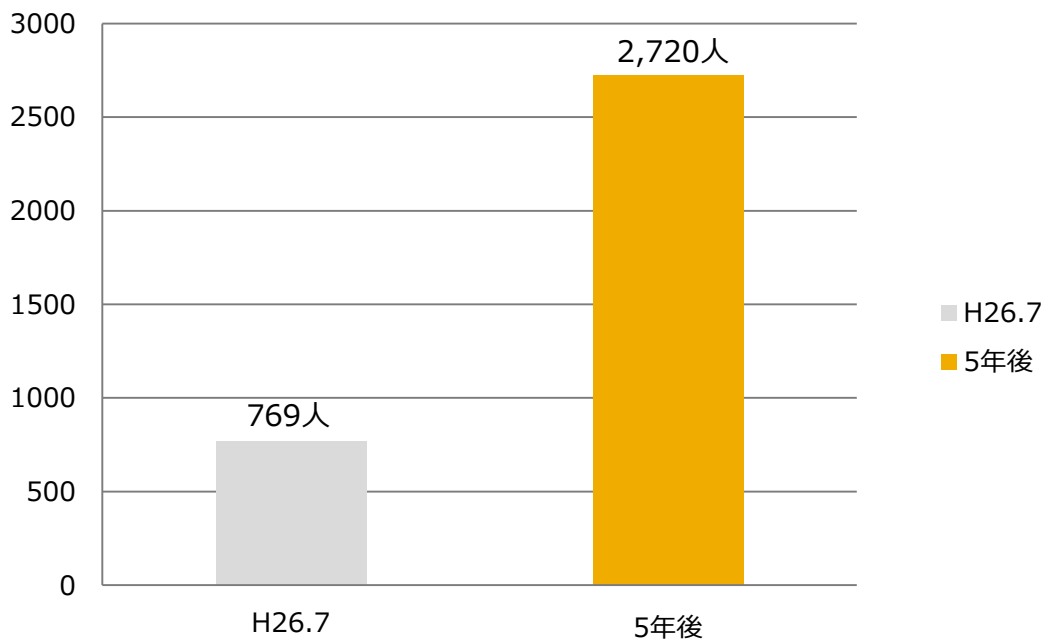


③ 身寄り・親族の協力を見込めない人は3,629人

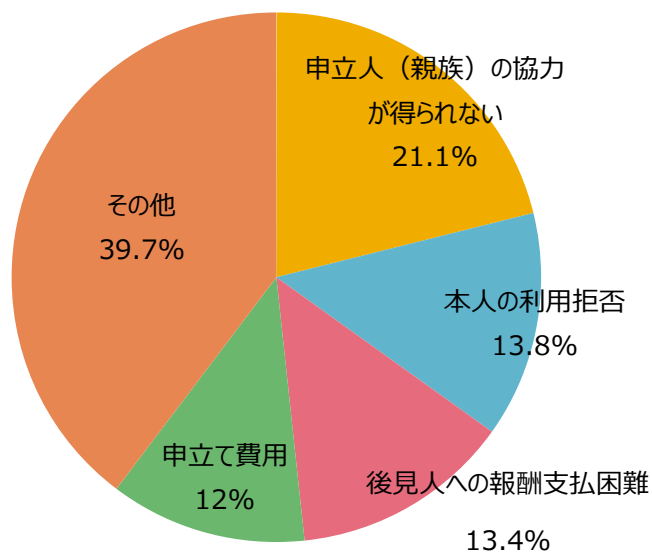


要支援者と回答された、22,427人の内、身寄りがいない・近隣に親族がいない人が1,447人（40%）、親族はいるが協力を得ることが困難な人が2,182人（60%）であった。

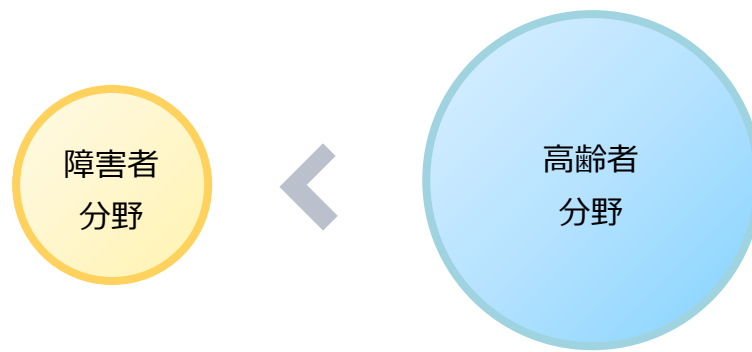
④ 施設・事業所として成年後見制度の申立てに向けて準備・検討している要支援者数は769人（平成26年7月時点）。今後5年間で申立てが必要と見込まれる要支援者は2,720人にのぼる。



⑤ 申立て上の課題としては、「申立人（親族）の協力が得られない」が21.1%、次いで「本人の利用拒否」13.8%、「後見人への報酬支払困難」13.4%、「申立て費用」が12.0%と費用面の課題（25.4%）が多くなっている。



⑥ 障害者分野の施設では成年後見のニーズが低く出る傾向があり、高齢者分野のほうが成年後見のニーズが高い。



背景としては、障害者分野では「親」が扶養的対応をしていて、成年後見制度自体への理解が進んでいないと推測される。

調査結果の詳細

成年後見制度等の権利擁護が必要な「要支援者」の内訳

(一人で2つ以上の項目に該当する場合は、特に支障が生じている項目を選択)

	項目	人	%
法律行為	① 本人の判断能力が不十分であったため、過去に消費者被害に遭ったことがある又は現に悪徳業者につきまといられている。	687	79.5
	② 本人の判断能力が不十分であり、不動産の処分や遺産分割協議など、日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない。	13,067	
	③ 本人の判断能力が不十分であり、診療契約やサービス利用契約を理解できず、利用が進まない。	4,076	
	小計	17,830	
虐待被害等	④ 本人の判断能力が不十分であるため、預金や年金を取り上げられるなど、経済的虐待を受けている又は疑いがある。	405	5.4
	⑤ 本人の判断能力不十分であるため、④以外の虐待（身体的・精神的・性的・ネグレクト等）を受けている又は疑いがある。	313	
	⑥ 本人の判断能力が不十分であり、必要な医療・介護・福祉サービスの全部又は一部を拒否している。	483	
	小計	1,201	
財産管理	⑦ 本人の判断能力が不十分であるにもかかわらず、管理すべき財産が多額（おおよそ1000万円以上）である。	433	8.2
	⑧ 税金や施設利用料・その他借金等を現に滞納しているが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない。	473	
	⑨ 本人の判断能力が不十分であり、商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない。	924	
	小計	1,830	
その他	⑩ その他困難な事情があるが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応出来ていない。	1,566	7.0
要支援者数合計		22,427	

要支援者の主要な障害等類型

項目	人	%
① 認知症又は明確な診断は無いものの認知症が疑われる者	11,423	50.9
② 知的障害者又は明確な診断は無いものの知的障害が疑われる者	5,599	25.0
③ 精神障害者又は明確な診断は無いものの精神障害が疑われる者	1,235	5.5
④ 不明	4,170	18.6
合計	22,427	

成年後見制度の申立て上の課題

項目	%
①申立人（親族）の協力が得られない。	21.1
②本人が成年後見制度の利用を拒否している。	13.8
③本人の財産額が少なく、後見人への報酬支払いが困難である。	13.4
④成年後見申立費用を工面するのが困難である。	12.0
⑤後見人候補者の確保が困難である。	9.6
⑥特に支障となっている点はない。	8.9
⑦首長申立が進まない。	7.9
⑧成年後見申立のための資料収集が困難である。	7.8
⑨その他の支障がある。	5.5

成年後見制度の申立てに向けて準備・検討を進める上で相談している機関

項目	%
①地域包括支援センター	21.2
②市町行政（地域包括支援センター以外）	18.0
③社会福祉協議会	12.2
④リーガルサポート静岡県支部（県司法書士会）又は司法書士	10.7
⑤家庭裁判所	8.8
⑥ぱあとなあ静岡（県社会福祉士会）又は社会福祉士	8.1
⑦他機関には相談していない（自施設・自法人のみで対応）	7.8
⑧県弁護士会又は弁護士	6.6
⑨その他	6.6

<分析> 横尾恵美子氏（聖隷クリストファー大学 社会福祉学部長）

高齢者施設、障害者施設ともに「法律行為」について最も要支援者が多いと回答している。

「法律行為」「虐待被害等」「財産管理等」について、施設が回答した要支援者数について高齢者分野の施設と障害者分野の施設に2分類して比較を行った。

「法律行為」については高齢者分野の施設が平均 12.93 人、障害者分野の施設は平均 8.75 人となり、有意に高齢者分野の施設が「要支援者数が多い」と回答している。

同じように「虐待被害等」において、件数はどちらも平均 1 人に満たないが高齢者分野の施設が有意に多いと回答している。しかし高齢者分野と障害者分野において分野の違いによる要支援者数の有意差が著しいとは考えられにくく、これは回答した障害者分野と高齢者分野の施設の要支援者のとらえ方や理解の仕方に相違がある可能性がうかがわれる。先行研究においても、障害者分野施設では成年後見のニーズが低く出る傾向があり、高齢者分野の方が成年後見のニーズが高くなっている。その背景として、障害者分野では「親」が扶養的対応をしていて、成年後見制度自体への理解が進んでいないことがあると思われる。

高齢者施設と障害者施設との回答数の相関

	高齢者と障害者の2分割	N	平均値	標準偏差	有意確率 (両側)
法律行為	高齢者分野	851	12.93	33.35	.017
	障害者分野	422	8.75	17.96	
虐待被害等	高齢者分野	847	.93	2.38	.000
	障害者分野	429	.41	1.26	
財産管理等	高齢者分野	826	1.2058	6.53	.688
	障害者分野	419	1.3795	7.54	

記述回答の概要

静岡県における今後の成年後見制度の取り組みに関する意見等

I. 記述（要点整理） 記述内容の全文は 52 ページ以降に掲載しています。

1.成年後見制度推進に係ること（評価できる点、推進のために必要なこと、意見）

◆ ①評価できること

- ・ 身寄りのない方など、制度により安心して生活できる（3）
- ・ 成年後見支援センター開設により、相談窓口がはっきりして良い（2）
- ・ 包括によって、制度利用がスムーズになった

◆ ②推進のために必要なこと

- ・ 施設・事業所内の体制づくりや学ぶ機会（6）
- ・ 制度内容の充実や認知度のアップ（3）
- ・ 信頼関係を築くこと（2）
- ・ 専門的相談機能や知識
- ・ より身近な制度となること
- ・ 法人後見等による管理体制の構築
- ・ インフォーマル組織の開発

2.成年後見制度の周知・啓発に係ること（制度のPR、研修など）

◆ ①制度のPR

- ・ 一般の人に対してもっと制度の周知をしてほしい（28）
- ・ わかりやすいパンフレットを作成・配布してほしい（9）
- ・ 説明会の開催等により家族に制度の情報提供をしてほしい（7）
- ・ 継続的に広報啓発をしてほしい（2）
- ・ 目につくようなポスター等があると良い
- ・ 具体的な情報を利用者に提供できるようにしてほしい
- ・ フローチャートなどでわかりやすくしてほしい

◆ ②相談窓口やしきみ

- ・ 身近で相談できる場や方法等を広報してほしい（5）
- ・ 既存の社会資源（事業所等）における相談対応が可能なしきみがあると良い（2）

◆ ③従事者への情報提供

- ・ 意識向上や知識習得のための職員を対象とした研修会など学ぶ機会がほしい（16）
- ・ 制度に関連する情報提供をしてほしい（2）
- ・ 制度利用による成功例や対応事例を提供してほしい（2）
- ・ 制度の詳しい情報がほしい

3.行政に係ること（首長申立て、県・市町行政への意見）

◆ ①首長申立て

- ・ 手続きをスムーズにすすめてほしい（5）
- ・ 申立ての条件や手順を整理、体制づくりが必要（3）
- ・ 申立てを積極的に行ってほしい（3）
- ・ 首長申立てを利用しやすくしてほしい（3）
- ・ 首長申立て件数が少ない（2）

◆ ②行政の対応

- ・ 行政職員等も知識や理解を深めることが必要（4）
- ・ 申立てに係る費用を補助してほしい（3）
- ・ 報酬支払困難者の後見人への報酬が払えるようにしてほしい（3）
- ・ 制度利用のため施設と行政が連携を図れるようにしてほしい（2）
- ・ 市町によって制度解釈や運用が異ならないようにしてほしい
- ・ 県の制度への取り組みが見えない

4.成年後見制度の利用に係ること（課題・要望）

◆ ①制度の体制

- ・ 制度自体に制限があり活用しにくい（12）
- ・ 相談しやすい窓口の設置及び対応職員の拡充をしてほしい（10）
- ・ 家族や支援者が制度を理解することが難しい（9）
- ・ 利用しやすく安心な仕組みを工夫してほしい（6）
- ・ 制度の内容を緩和してほしい（4）
- ・ 家族や支援者へのバックアップ体制、協力体制が必要（3）
- ・ 制度利用に向けての流れや窓口がわかりにくい（3）
- ・ 利用者の状況により制度の利用が消極的になってしまう（2）
- ・ 対象者へのアプローチが難しい（2）
- ・ 制度に対する不信感がある（2）
- ・ 利用者にあわせた寄り添った手続き等の支援をしてほしい（2）
- ・ 障害者分野で制度推進の遅れがある
- ・ 担当者の理解が不足している
- ・ 制度活用による虐待ケース等のチェック体制が整うと良い
- ・ 成年後見センターの設立や体制整備が必要
- ・ 入所施設における相談窓口が不足している

◆ ②手続き・費用

- ・ 手続きが煩雑で大変（14）
- ・ 費用がかかる（9）
- ・ 手続きや後見人決定までの時間がかかる（8）
- ・ 低所得の利用の際の助成制度を拡充してほしい（4）
- ・ 申立てまでの手続きの流れをわかりやすくしてほしい（3）
- ・ 手続きにあたり本人や親族から理解が得られにくい（3）
- ・ 費用のかからないシステムがあると良い（2）
- ・ 報酬設定の明確化をしてほしい（2）
- ・ 成年後見利用支援事業の内容をわかりやすくしてほしい
- ・ 未成年が成人した時に再度手続きが必要となるが、本人等から理解を得ることが困難

◆ ③後見人

- ・ 後見人が不足しており、確保や養成が必要（7）
- ・ 本人と関わりを持つ時間が少ない、連絡をしても対応してくれない（4）
- ・ 後見人によって対応の差がある（4）
- ・ 親族後見における課題がある（3）
- ・ 本人や家族と必要に応じて面会をしてほしい（2）
- ・ 専門職後見人の存在や情報の発信が必要（2）
- ・ 本人の気持ちを尊重してくれない（2）
- ・ 信頼できる後見人が選任できるようにしてほしい（2）
- ・ 専門職後見人や法人後見のできる事業所の増加を希望
- ・ 本人と後見人との信頼関係を築くためには時間が必要
- ・ 第三者に後見人を依頼することに不安がある
- ・ 後見人自身のケアも必要

◆ ④他機関連携

- ・ 行政や医療機関等他職種との理解や協力、ネットワークづくりが必要（7）
- ・ 支援者間の連携が難しい（3）
- ・ 制度上の課題に対し、関係機関で意見交換及び検討が図れると良い

◆ ⑤その他

- ・ 制度利用に対するマイナスイメージや不安がある（8）
- ・ 必要性があっても本人や親の承諾が得られない等の理由により進められない（6）
- ・ 財産管理を第三者に委ねるといった感覚が本人や身内にない（4）
- ・ 制度の導入時期の判断が難しい（4）
- ・ 制度自体がわかりにくい（3）
- ・ 利用者本人が我慢するような後見の意義に疑問がある
- ・ 要支援者の権利意識が強い場合の制度の利用に課題がある
- ・ 福祉関係者の理解が行き届いていない
- ・ 各障害特性を理解した人材の育成に期待
- ・ 制度利用により、本人の自立に影響がある
- ・ 施設入所者への取り組みが進むと良い
- ・ 身内からの金銭搾取がある
- ・ 現在は報酬が支払えていても、将来的に厳しくなる人がいる
- ・ 事業所判断で制度の利用をすすめることに懸念がある

5.社会福祉協議会に係ること（意見・要望、日常生活自立支援事業、法人後見）

◆ ①日常生活自立支援事業

- ・ 判断能力低下に伴うモニタリングや成年後見制度の移行をしていない事が多い（2）
- ・ 利用者の不利益になっている事例がある
- ・ 自己負担の減免を検討してほしい
- ・ 本人の判断能力は不十分であるが、日常生活自立支援事業活用により支障がない

◆ ②社協への期待や要望

- ・ 地域に根ざした社協の積極的な後見への取り組みに期待（7）
- ・ 制度申立てにあたり、社協機能で対応できる体制ができると良い（3）
- ・ 県社協が市町社協への働きかけをしてほしい
- ・ 県内全域で社協の後見への取り組みが広がると良い

- ・ 資産の少ない人の対応をしてほしい
- ・ 後見制度の後ろ盾となるような組織づくり活動に期待

6.法人後見・市民後見に係ること

◆ ①法人後見

- ・ 法人後見の具体的取り組みを推進してほしい（5）
- ・ 受任体制準備などに際する助成制度のしくみを作してほしい
- ・ 認識がまだまだ低い
- ・ 法人後見に係る研修会を開催してほしい
- ・ 法人後見に係る情報がほしい

◆ ②市民後見

- ・ ルールづくりや養成のためのカリキュラムづくりが必要（5）
- ・ 養成がどこまで進んでいるのかなど情報がほしい（5）
- ・ 普及啓発、研修会の開催が必要（3）
- ・ 養成研修の一部分だけでも県が主催して実施してほしい

7.施設・事業所の運営状況に係ること（現状、利用者の状況・課題）

◆ ①利用者、親族の現状と課題

- ・ 家族が制度の利用を拒否しているなど家族にアプローチが困難（10）
- ・ 利用者自身が制度利用に対して不安がある、理解がない（3）
- ・ 利用者の判断能力が低下している、コミュニケーションがとれない（2）
- ・ 家族が成年後見を行う法人を設立している
- ・ 家族全体に支援が必要
- ・ 法律行為発生後に親族から相談を受ける

◆ ②施設・事業所の現状と課題

- ・ 家族や職員のフォローがあり、制度の必要性を感じていない（25）
- ・ 今後は制度利用が必要となる利用者が増加すると考えている（16）
- ・ 利用者の消費者被害や搾取等の状況を把握していない（7）
- ・ 支援者としての負担を感じている、悩むことがある（5）
- ・ 現在は良いが、両親亡き後の対応をどうするかが課題（4）
- ・ どこからが虐待かの線引きが難しい（2）
- ・ やむを得ず保護者契約のままの状態である（2）
- ・ 搾取に気づき包括に結びつけたことがある
- ・ 施設内での利用者の権利を守るシステムが弱い

◆ ③成年後見制度の利用

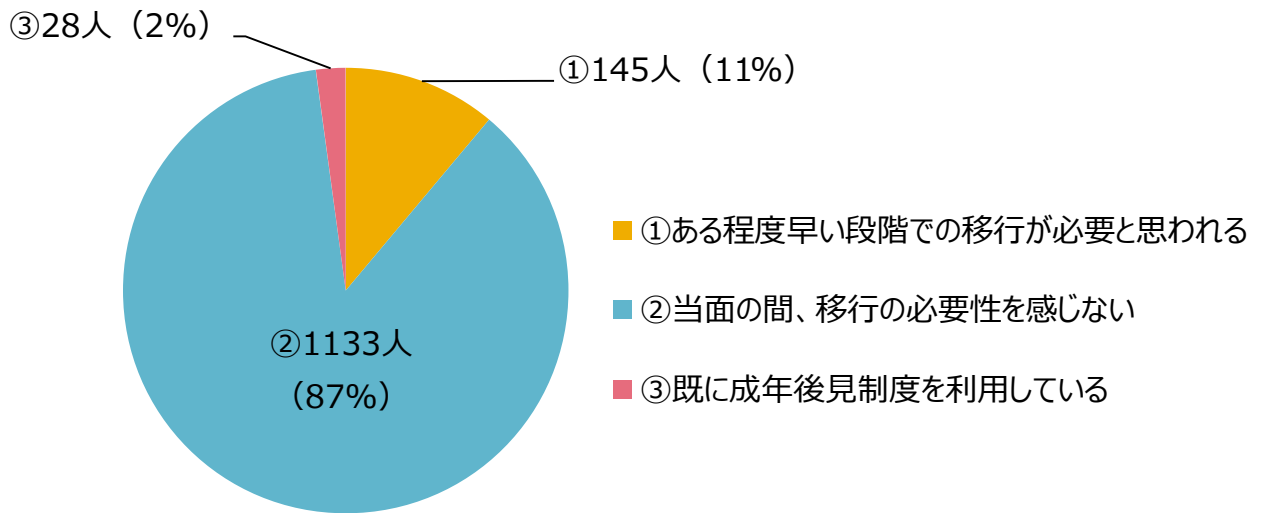
- ・ 現在、制度を利用している方がいるが、特段問題ない（8）
- ・ 実際に後見制度を利用したのトラブルがあった（5）
- ・ 関係者に相談しながら進めたい（5）
- ・ 制度に関わることがないため、よくわからない（3）
- ・ 支援者として知識を深めたい（2）
- ・ 金融機関からの要請により制度利用につながることが多い
- ・ 実際に制度を利用する人が増えてきている

日常生活自立支援事業利用者における 成年後見制度への要移行調査の結果

アンケート概要

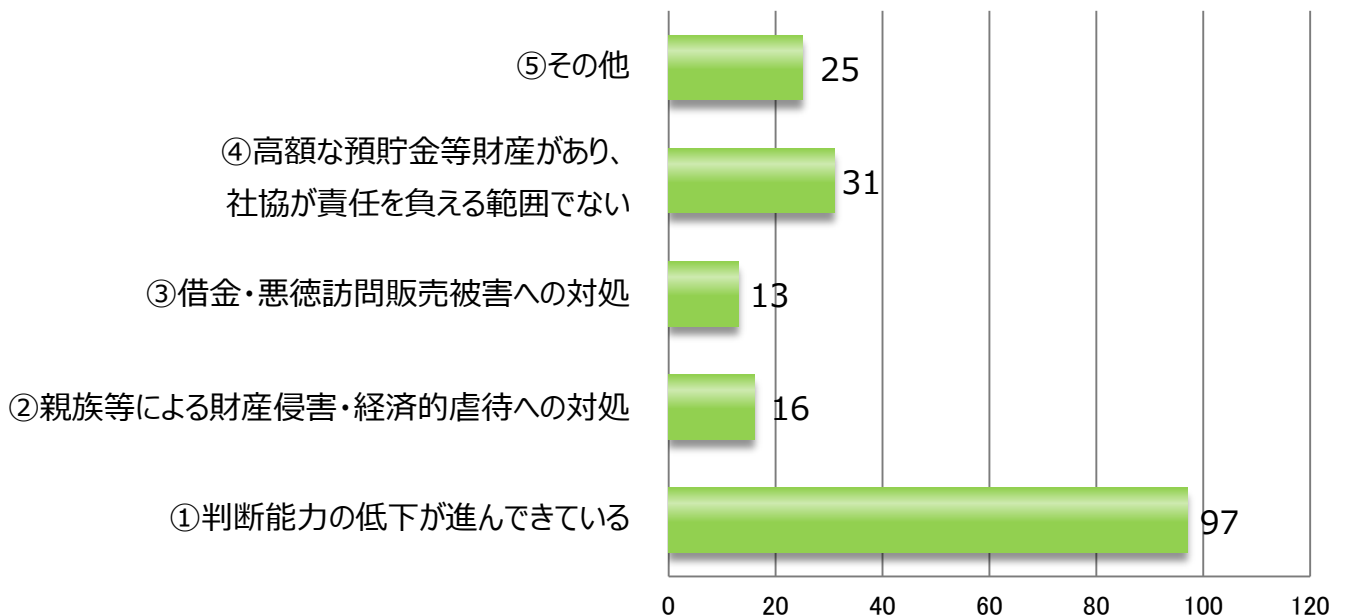
目 的	日常生活自立支援事業利用者における 成年後見制度の活用に対するニーズ調査
対 象	県内市町社会福祉協議会 35 か所
調査時期	平成 26 年 7 月～ 9 月
調査時点	平成 26 年 6 月末
調査方法	メール及び郵送による送付と回収
依 頼 数	35
回 答 数	35
備 考	日常生活自立支援事業実施主体：静岡県社協（33 市町へ委託） 静岡市社協、浜松市社協

成年後見制度への移行の必要性



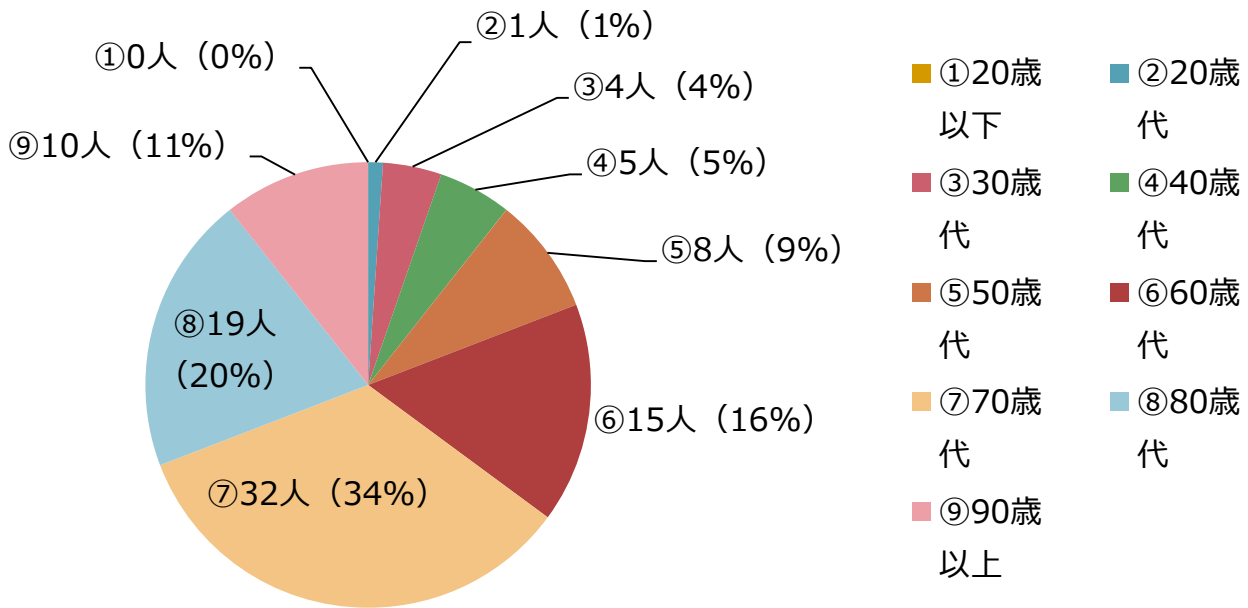
- 日常生活自立支援事業の利用者で成年後見制度への移行が必要な利用者（以下、「要移行者」）は、全利用者 1,315 人中 145 人で全体の 11%であった。
- 政令市を除く、33 市町における要移行者は 620 人中 94 人（15.2%）であった。

移行が必要と思われる理由について（複数回答）



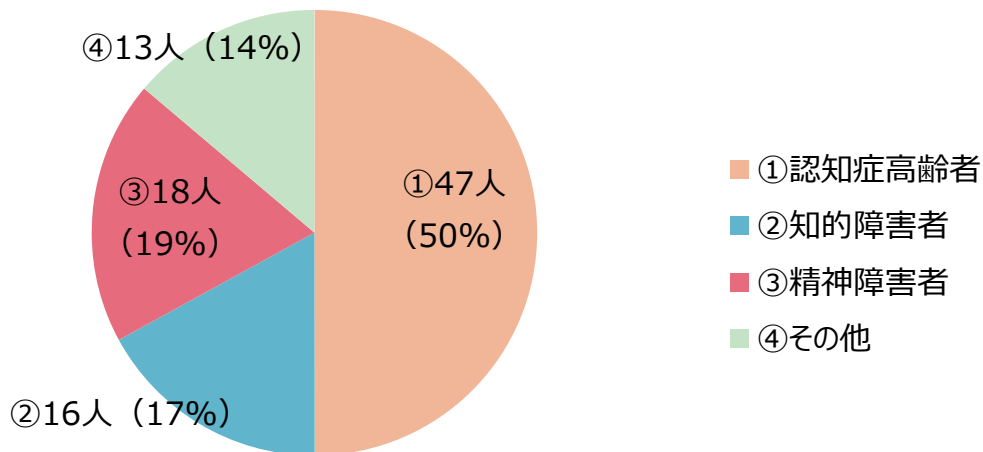
- 要移行者 145 人について、移行が必要と考えられる理由の多くは、契約時よりも「判断能力が低下しているため成年後見制度への移行が必要である」という理由で 97 人であった。

要移行者の年齢（33 市町）



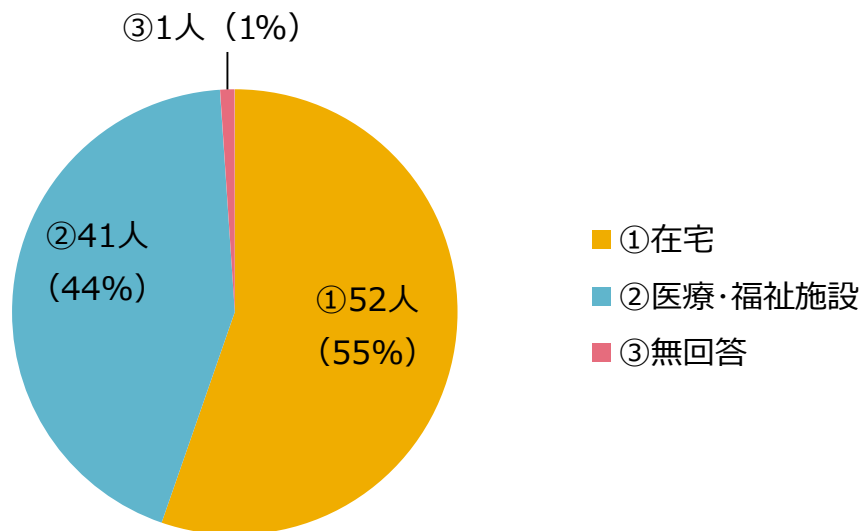
- 政令市を除く 33 市町の要移行者 94 人の年齢は、70 歳代 32 人（34%）で一番多くなっており、次いで 80 歳代 19 人（20%）、60 歳代 15 人（15%）と続いている。

要移行者の障害等区分(33 市町)



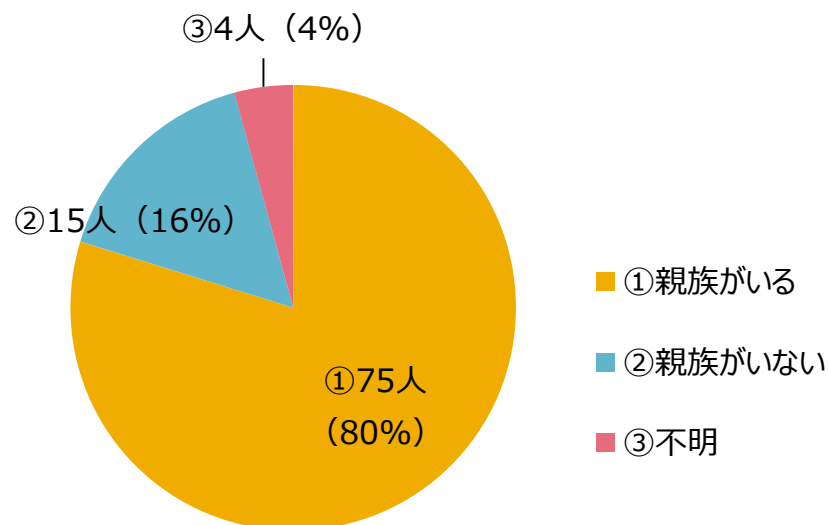
- 政令市を除く 33 市町の要移行者 94 人のうち、認知症高齢者が 47 人（50%）、知的障害者 16 人（17%）、精神障害者 18 人（19%）、その他 13 人（14%）であった。
- その他の区分については、認知症や障害認定等は受けていないが、何らかの理由により日常生活自立支援事業を必要とする者を示す。

要移行者の居住形態(33 市町)



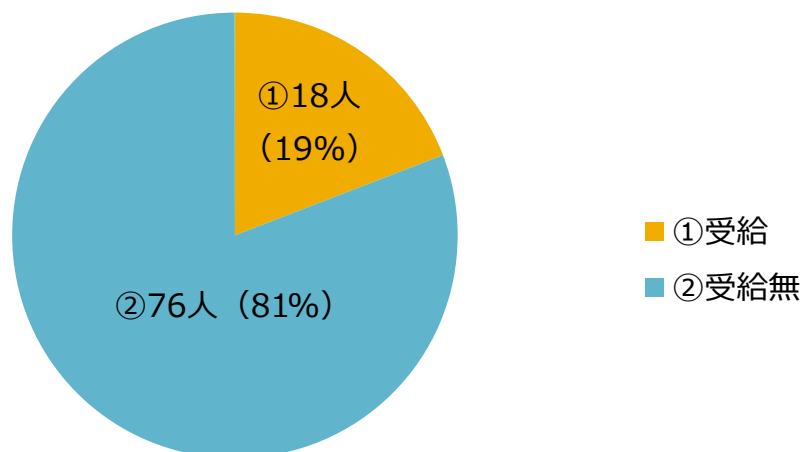
- 政令市を除く 33 市町の要移行者 94 人のうち、在宅生活者は 52 人 (55%)、医療や福祉施設入所者は 41 人 (44%) であった。

要移行者における親族の有無(33 市町)



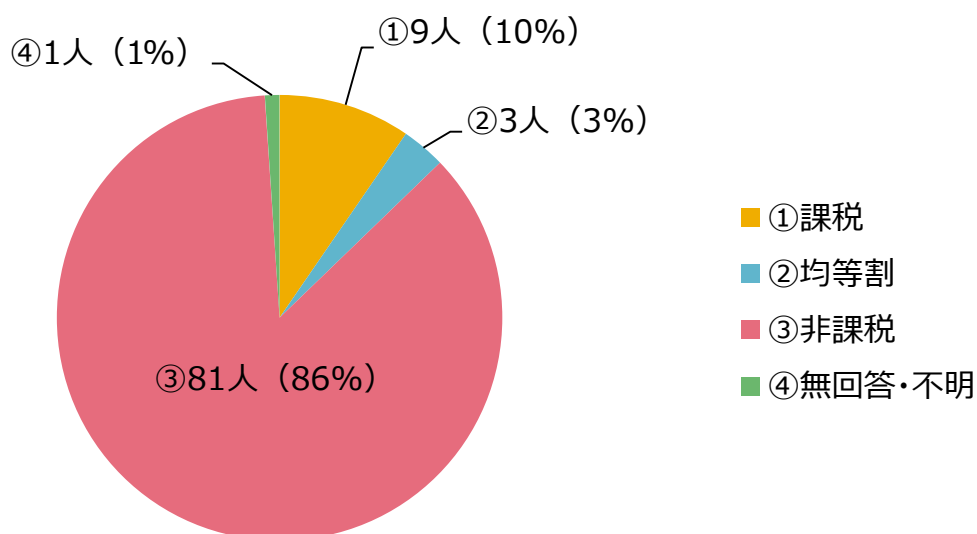
- 政令市を除く 33 市町の要移行者 94 人のうち、親族がいる者は 75 人 (80%)、親族がない者は 15 人 (16%)、不明は 4 人 (4%) であった。

要移行者における生活保護受給状況（33 市町）



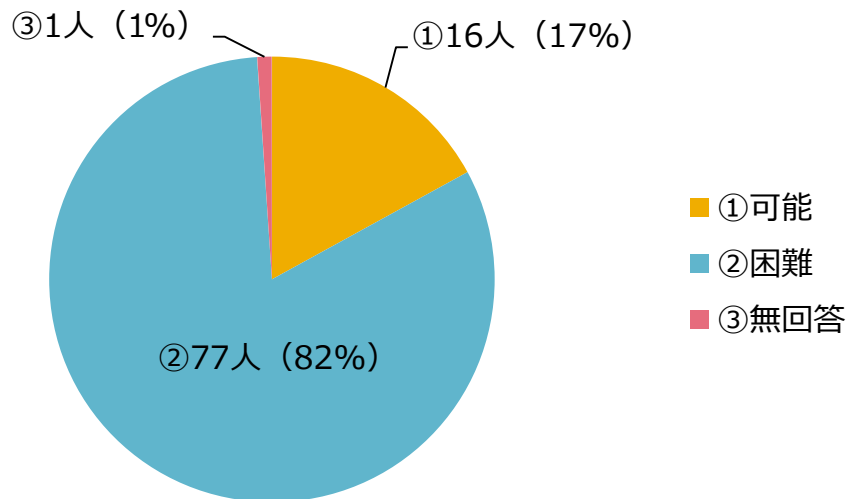
- 政令市を除く 33 市町の要移行者 94 人のうち、18 人（19%）が生活保護を受給しており、76 人（81%）は受給していない。

要移行者の課税状況(33 市町)



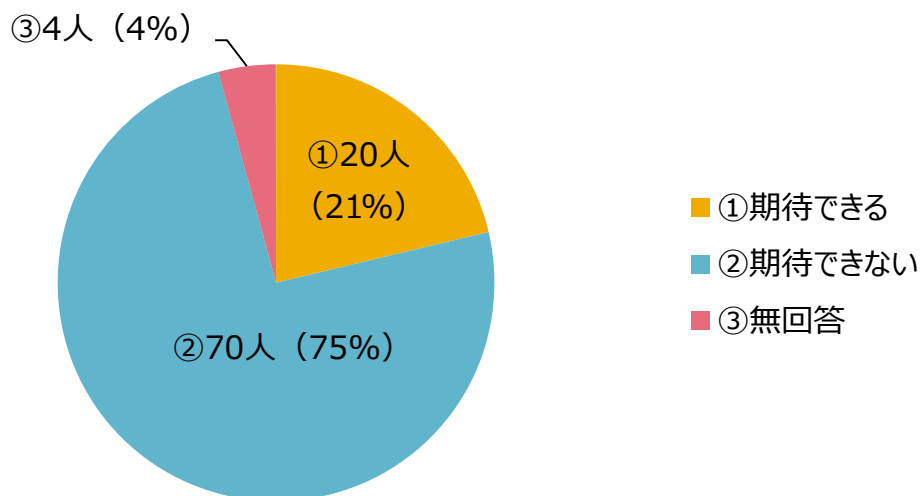
- 政令市を除く 33 市町の要移行者 94 人のうち、課税世帯は 9 人（10%）、均等割世帯は 3 人（3%）、非課税世帯は 81 人（86%）であった。

要移行者本人による申立て(33 市町)



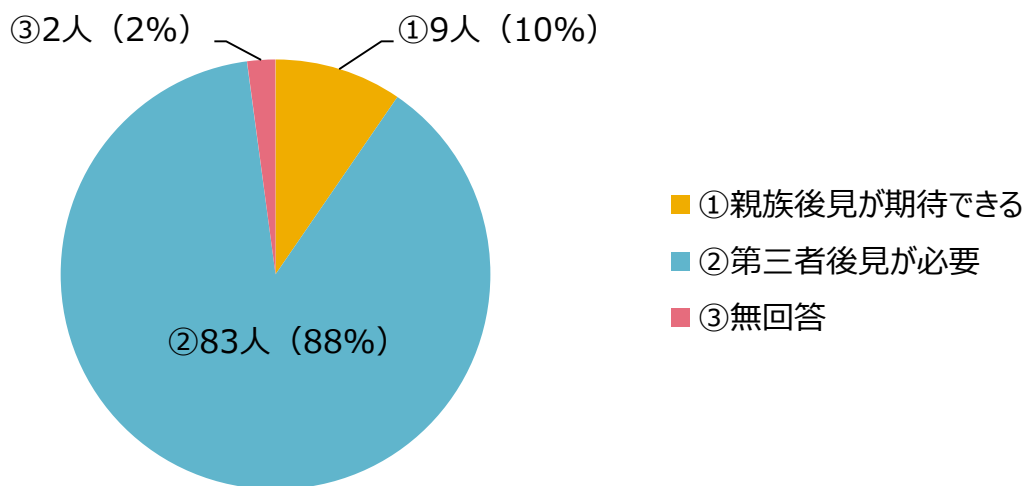
- 政令市を除く 33 市町の要移行者 94 人のうち、本人申立てが可能なのは 16 人 (17%)、本人申立てが困難な者は 77 人 (82%) であった。

要移行者の親族による申立て(33 市町)



- 政令市を除く 33 市町の要移行者 94 人のうち、親族による申立てが期待できる者は 20 人 (21%)、期待できない者は 70 人 (75%) であった。

要移行者における成年後見人等の受任(33 市町)



- 政令市を除く 33 市町の要移行者 94 人のうち、親族後見が期待できる者は 9 人 (10%)、第三者後見が必要である者は 83 人 (88%) であった。

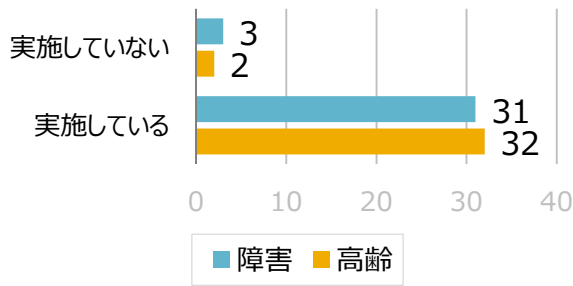
成年後見制度利用支援事業等に関する 実態把握調査の結果

アンケート概要

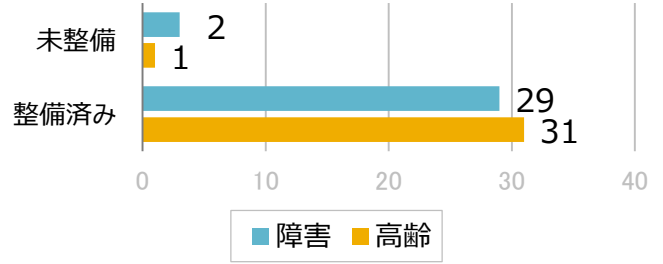
目的	県内における成年後見制度利用支援事業等の実施状況の把握
対象	県内全市町行政 35 か所
調査時期	平成 26 年 10 月～平成 27 年 1 月
調査時点	平成 26 年 9 月末
調査方法	メール及び郵送による送付と回収
依頼数	35
回答数	34

成年後見制度利用支援事業について

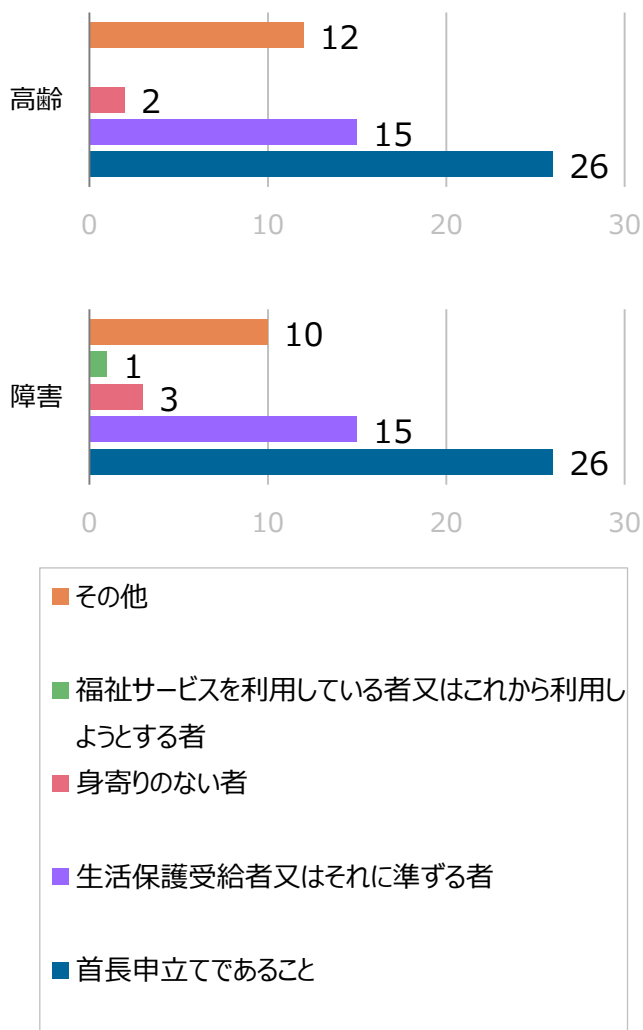
◆ 成年後見制度利用支援事業実施状況



◆ 成年後見制度利用支援事業に係る要綱整備



◆ 申立費用助成事業の対象要件（複数回答）



【その他】

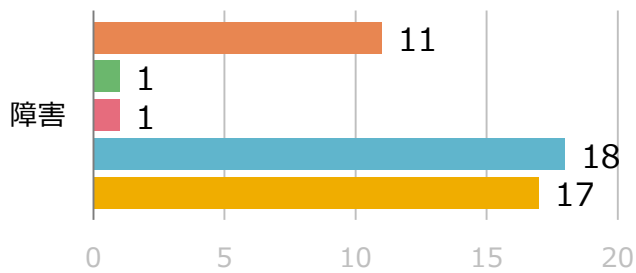
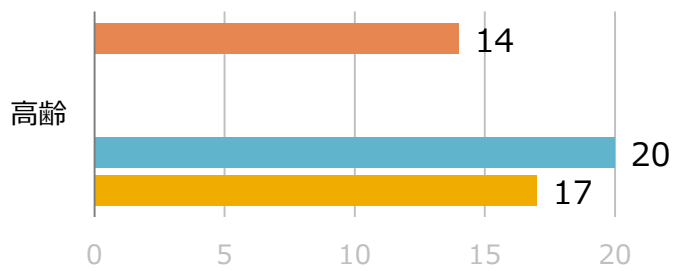
● 高齢

- 費用負担が困難である者（5）
- 助成を受けなければ申立てに要した費用等を負担することが困難であると首長が認める者（5）
- 首長申立であって、費用の助成が必要と思われる者
- 成年後見人等の報酬に係る費用を負担する者がいない場合
- 預貯金 100 万円以下の者

● 障害

- 費用負担が困難である者（4）
- 助成を受けなければ申立てに要した費用等を負担することが困難であると首長が認める者（4）
- 首長申立であって、費用の助成が必要と思われる者
- 預貯金 100 万円以下の者

◆ 後見人等報酬助成事業の対象要件



- その他
- 福祉サービスを利用している者又はこれから利用しようとする者
- 身寄りのない者
- 生活保護受給者又はそれに準ずる者
- 首長申立てであること

【その他】

● 高齢

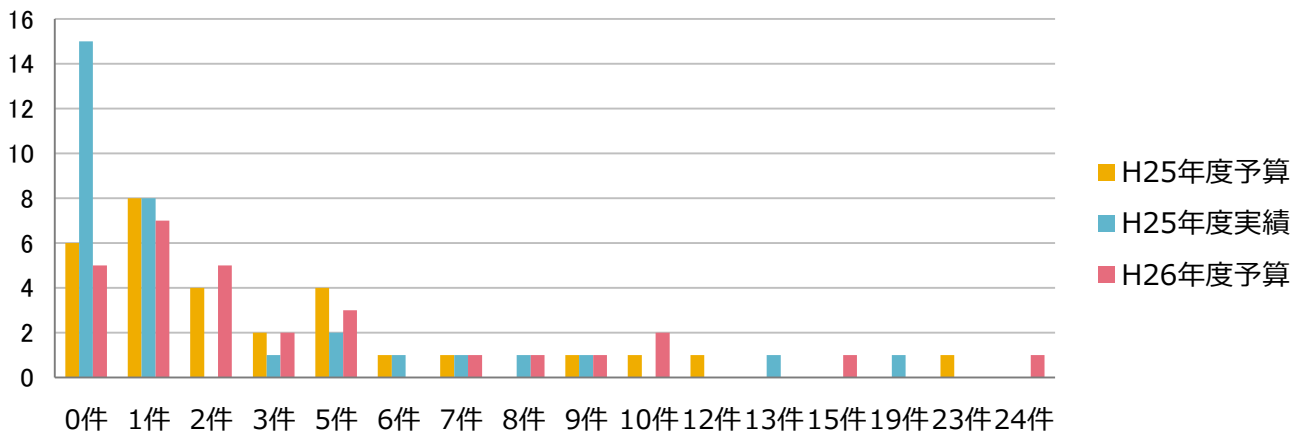
- 助成を受けなければ申立てに要した費用等を負担することが困難であると首長が認める者（6）
- 費用負担が困難である者（3）
- 首長申立であり、生活保護者もしくは活用できる資産や貯蓄がなく助成を受けなければ制度の利用ができない者
- 報酬費用の負担が困難であると家裁に判断された者
- 預貯金 100 万円以下の者

● 障害

- 助成を受けなければ申立てに要した費用等を負担することが困難であると首長が認める者（4）
- 費用負担が困難である者（3）
- 首長申立であり、生活保護者もしくは活用できる資産や貯蓄がなく助成を受けなければ制度の利用ができない者
- 報酬費用の負担が困難であると家裁に判断された者
- 預貯金 100 万円以下の者

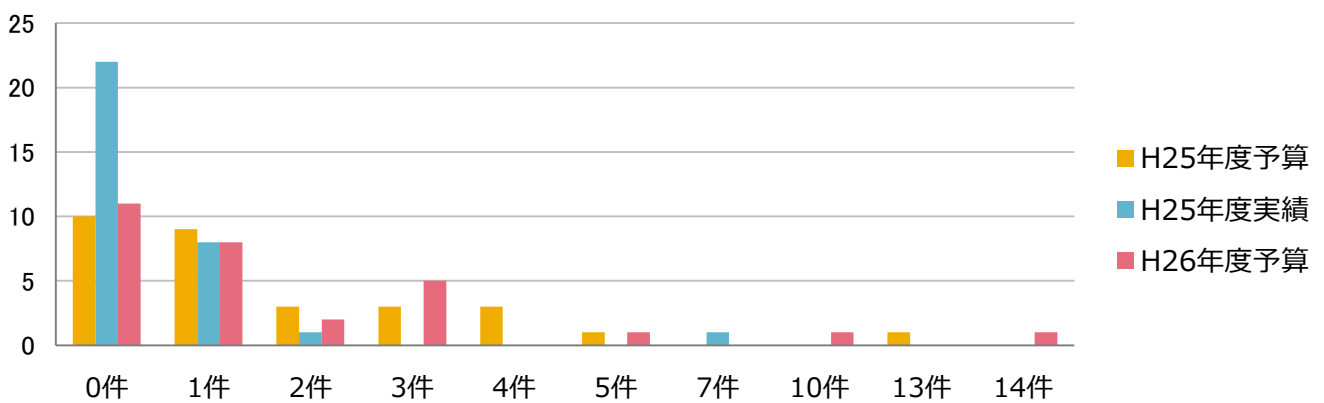
◆ 申立費用の助成件数

高齢



	0件	1件	2件	3件	5件	6件	7件	8件	9件	10件	12件	13件	15件	19件	23件	24件
H25 予算	6	8	4	2	4	1	1		1	1	1				1	
H25 実績	15	8		1	2	1	1	1	1			1		1		
H26 予算	5	7	5	2	3		1	1	1	2			1			1

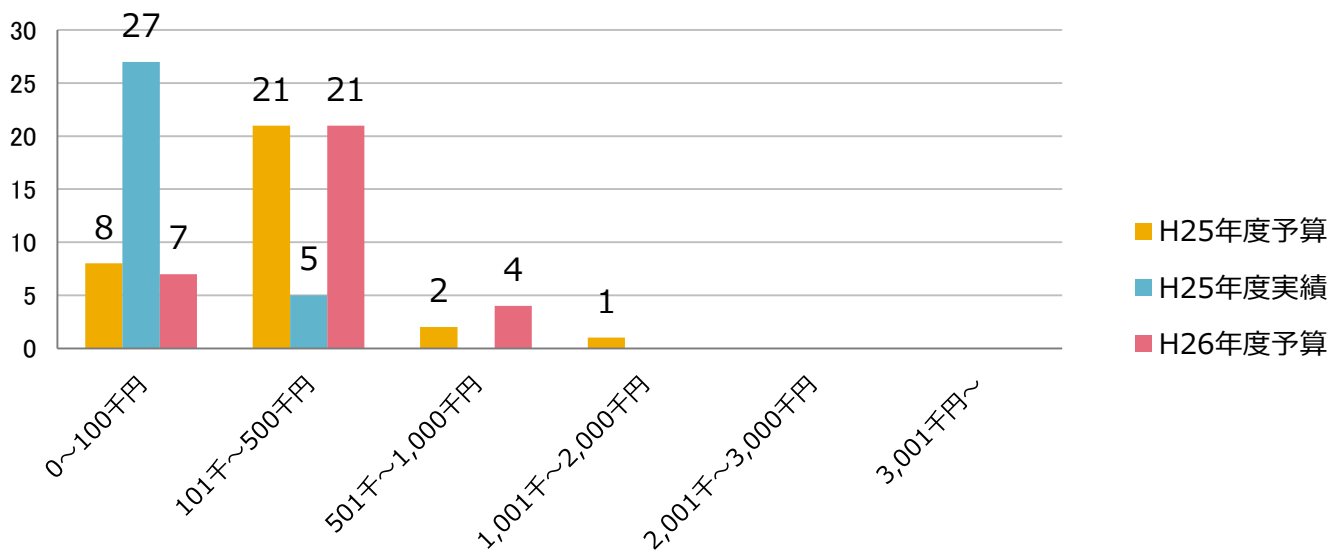
障害



	0件	1件	2件	3件	4件	5件	7件	10件	13件	14件
H25 予算	10	9	3	3	3	1			1	
H25 実績	22	8	1				1			
H26 予算	11	8	2	5		1		1		1

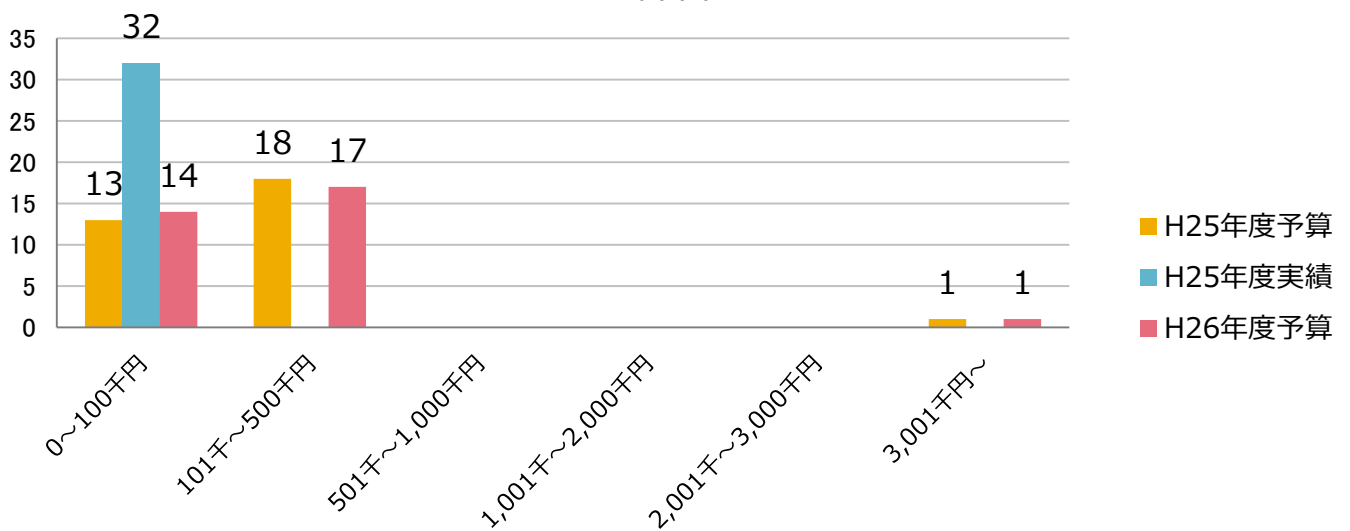
◆ 申立費用の助成金額

高齢



	0~100千円	101千~500千円	501千~1,000千円	1,001千~2,000千円	2,001千~3,000千円	3,001千円~
H25 予算	8	21	2	1		
H25 実績	27	5				
H26 予算	7	21	4			

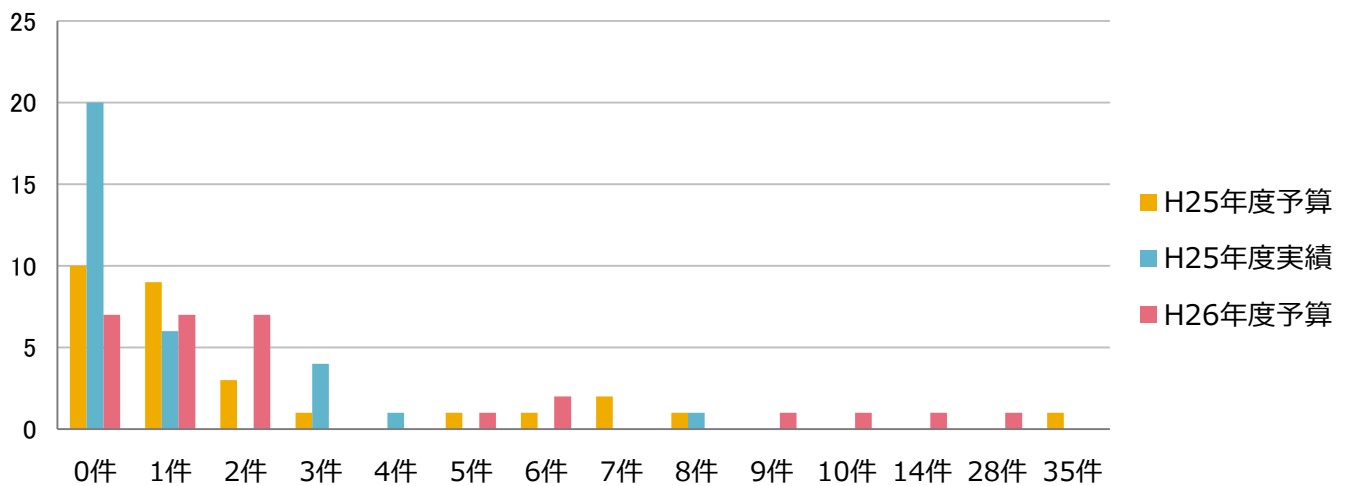
障害



	0~100千円	101千~500千円	501千~1,000千円	1,001千~2,000千円	2,001千~3,000千円	3,001千円~
H25 予算	13	18				1
H25 実績	32					
H26 予算	14	17				1

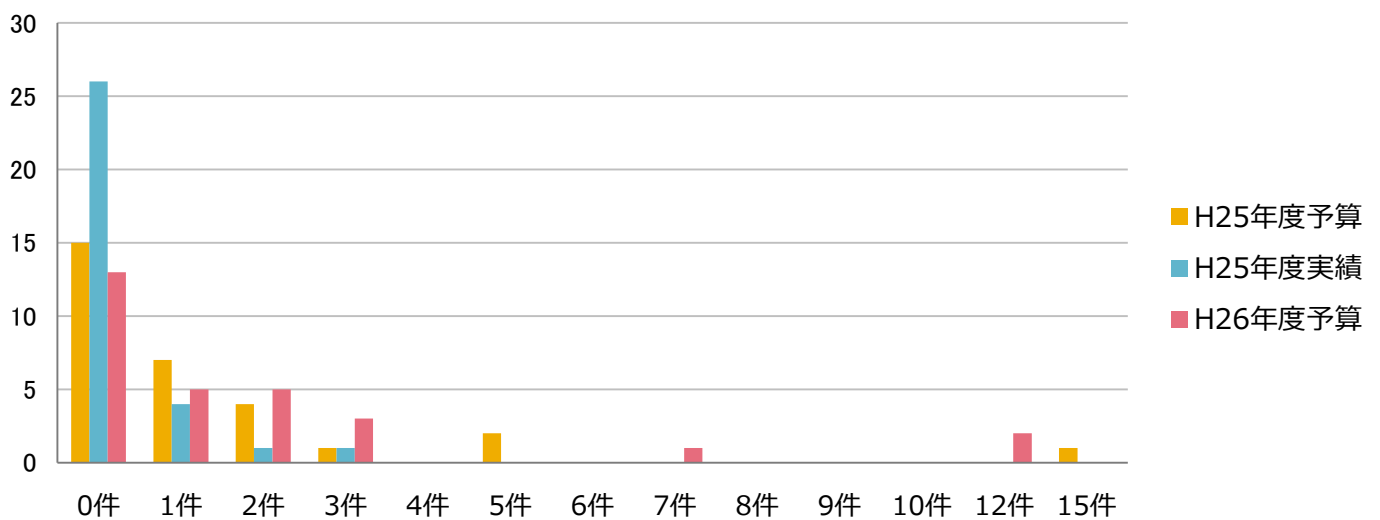
◆ 後見人等報酬の助成件数

高齢



	0件	1件	2件	3件	4件	5件	6件	7件	8件	9件	10件	14件	28件	35件
H25 予算	10	9	3	1		1	1	2	1					1
H25 実績	20	6		4	1				1					
H26 予算	7	7	7			1	2			1	1	1	1	

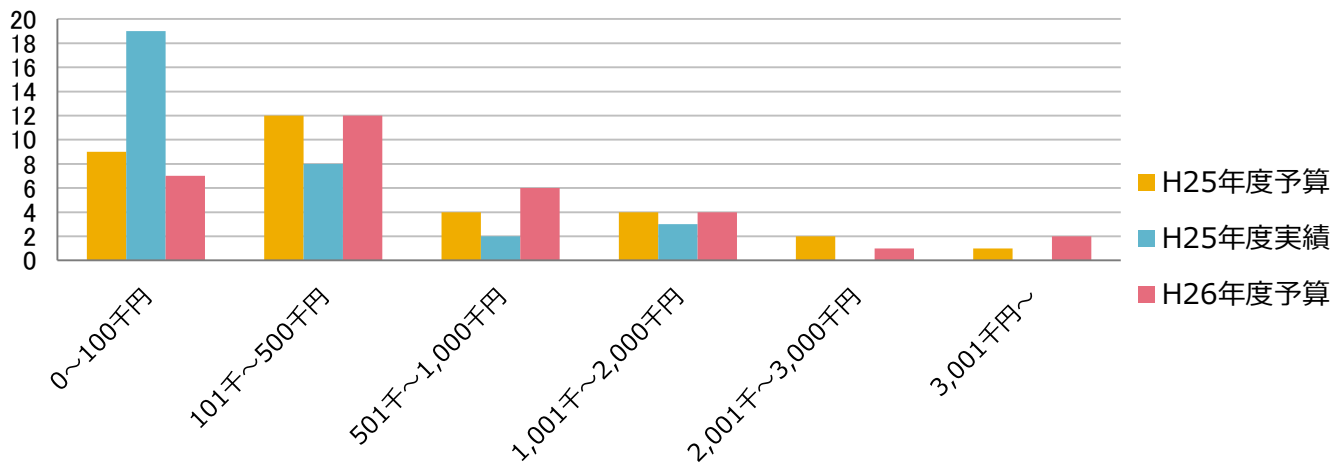
障害



	0件	1件	2件	3件	4件	5件	6件	7件	8件	9件	10件	12件	15件
H25 予算	15	7	4	1		2							1
H25 実績	26	4	1	1									
H26 予算	13	5	5	3				1				2	

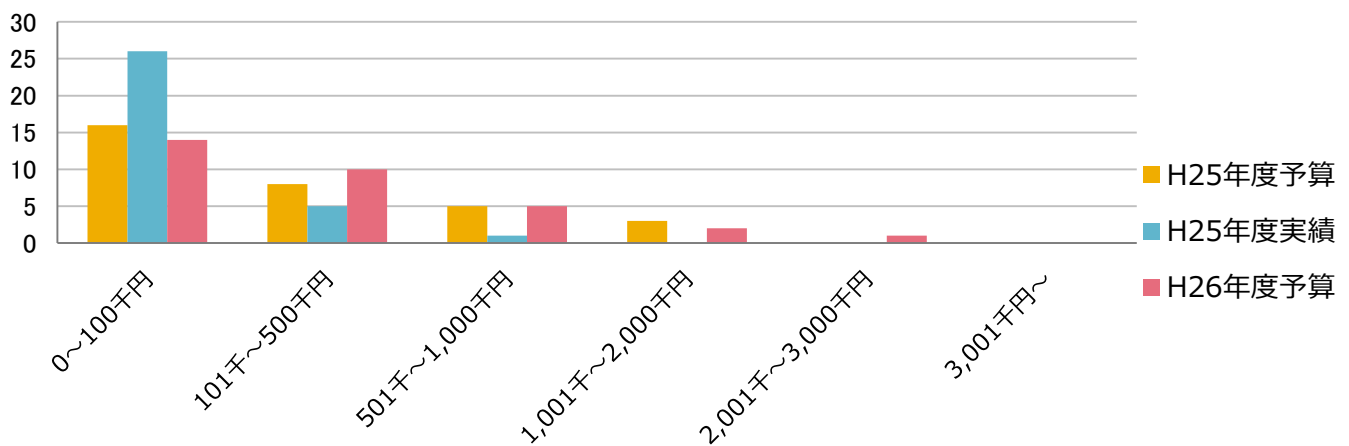
◆ 後見人等報酬の助成金額

高齢



	0~100千円	101千~500千円	501千~1,000千円	1,001千~2,000千円	2,001千~3,000千円	3,001千円~
H25 予算	9	12	4	4	2	1
H25 実績	19	8	2	3		
H26 予算	7	12	6	4	1	2

障害

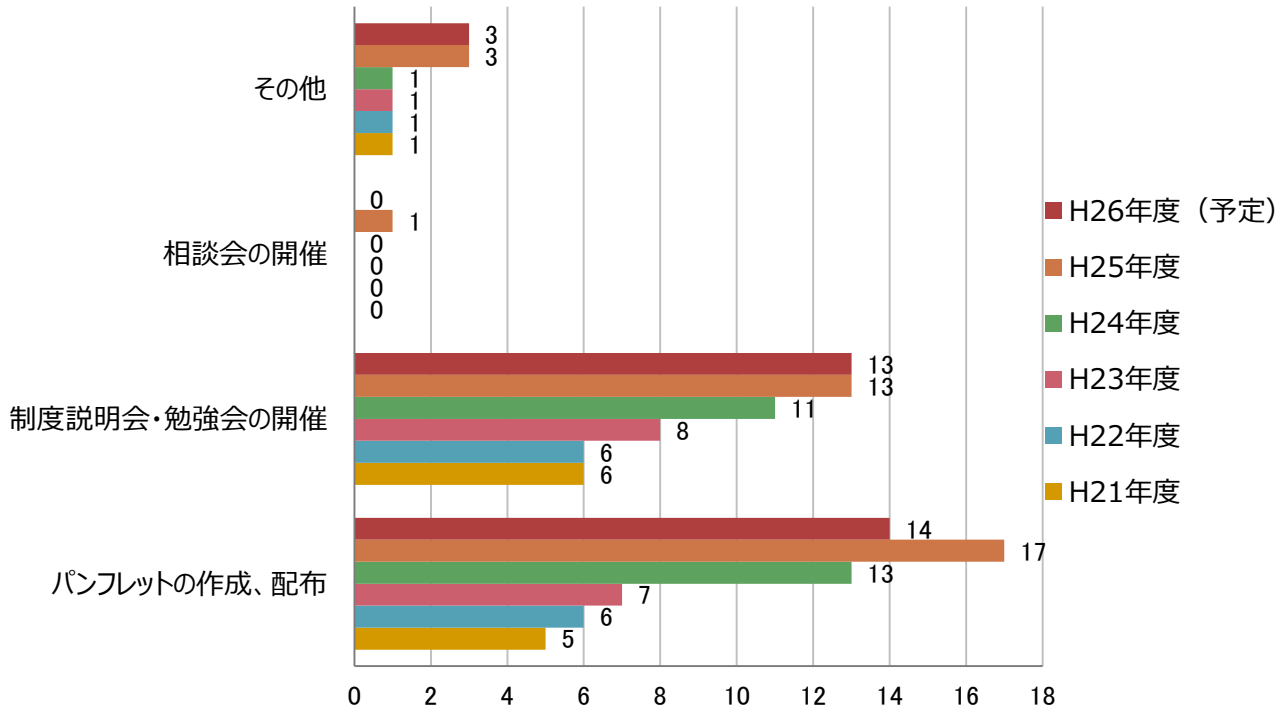


	0~100千円	101千~500千円	501千~1,000千円	1,001千~2,000千円	2,001千~3,000千円	3,001千円~
H25 予算	16	8	5	3		
H25 実績	26	5	1			
H26 予算	14	10	5	2	1	

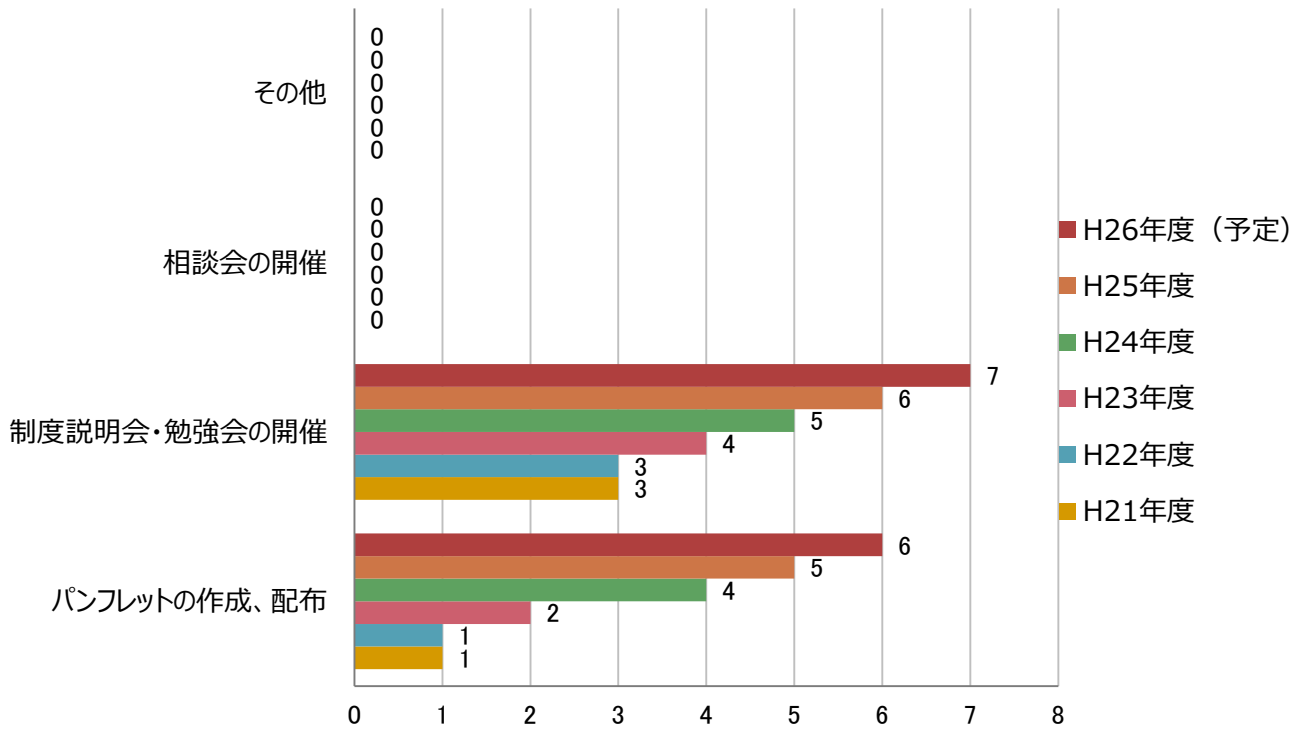
成年後見制度の普及・啓発事業について

◆ 普及啓発の実施状況

高齢

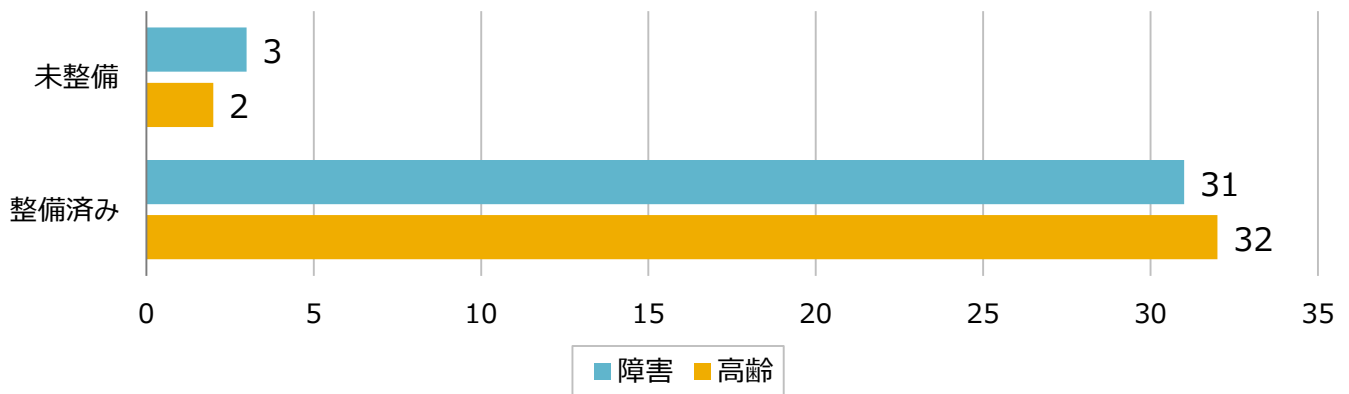


障害

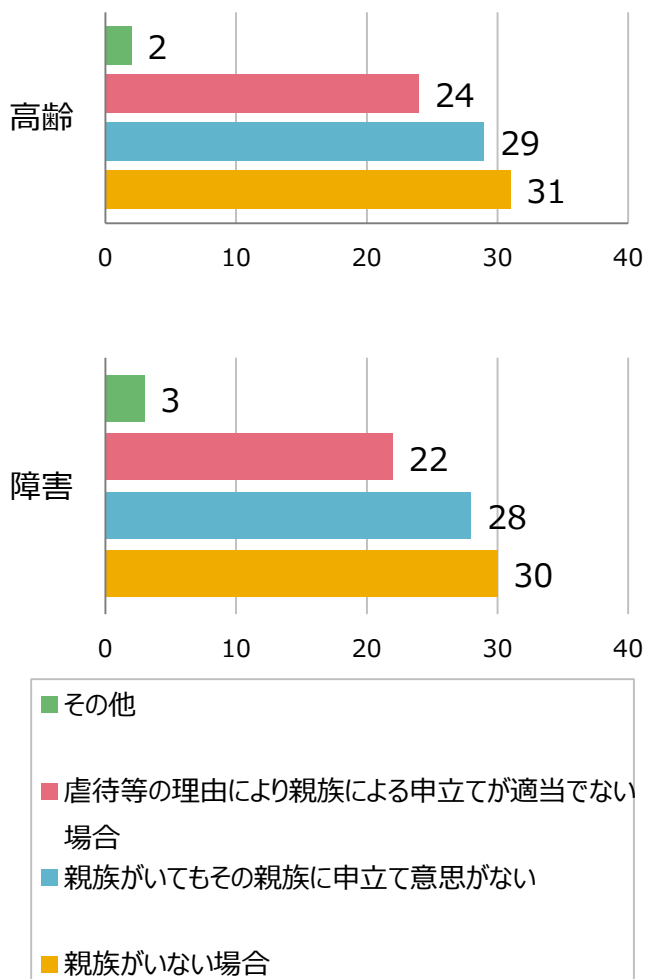


首長申立について

◆ 首長申立要綱整備状況



◆ 首長申立対象要件



【その他】

● 高齢

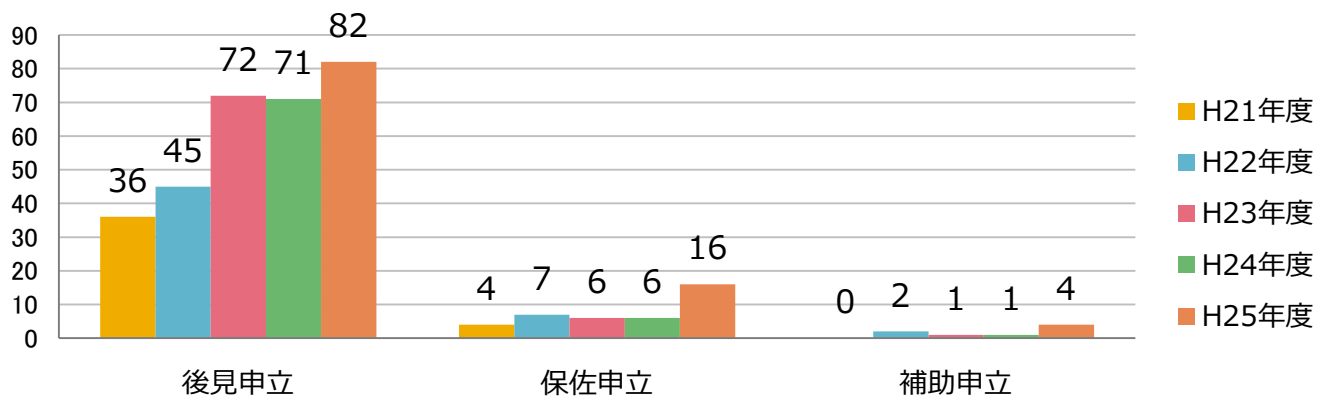
- 緊急やむを得ない事由により、市長が必要と認めた場合
- 民生委員等が成年後見人等を必要とする状態にあると判断した場合（判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者で）

● 障害

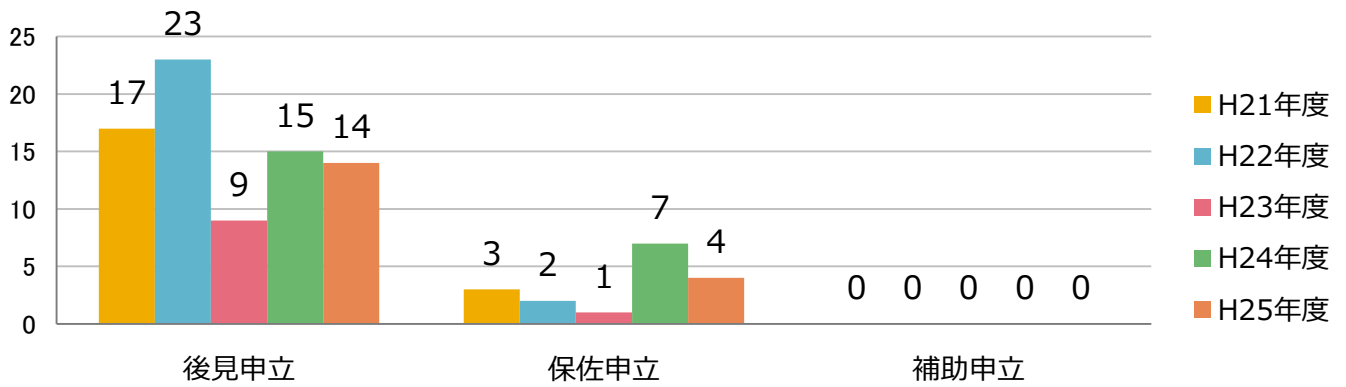
- 親族調査をする十分な時間がない時で、速やかに審判請求することが対象者の福祉にとって必要であると判断した者
- 緊急やむを得ない事由により、市長が必要と認めた場合
- 民生委員等が成年後見人等を必要とする状態にあると判断した場合（判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者で）

◆ 首長申立実績

高齢

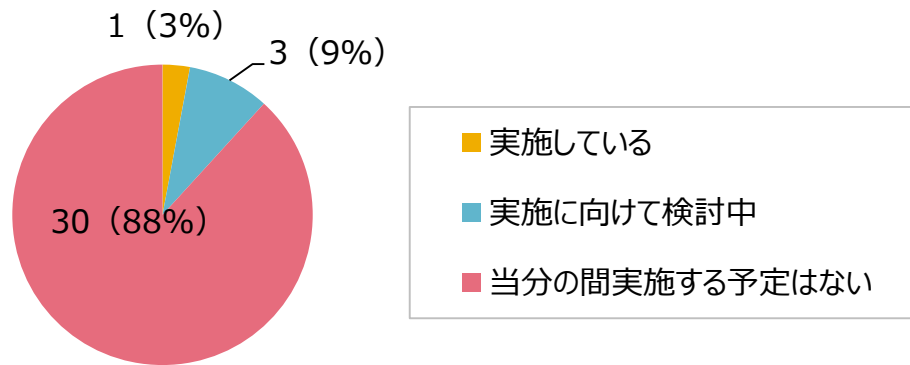


障害

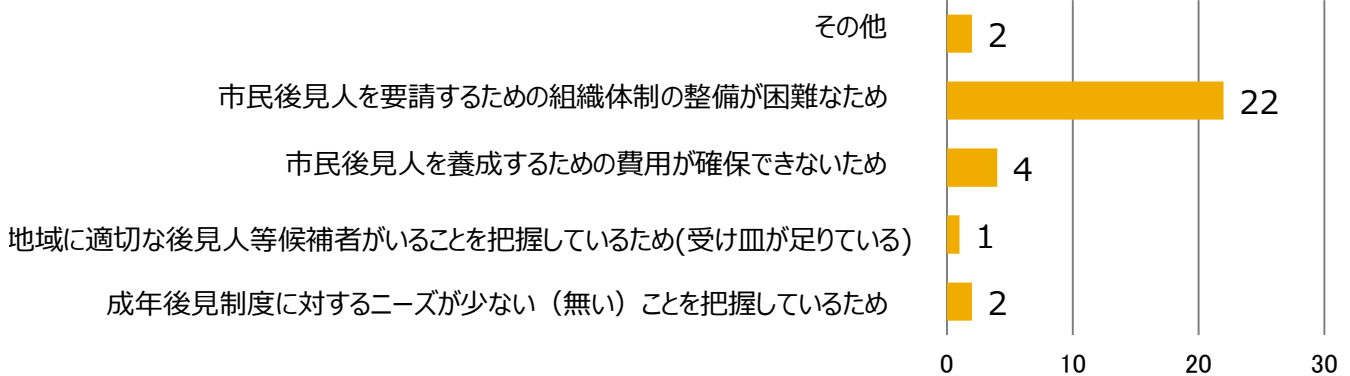


市民後見人の養成について

◆ 市民後見人養成研修実施状況



実施予定なしの理由



【その他】

- 市民後見人を家裁が選任しないと思われるため
- 検討する予定

◆ 市民後見人養成研修の外部委託状況

○委託している… 1 か所（社協へ委託）

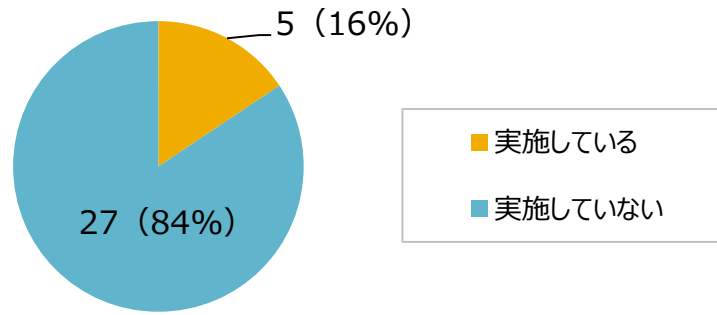
◆ 市民後見人候補者名簿登録状況

○登録者なし

◆ 平成 25 年度市民後見人養成計画数（1 市のみ回答）

○5 人

◆ 市民後見人養成研修以外の推進事業

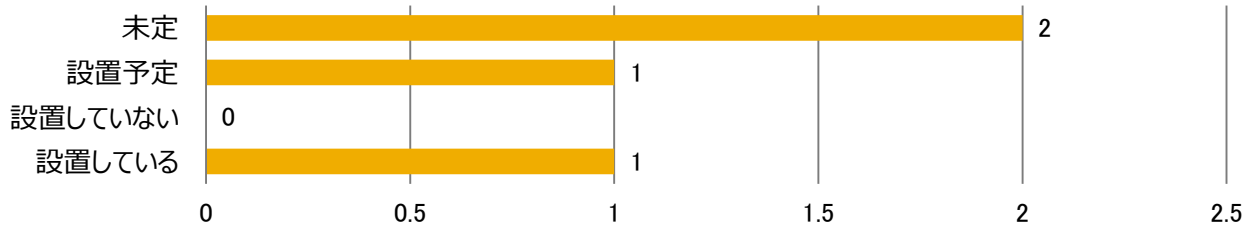


【実施内容】

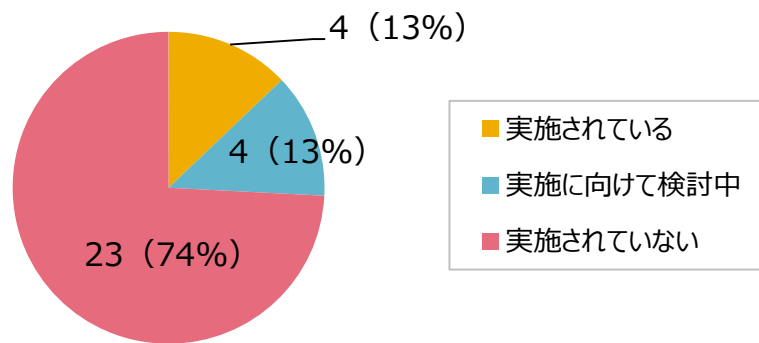
- 市民後見人に係る講演会／市民後見人説明会
- 啓発講演会、基礎講座
- 啓発講演会、先進都市視察
- 成年後見講演会の中で制度の紹介
- 社協による成年後見制度の研修会

◆ 市民後見人養成研修以外の推進事業

市民後見人支援機関



◆ 法人後見実施状況



【実施機関】

- 社協 3 か所
- 社会福祉法人 1 か所

◆ 成年後見制度の推進についての課題や問題点（記述）

(1)制度の周知

- 成年後見制度の推進について、介護者の高齢化など制度の必要性はあるものの、一般市民への周知については、十分とは言えないところがある。
- 制度の周知や相談業務の中において（制度）利用を進めたりすることは常に行っている。
- 成年後見制度の認知度は、まだまだ低いと感じる。周知活動がもっと必要。

(2)財源や報酬の問題

- 報酬助成（未実施）の考え方、財源。後見センター（法人後見）を運営するのであれば、その財源。
- 成年後見人等への報酬助成の財源。
- 報酬の支払いが負担になり、申立てをためらう場合がある。
- 後見人等が必要となった方の財産が少ない場合、後見人への報酬の助成のための予算の確保。

(3)広域での取り組み

- 広域でセンター設立が必要、又は、区分別に実施部署が別であるが、窓口は一つの方が良い。
- 市民後見人の育成や法人後見の支援は、規模の小さい自治体では単独設置が難しいため、広域での設置が必要と考えます。
- 必要な人材の確保など、各市町で独自に行うことは困難である。
- 後見支援については、専門の相談機関の設置が望ましいと思われるが、市単独で行うには費用的・事務的にも効率性が悪い。また、法人後見の受け皿としては、現状の資源では社会福祉協議会以外になり得る組織や団体がないと思われ、その場合には高齢者・障害者ともにサービスとの利益相反の問題が生じる。上記の課題を考えると、保健福祉圏域程度の広域での実施と法人後見の実施機関の設立が望ましい。

- 町単位での推進になると、ニーズも少なく、対応が難しいため、広域での推進が必要と思われるが、各市町において、優先度も低く、これまであまり議論もされていない。今後どのような形で広域で普及、啓発を行っていくかが課題になると感じている。

(4)制度自体の課題

- 成年後見人等における不正防止。
- 認知症高齢者、独居高齢者が多く、親族の支援も乏しく、今後本制度の利用増が懸念される。
- 成年後見制度が推進されるには、申立て手続きが簡便化されることが第一であると考ええる。
- 首長申立てを予定していた利用者について、「登記されている事項証明書」を法務局に取り寄せたところ、その前に知人と任意後見契約を結んでいたことが判明したが、その知人自体が何も支援を行っていなかった。任意後見契約を解除してからではないと、後見申立てができないと裁判所から話があったため、その後契約解除から首長申立てまでかなりの時間を要した。成年後見制度自体が、本人の権利、財産を守ることが目的なので、手続きの進行においても、杓子定規ではなく臨機応変に対応するべきと考ええる。
- 土地、家屋等の不動産を所有している場合の処分や、当人の死後の事務をどこまで後見人が面倒をみるのかということ（面倒をみるのが可能か）。

(5)各市町が抱える課題

- 成年後見制度の必要性や手続きがわからない場合、必要な時期に速やかに制度が利用できない。
- 今後、市民後見人が必要となるケースが多くなると思われるが、現時点では、そういったケースが少ない。どのタイミングで市民後見人の養成及び支援機関を設置するかの判断が難しい。
- こちら側が必要と判断しても、主治医による認知症の診断がされていないため、手続き自体が上手くいかないことがある。特にこの地域は、認知症の専門員がかなり不足しているため、本人の生活場面については、ある程度家族や包括、ケアマネといった関係者が的確に主治医に伝える必要もあるし、医療、介護の連携強化は不可欠と考える。
- 新たに後見人の担い手として市民後見人が期待されているが、市民後見人への支援体制。
- どの程度の案件までを行政で対応するべきかが曖昧であること。

(6)その他

- 日常生活自立支援事業を行っている社会福祉協議会が積極的に法人後見を立ち上げてもらえるとありがたい。

専門職後見人団体の活動状況に関する アンケート調査の結果

アンケート概要

目的 県内の専門職後見人団体（会員）の活動状況の把握

対 象 1. 静岡県社会福祉士会
2. 静岡県弁護士会
3. 静岡県司法書士会

調査時期 平成 26 年 8 月～9 月

調査時点 平成 26 年 6 月末

調査方法 文書依頼と郵送による回答

依頼数 3

回答数 3

団体名：一般社団法人静岡県社会福祉士会、調査基準日：H26/2/1

管轄 家庭裁判所	行政区分	会員数	後見人 候補者名簿 登録者数	活動者数	受任件数	受任可能 件数	課題等 (自由記述)
静岡	静岡市	248	68	56	137	26	
沼津支部	沼津市	77	16	10	19	8	
	御殿場市	28	8	8	12	3	
	裾野市	17	4	4	9	4	
	三島市	52	9	8	26	2	
	伊豆市	21	3	2	5	3	
	伊豆の国市	25	6	4	12	1	
	清水町	13	2	1	1	0	
	長泉町	22	2	1	5	1	
	小山町	6	2	1	1	1	
	函南町	18	3	3	4	0	
富士支部	富士市	95	16	11	20	4	
	富士宮市	57	16	11	33	10	
下田支部	下田市	7	0	0	0	0	
	東伊豆町	3	1	1	3	0	
	河津町	3	2	1	1	0	
	南伊豆町	6	3	3	12	3	
	松崎町	4	1	1	1	1	
	西伊豆町	5	3	1	1	2	
浜松支部	浜松市	209	43	35	181	57	
	磐田市	37	9	8	22	20	
	袋井市	20	4	3	6	1	
	湖西市	14	3	2	10	0	
掛川支部	掛川市	36	4	3	9	1	
	御前崎市	14	4	4	7	5	
	菊川市	15	2	2	6	5	
	森町	8	1	1	2	0	
熱海 出張所	熱海市	13	6	6	11	4	
	伊東市	22	2	2	4	2	
島田 出張所	島田市	25	4	4	12	2	
	焼津市	53	6	6	11	4	
	藤枝市	57	13	12	33	21	
	牧之原市	12	3	1	1	2	
	吉田町	6	2	1	1	1	
	川根本町	3	1	1	1	0	
合計		1251	272	218	619	194	

団体名：静岡県弁護士会、調査基準日：H26/2/1

管轄 家庭裁判所	行政区分	会員数	後見人 候補者名簿 登録者数	活動者数	受任件数	受任可能 件数	課題等 (自由記述)
静岡	静岡市	156	89			89	
沼津支部	沼津市	94	54			54	
	御殿場市						
	裾野市						
	三島市						
	伊豆市						
	伊豆の国市						
	清水町						
	長泉町						
	小山町						
函南町							
富士支部	富士市	32	19			19	
	富士宮市						
下田支部	下田市	5	3			3	
	東伊豆町						
	河津町						
	南伊豆町						
	松崎町						
西伊豆町							
浜松支部	浜松市	115	86			86	
	磐田市						
	袋井市						
	湖西市						
掛川支部	掛川市	7	7			7	
	御前崎市						
	菊川市						
	森町						
熱海 出張所	熱海市	8	3			3	
	伊東市						
島田 出張所	島田市	7	4			4	
	焼津市						
	藤枝市						
	牧之原市						
	吉田町						
	川根本町						
合計		424	265			265	

団体名：公益社団法人成年後見リーガルサポート静岡支部、調査基準日：H26/6/1

管轄 家庭裁判所	行政区分	会員数	後見人 候補者名簿 登録者数	活動者数	受任件数※	受任可能 件数	課題等 (自由記述)
静岡	静岡市	112	38	53	186	算出不能	<p>①生活困窮者や資力の乏しい方の後見等の就任依頼については、一部ボランティア精神のある会員にお願いしているのが現状で、それも当然限度のあることで、今後については、各市町村の「後見制度利用支援事業」の制度上の早急な拡充（対象を首長申立、生活保護者に限定しない等）が望まれます。</p> <p>②司法書士については、都市部のみならず、比較的その周辺部にも分散開業をしてはおりますが、それでも後見等の就任依頼には、近辺に適する会員が居らず遠隔地受任となるケースもあり苦慮することがあります。</p> <p>このような会員空白地を極力減らすべく会員拡充を図っています。</p>
沼津支部	沼津市	29	6	11	18		
	御殿場市	8	1	3	1		
	裾野市	6	1	1	0		
	三島市	16	6	8	47		
	伊豆市	1	0	0	0		
	伊豆の国市	4	0	0	0		
	清水町	0	0	0	0		
	長泉町	3	1	2	2		
	小山町	0	0	0	0		
	函南町	3	1	1	0		
富士支部	富士市	25	12	13	40		
	富士宮市	16	4	4	20		
下田支部	下田市	7	2	2	16		
	東伊豆町	0	0	0	0		
	河津町	2	2	2	20		
	南伊豆町	0	0	0	0		
	松崎町	0	0	0	0		
	西伊豆町	1	1	1	1		
浜松支部	浜松市	121	34	39	137		
	磐田市	14	2	5	24		
	袋井市	12	3	3	32		
	湖西市	9	3	5	8		
掛川支部	掛川市	11	5	5	29		
	御前崎市	1	0	0	0		
	菊川市	3	0	0	0		
	森町	2	0	0	0		
熱海出張所	熱海市	4	0	0	0		
	伊東市	8	2	2	3		
島田出張所	島田市	11	2	5	30		
	焼津市	18	7	8	60		
	藤枝市	24	7	9	49		
	牧之原市	8	3	3	21		
	吉田町	2	2	2	17		
	川根本町	0	0	0	0		
合計		481	145	187	761		

※地区別受任件数は、あくまでも受任している司法書士の所在地が基となっており、案件の所在地ではない。

社協における法人後見事業実施状況調査 報告

アンケート概要

調査名 法人後見の実施に係る状況調査

対 象 静岡県内 35 市町社会福祉協議会

調査時期 平成 26 年 6 月

回 答 数 35/35 社協

法人後見を実施（受任）している社協の回答

◆ Q1-1：法人後見を実施（受任）していますか

■ 実施している ■ 現在は実施していないが実施に向けて検討中 ■ 当分の間、実施する予定はない

4

7

24

■ 実施している社協は4市

（御殿場市【H25.12】、静岡市【H22.12】、磐田市【H26.1】、浜松市【H25.12】）

【 】は開始時期

■ 現在は実施していないが実施に向けて検討中は7市町社協

（熱海市、富士市、焼津市、藤枝市、島田市、袋井市、西伊豆町）

◆ Q1-2：法人後見を実施した理由は何ですか

判断能力の低下した日常生活自立支援事業利用者を引き続き支援する必要があったため	3
地域に適切な後見人等候補者がいない（少ない）ため	1
家庭裁判所から依頼があったため	0
行政から依頼があったため	2
その他（社協として今後を見据え取組むという方針）	1

◆ Q1-3：法人後見受任要件は何ですか。

適切な後見人等候補者がいないこと	4
首長申立てであること	3
生活保護受給者又はそれに準ずる者であること	0
日常生活自立支援事業の利用者であること	2
特に要件は定めていない	0
その他（詳細は下記のとおり）	3

- 著しい権利侵害にあっており保護の必要性・緊急性の高いものであること、紛争性がないこと。
- 紛争性がないこと、市内の相談機関からの紹介であること。
- 紛争性がなく、身上監護と日常的な金銭管理が主な者。

◆ Q1-4：平成26年6月1日現在の受任件数をご記入ください。

	後見	保佐	補助
認知症高齢者	7人	4人	1人
知的障害者	1人	人	人
精神障害者	1人	2人	人

◆ Q1-5 : 受任ケースにおける後見等報酬の内訳件数をご記入ください。

項目	件数
① 本人の財産からの報酬	9件
② 成年後見利用支援事業からの報酬	2件
③ 上記①と②両方からの報酬	件
④ 受任して1年未満のため無報酬	5件
⑤ 報酬を辞退したため無報酬	件
⑥ 上記④⑤以外の理由で無報酬理由 ()	件

◆ Q1-6 : 貴社協が受任している被後見人等の中に貴社協自らが実施している介護保険等の福祉サービスを利用している人(利益相反ケース)は何人いますか。

1人

◆ Q1-7 : 平成26年度の法人後見業務に係る職員体制

	専従	兼務
正 規	5人	11人
非正規常勤	人	2人
非正規非常勤	人	人

◆ Q1-8 : 平成26年度の財源別予算額をご記入ください。

1 社協のみが後見報酬400千円を予算化。他は0予算。

◆ Q1-8 : 法人後見を実施する中で感じる課題や問題点は何ですか。

財源の確保	2
人員の確保	3
担当者に対する研修機会の確保	2
弁護士等専門家から指導・助言を受ける機会の確保	3
行政との連携強化	4
特にない	0
その他 ()	0

◆ Q1-9 : 法人後見に関する意見等ありましたらご記入ください。

- 社協による法人後見がまず最初にくるのではなく、親族や第三者など他に適切な後見人等の受任者がいない場合の最後の受け手として、というスタンスです。現状では、当地域において後見人等の受任者が不足している、あるいは後見ニーズが増加していると感じられる切迫した状況はなく、まず1件受任して経験を積んでいるという状況です。親族等からの後見制度手続きについての相談はあり、書式の提供や取り寄せ書類の説明などの申立て支援的なことはしています。その際は、『後見人候補者にいきなり社協を』とはしていません。
- 国は市民後見人の育成を推進しているが、市として市民後見人をどのように生かしていくのか社協と調整して欲しい。(日常生活自立支援事業における生活支援員のように活躍していただけると良い)

現在は実施していないが実施に向けて検討中の社協の回答

◆ Q2-1: いつ頃からの実施を目途に検討していますか。

平成27年度中の実施予定が2社協、実施時期未定が5社協

◆ Q2-2: 法人後見の実施に向けて検討を始めた理由はなんですか。(複数回答)

判断能力の低下した日常生活自立支援事業利用者を引き続き支援する必要があったため	2
地域に適切な後見人等候補者がいない(少ない)ため	2
家庭裁判所から依頼があったため	0
行政から依頼があったため	1
その他(詳細は↓に記述)	4

- 市民後見推進検討会内で市民後見人個人受任には社協の監督が必要で、監督には法人後見を行っていないと難しいという議論から
- 県社協からの呼びかけにより広域での検討
- 県社協より広域法人後見検討の声かけをもらったため
- 今後必要性が高まるため

◆ Q2-3: 検討しているメンバーは誰ですか。(複数回答)

社協職員	6
行政職員	1
福祉・医療関係者	2
当事者団体(家族会含む)	1
その他(法律関係者、職能団体)	3

◆ Q2-4: 実施に向けて課題や問題になっていることは何ですか。(複数回答)

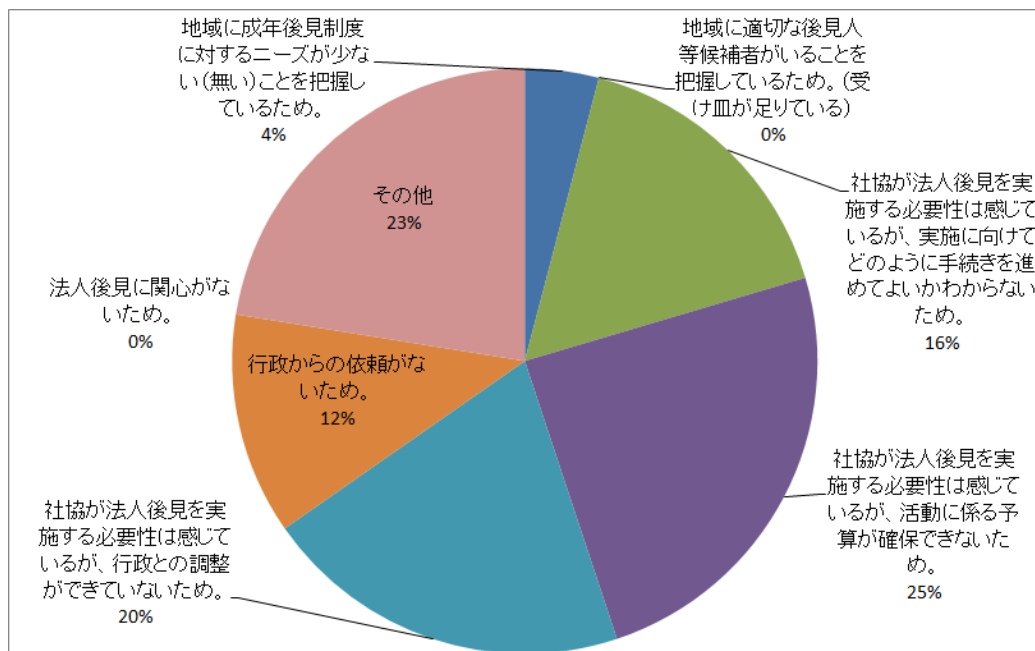
財源の確保	6
組織体制の整備	7
職員に対する研修機会の確保	5
弁護士等専門家から指導・助言を受ける機会の確保	5
行政との連携	6
特になし	0
その他()	0

◆ Q2 - 5: 法人後見に関する意見等ありましたらご記入ください。

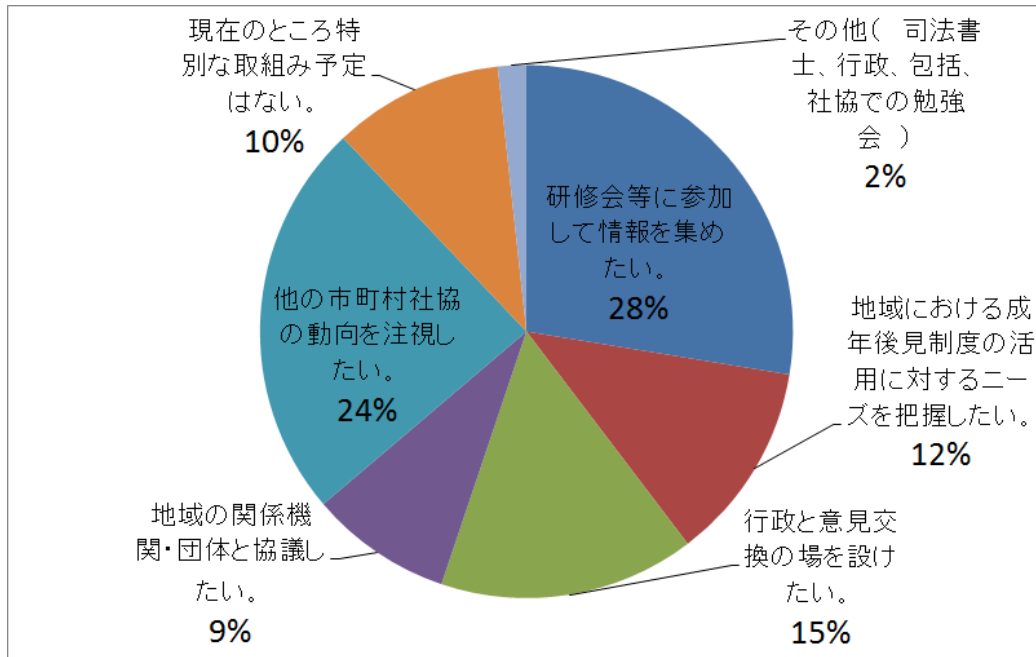
- 県社協がバックアップをするつもりであれば、具体的な内容を提示していただきたい。
- 法人後見に向けて取り組むマニュアルなどあれば検討しやすいと思います。全国社協から情報提供されている物は後見を取り巻く状況や社協が取り組むことの意義、先進地の概要などが多いのですが、各市で検討するにあたり、どこをポイントにして進めていくのかなどがわかれば行いやすいと思います。例えば、「各市の状況に応じてここは検討する」「こういう方法とこういう方法があってどちらを選択する」等。
- 行政の理解・協力なしには難しいと考える
- 本件については、法人後見事業あるいは広域法人後見事業を単独で検討すればよいと考えていたが、生活福祉資金や日常生活自立支援事業、ふくし相談等と広くかかわってくることから相談事業体制を見直す意味や生活困窮者自立促進支援事業とも絡めて十分に協議すべきと考えている。
- 社協が法人後見を実施する必要性（ニーズ）を知りたい

当分の間、実施する予定はない社協の回答

◆ Q3 - 1: 実施しない理由は何ですか。（複数回答 N = 49）



◆ Q3-2: 当面の取組方針についてお聞かせください。(複数回答 N=58)



◆ Q3-3: 法人後見に関する意見等ありましたらご記入ください。

- これまで法人後見をお願いしたいという声もありましたが、弁護士・司法書士・社会福祉士に依頼できないケースではなかったと考えています。
- ○○市は常に後見人の受け皿の問題があがっており、今後後見爆発がおきた時に対応できない。そのため、社協において法人後見も含めた権利擁護センターの設置と権利擁護センターと包括のすみわけ、連携を本気で検討していく必要性を感じている。社協の認識不足もあるが、現時点で行政がうしろむきで話がすすまないと感じている。
- 周辺市町との広域連携について検討したい
- 法人後見に取り組むために何が必要か、具体的な研修をお願いしたい。(9月開催の研修会がそういう内容だとは思われるが)

成年後見事件に関する実態把握調査の結果

アンケート概要

目的 県内における成年後見事件の状況把握

対 象 静岡家庭裁判所

調査時期 平成 26 年 8 月～10 月

調査時点 平成 25 年末

調査方法 文書依頼と回答書の直接受領

依頼数 1

回答数 1

静岡家庭裁判所管内の成年後見関係事件の概況について

1.申立件数について

	合計	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見 監督人選任
平成 22 年	840	699	99	24	18
平成 23 年	887	748	90	33	16
平成 24 年	942	785	116	31	10
平成 25 年	1,077	883	138	39	17

2.終局区分別件数表

(1)合計

	総計	1 認容	2 却下	3~5 合計	3 取下げ	4 当然修了	5 その他
平成 22 年	779	723	3	53	41	10	2
平成 23 年	930	850	2	78	67	9	2
平成 24 年	972	920	3	49	41	5	3
平成 25 年	1,047	989	3	55	41	9	5

(2)終局区分別件数表（後見開始）

	総計	1 認容	2 却下	3~5 合計	3 取下げ	4 当然修了	5 その他
平成 22 年	629	582	3	44	34	8	2
平成 23 年	770	708	1	61	54	5	2
平成 24 年	808	768	3	37	30	4	3
平成 25 年	859	814	3	42	29	8	5

(3)終局区分別件数表（補佐開始）

	総計	1 認容	2 却下	3~5 合計	3 取下げ	4 当然修了	5 その他
平成 22 年	103	98	0	5	3	2	0
平成 23 年	116	106	1	9	6	3	0
平成 24 年	118	113	0	5	5	0	0
平成 25 年	134	127	0	7	6	1	0

(4)終局区分別件数表（補助開始）

	総計	1 認容	2 却下	3～5 合計	3 取下げ	4 当然修了	5 その他
平成 22 年	30	29	0	1	1	0	0
平成 23 年	28	24	0	4	3	1	0
平成 24 年	34	28	0	6	5	1	0
平成 25 年	39	35	0	4	4	0	0

(5)終局区分別件数表（任意後見）

	総計	1 認容	2 却下	3～5 合計	3 取下げ	4 当然修了	5 その他
平成 22 年	17	14	0	3	3	0	0
平成 23 年	16	12	0	4	4	0	0
平成 24 年	12	11	0	1	1	0	0
平成 25 年	15	13	0	2	2	0	0

3.申立人と本人との関係別件数表

	合計	本人	配偶者	親	子	兄弟 姉妹	その他 親族	法定後 見人等	任意後 見人等	検察官	市区長 村長
平成 22 年	787	46	60	47	274	132	129	8	17	0	74
平成 23 年	936	53	69	65	338	144	159	5	12	0	91
平成 24 年	976	91	74	71	330	146	143	11	6	0	104
平成 25 年	1,049	95	74	62	355	175	149	13	11	0	115

(注 1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注 2) 1 件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数とは一致しない。

4.年齢別件数

(1)本人の男女別・年齢別件数表（合計）

	合計	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	65未満	70未満	70歳代	80歳以上
平成22年	723	1	16	28	53	68	38	42	165	312
平成23年	850	2	21	30	48	64	56	44	188	397
平成24年	920	1	33	29	53	59	46	45	186	468
平成25年	989	1	21	29	54	69	53	61	235	466

(2)本人の男女別・年齢別件数表（男性）

	合計	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	65未満	70未満	70歳代	80歳以上
平成22年	307	0	14	17	35	42	29	24	69	77
平成23年	360	1	15	21	35	33	35	26	87	107
平成24年	403	1	20	18	38	42	33	23	91	137
平成25年	420	1	8	20	35	42	35	37	107	135

(3)本人の男女別・年齢別件数表（女性）

	合計	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	65未満	70未満	70歳代	80歳以上
平成22年	416	1	2	11	18	26	9	18	96	235
平成23年	490	1	6	9	13	31	21	18	101	290
平成24年	517	0	13	11	15	17	13	22	95	331
平成25年	569	0	13	9	19	27	18	24	128	331

(注) (1)から(3)は後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

5.申立ての動機別件数表

	合計	預貯金等の管理・解約	保険金受取	不動産の処分	相続手続	訴訟手続等	介護保険契約	身上監護	その他
平成22年	1,401	720			169	30	108	284	90
平成23年	2,053	794	120	248	235	62	363	178	53
平成24年	2,239	864	128	303	214	70	411	165	84
平成25年	2,433	925	111	318	239	58	399	328	55

(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注2) 1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数とは一致しない。

6.審理期間別件数表

	合計	1月以内	2月以内	3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	6月超
平成22年	779	289	214	144	62	42	8	20
平成23年	930	367	292	142	59	32	17	21
平成24年	972	564	287	77	26	8	6	4
平成25年	1,047	623	304	65	25	16	7	7

7.成年後見人等と本人の関係別件数表

	合計	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会
平成22年	754	37	22	200	68	88	102	102	97	
平成23年	875	50	38	223	74	95	115	128	129	9
平成24年	952	45	44	225	80	88	140	162	138	4
平成25年	1,008	47	22	240	83	85	188	159	146	6

	税理士	行政書士	精神保健福祉士	市民後見人	その他法人	その後個人	法人	知人	その他
平成22年							28	1	9
平成23年	3	12	0	0	3	2			
平成24年	2	16	0	0	3	5			
平成25年	1	11	0	0	18	2			

(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注2) 1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数とは一致しない。

8.管理継続中の本人数

	合計	成年後見	保佐	補助	任意後見
	5,153	4,099	760	236	58

(注) 平成25年12月末日時点の本人数である。

記述（全文掲載）

静岡県における今後の成年後見制度の取り組みに関する意見等

1.成年後見制度推進に係ること（評価できる点、推進のために必要なこと、意見）

以前に比べると包括のおかげで成年後見制度に結び付けるのがスムーズになった気がします。

担当地域では利用対象者は少ないけれど、弱者を守る上では必要であり安心できる大切な制度と考えます。事情についてはケースバイケースであり、導入部を大切に、信頼関係を得て進めることが大事であると考えます。

成年後見制度の手続を進めるにあたり、専門的な相談機関（専門職）が市町村単位で必要。地域包括支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援（ケアマネ）などは成年後見制度についてもっと知識を身につける必要がある。

相談支援事業所が行う計画相談の中で問題点や必要度が分かってくるものと思う。そこから先の進め方を検討していく必要があると思う。

富士市では、平成 26 年 7 月 1 日に成年後見支援センターが開設されました。相談する場所がはっきりしたことで大変助かります。今後こうした事業が拡大される事を望みます。

現在はグループホームに入所され、安心した日々が送れているようです。制度に対する理解が無く、不安に思われていた方も生活状況が落ち着く事ですべて良い方向の理解に変わったように思います。信頼関係の構築の上にある制度なんだな！！と痛感しました。

身寄りのない方の場合、この制度により安心して生活する事が出来ると思います。施設で安定して生活している時は良いのですが、退所後の心配も少なくなります。成年後見では細かいサポートまで手が届きにくい状況も聞かれますが、今後も制度の内容を充実させて頂き、要支援者の生活の質が安定されるよう協力して頂きたいと感じます。

身寄りのない方が利用しやすい制度になると良いと思います。

少子化に伴い今後制度利用が増えると思われる。事業所内でも制度について勉強会を設け、利用者にはしっかり話を進められるような体制を作っていこうと考えている。

成年後見制度がより身近に感じられ利用しやすい制度であって欲しいと思います。地域の状況からも必要性は強く感じています。

本人の判断能力が不十分であり、その他困難な事情がある場合、この制度はとてもいいと思います。必要があれば説明等も行なっていきます。

本来であれば制度を利用する事が必要な方も制度を使わず生活している現状があるが、社会の動向により益々制度の活用を進めなければならない状況にあると予想される。各市町が認識を深め、体制づくりをしていかなければならないと思う。

本年度富士市において委託事業に市社協が成年後見支援センターを開設しました。アンケート内容にあるように、当施設においても必要性は分かっているも具体的な一歩を踏み出せない状況がこの何年か続いており、仕組みや活用・申立をいかに御利用者・御家族を巻き込んで行なっていくかが課題でありました。身近にこのようなセンターが開設した事により、私共も活用させて頂き、確実に進める環境を整備したいと思います。

ご家族すべての方に障害があるような特別なケースに対してもスムーズな対応が出来るような体制があれば良いと思います。

今後、施設、居宅共に認知症を有する方々へのサポートとして成年後見制度はかなり重要な事項となると思われます。民間の事業所として介護サービスを適切に受けて頂けるように今後より施

設内での制度のご案内等行なって参りたいと存じます。

保護者の皆さんへの情報提供等積極的に実施する必要がありますが①フローチャート形式で分かりやすい資料を基に②補助人・補佐人・後見人となりうる人の選択をし③今後の為のライフプランを共に作成する為の勉強会を予定したいと思っています。

取組みを積極的に行ないたいと準備を進めてはいますが、保護者の協力が得られずあまり切迫感がなく将来の不安への思いが弱い。必要性を理解してもらおうよう今後も説明努力をしていきたいと考えています。

今後、社会情勢の変化に伴い、施設に入所される方の家族状況も身寄りがない、未婚で子どもがいないという方も増えていくと考えられます。それに伴い、後見人の需要も高まってくると思います。ただ、後見人の横領等の問題も多く聞かれていますので、法人後見等でしっかりと管理して頂けると安心かと思えます。

行政や司法といったフォーマルな機関との間にNPO法人やボランティア支援団体の様なインフォーマルな組織の開発が望まれる。

今後、単身世帯が増加し入院や入所などで保証人の問題が増えてくるかと思えます。若い世代にも後見制度を認知してもらい本来の備えをしてほしいと思えます。

後見人に対する認知度が本当に低いと思う。手続を簡単にするのは難しいと思うが手続を代行してくれたり一緒に行ってくれるようになったらいいと思う。包括支援センターで相談に乗ってくれたり代行できたりするとスムーズに事が進むようにと思う。他県では市民後見人の活用が広がっている。その方法もいいと思う。

2.成年後見制度の周知・啓発に係ること（制度のPR、研修など）

成年後見人制度が少々難しく、きちんと理解しているご父兄は少ないと思います。ご父兄に対する説明会などを多くして頂けると良いのではないかと思います。最近、相談支援事業所の利用が増えてきたのでそちらで気軽に相談できるようになるといいですね。また、利用の方法や利用時の金額などが公表され一覧表のようになっていけば、更に利用が進むかもしれないと思います。

成年後見制度について職員向けの研修の機会がありますが、ご家族を対象にした講師派遣制度や講師紹介情報などがあると意識も高まるのではないかと推察します。

成年後見制度の研修会や家庭裁判所等と交流できる機会を持つ事が出来ればありがたいです。

仕組が複雑で一般の人には分かりにくい。制度を一般にもっと周知できるようにして欲しい。

成年後見制度をもっと広めて頂ければありがたいです。独居・高齢世帯が増える中、子供や親戚との仲が良くなり音信不通の世帯が増えるのでは？と危惧しております。いざの時では遅すぎるので、若い世代から周知して頂ければと思います。

年金のみの収入の人が多く、報酬を支払うことへの抵抗が強い。浜松市では利用支援で助成制度を設けているが周知されていない。報酬を支払っても財産を守ることの大切さを啓発して欲しい。

予約制で良いので市の行政相談（市民相談室）の回数を（場所も）増やして、「専門家の助言を直接当事者に説明する窓口」を多くしてほしい。PRのパンフレットには、具体例を記載してもらえたら一般の人達も身の回りのことに置き換えて考えられると思う。

成年後見制度についての市民の周知が足りないと思います。なので本当に必要としている方に利用してもらえていない気がします。

夫が認知症で勝手に契約して妻が困ってしまった方・独居の父が障害で外出できず遠方の娘が来た時、銀行で自由に降ろせない等相談を受けます。もっともっと身近に、相談できる場・方法等を広報して下さい。

成年後見制度については、パンフレット等で啓発されたり、福祉関係の研修会でも取上げて頂いていますが、当事者であるご本人や御家族今後必要となるかもしれない地域の一般の方々になかなか周知されていないように思います。高齢者でも分かり易い「説明会」があれば良いと思います。予防の取組みの中でまだ理解できる方に早めに成年後見制度を知る機会を設けて頂けたら嬉しいです。

今後、成年後見制度の対象となる利用者は増加すると思われます。制度の周知が必要となってきます。

施設ごとに成年後見制度についての説明会を開いて頂けると、保護者の方の理解を深めることが出来るのではないかと思います。

県独自に分かりやすい冊子・パンフレットなどを作ってほしい。

成年後見制度をなるべく利用しないように元気な時に意思決定しておくようにしておきたい。そのような活動は重要と思います。成年後見制度を広く知らせてほしい。

成年後見人制度については未だ実例が無く、制度について十分な理解が出来ていない部分があります。出来れば事例の紹介等の機会を持つなど、今後もっと身近に感じられる制度にして頂きたいと思います。

成年後見制度はとても重要な制度ですが、手続きやその必要性を認識している方は大変少ない。一層啓発をお願いしたい。

誰に相談して料金がいくらかかるか等、説明に利用できる分かりやすいパンフレットが欲しいです。

成年後見制度等の必要と思われる方へ申請の手順等について、説明の行いやすいパンフレット等が必要だと思います。(現在のものではなかなか理解して頂けない) 手順があると良いと思います。

認知症高齢者が増えているので、制度の内容等の周知を行い相談窓口を分かりやすくして欲しい。

現在、施設利用者様に必要な方がいない為知識が不足している。知る機会を設けて欲しいと思います。

現在はA型を利用しながら生活が出来ている方がほとんどですが、親御さんが高齢の方が多く何かあった際に一人で生活していくのが困難な方もいらっしゃいます。具体的にどの程度で制度を受ける事が出来るのか、どれくらいの報酬支払いが必要なのかを知る機会が増えてくれると嬉しいと思います。

成年後見制度に対して、分かりやすく説明できる書類等があると利用者にも分かりやすいと思います。

認知症の高齢者(若年性も増加している)が増加している中で社協の成年後見制度のニーズは益々高くなっていくと思われます。ただ、大多数の方は成年後見人制度を正しく理解できていないとも思われますので、簡単な(一目でわかる!)パンフレットの作成を切望致します。

近々に成年後見制度を利用する利用者はいませんが、将来的には不安な方がおり同制度の研修会を実施しました。その際制度自体を知らない方が多数おり、制度のPRが必要だと感じました。

知的・高齢者への制度の説明が難しい。手続きの簡略化、説明員の配置をお願いしたい。成年後見制度のメリットの周知をお願いしたいです。

成年後見制度が必要な人が多いし、これからも多くなっていくと思われるが本人も家族も親族も制度を理解出来ない人が多くうまく進んでいかない。もっと一般の人にも分かりやすいように広めてほしい。

ご家族等財産管理を任せることに抵抗がある方が多く見られています。名前は聞いた事はあるけれど…と言われる方も多くいらっしゃる為分かりやすく、目につくようなポスターやパンフレット等があると良いかもしれません。

成年後見制度そのものが、まだまだ一般の方々に理解されていないようなので、周知を図るような取組みが必要だと思われる。現状、成年後見人は「司法書士」や福祉関係の専門職の方がほとんどである。一般の方も成年後見人になる事が出来るような取組が徐々に行われつつあるが、この制度が周知されてくることにより絶対数の不足が懸念されるので成年後見人の数を増やす取組も急がれるのではないかと。

成年後見制度を利用される方が増えるだろうとのことで、市民成年後見制度がスタートしました。いくら良い制度が出来ても利用される方々に知って頂かなければ利用できません。いろいろな機会を通じたりしてPR活動をして頂きたいと思います。(保護会等で説明しています)

今後さらに必要な方が増えてくる一方で理解して頂けない事が多いので、特別な制度では無く安心出来る為の制度なのだという事を浸透させていければいいと思います。

私たち施設職員や保護者がより身近に成年後見制度を理解出来るように資料・パンフレット等を頂きたい。

周知徹底をして頂くとともに利用者に分かりやすい表現で告知して欲しいと思います。

成年後見制度についてまだ認知度は低いように感じます。

H24年度の相談件数に対し、H25年度は2倍以上の相談件数がありました。成年後見制度に関する知名度や関心が高まっていると感じます。それに反し、現在は相談機関が少なく包括で申立支援の込み入った部分までやっているケースもあります。各市やエリアで成年後見支援センター等の設立が進むよう研修や勉強会で行政職員の意識がもっと高まっていくといいと思います。

社協から司法書士につなげてもらい、成年後見制度をスムーズに利用できた。ありがたい。民間の団体などで（多額な費用必要）疑問に思う事がある。成年後見制度+法的根拠がないと危険なのか？…そのへんも啓発して行って欲しい。

TV等の媒体を駆使して制度をメジャー化して欲しい。

申立を行う為の①誰にでも分かりやすいパンフレット②専門職の為の詳しいパンフレットや資料などを作成して配布して下さると助かります。

障害者施設においてはまだまだ成年後見制度の理解が不十分である。今後、障害者支援関係施設、又保護者向けの啓発事業が必要であると感じている。

県民一人ひとりに知識と理解がない中で、成年後見制度が必要になった時に説明しても理解がされにくく成年後見制度の啓発活動が必要と思われる。

必要性を強く感じるがこの制度に対する知識などを得るための書類が極めて少ない。また現業に携わっていると、研修などへの参加が二義的になる。

現在、当事業所では成年後見制度を検討したい方はおりませんが、今後必要な方がご利用になるかもしれません。その為にも知識を得ておきたいと思いますので研修会等の実施をお願いします。

自分で相談に来られる方はいいが「どうしたらいいか分からない」「制度自体を知らない」といった方達にいかにも制度について知ってもらおうかも大事になってくると思う。まずは施設職員等の福祉関係者に対して研修を行うなどしてより多くの人達にこの制度の事を知ってもらえたらと思う。

居宅介護支援として関わる時に、家族・本人の成年後見制度への認知度が低く、お金の管理や有料であること、手続も大変である事でケアマネから話を持ち出すことが難しいと感じています。

「年を取って、親のお金は子供の物」みたいな意識が高いと感じられます。今後、団塊世代が介護保険制度に関わってくると意識・知識・考え方も違ってくるので、成年後見制度の利用者は増加すると思います。県としては地域への啓蒙活動に力を入れて頂き広く利用できると良いと思います。ケアマネジャーも、もっと勉強していく必要があると思っています。

事例を含めた形での研修を受けたい。

潜在的ニーズは多くあると思いますので広報・啓発活動と利用しやすい制度になるよう働きかけを続けて欲しいと思います。

家族（保護者）の制度に対する理解が薄く積極的な利用に至っていない為、周知の方法を検討して欲しい。

後見人の権限を明確化した資料があればと思います。

成年後見制度を利用する際、費用の面で止まってしまう。明確な費用の表示とか補助金の情報を年金の通知などと共に各利用者に提供して欲しい。

成年後見人を利用した成功例を障害者別に提供して欲しい。利用後のセーフティネットを充実して欲しい。

勉強会等あれば、（出来れば近場で、また勤務時間の間の数時間で）参加していきたくと思っています。ケアマネ自身が制度についての知識を身につけていないと、必要な方がおられても結び付けていくことが出来ないと思うので…

知的障害者において、利用者保護者共に高齢化し利用者の生活を支える上で成年後見制度は必要と思われませんが、その制度も周知されていない現状があり、準備するのはなかなか難しい。制度の理解とどこに相談したら良いかを知る機会を増やして欲しい。

フローチャートなどで分かりやすくしてもらいたい。

静岡県社会福祉士会主催の「支援者のための成年後見制度活用講座」に参加させて頂き、申立を支援している立場と後見人としての立場からなど様々な立場で活動されている方の話を聞く事ができて大変参考になりました。一方で当事者の拒否や経済的理由から成年後見制度が必要であると思われるケースも利用に至らない場合があります。こういったケースに現場ではどう対応されているのか、どういった手段があるのかなど、実践について話が聞ける機会があれば参加させて頂きたいです。

介護保険サービス事業所においては、実際に成年後見制度の利用が必要な方の把握まで出来ていないのが現状です。今後、成年後見制度は、益々必要な方が増えると思いますし、潜在している問題を顕在化し、制度に乗せていく役割も担っていく必要もあるのだろうと思います。職員への研修の機会も少しずつ増えてきていますが、更に機会を作って頂きたい事と市民が制度を知らないと利用に結び付かないと思うので、介護保険同様に、一般的に浸透させていけるような取組が何か出来れば良いと思います。

制度の利用が必要になる前から知識が必要と思われる。更なる啓蒙活動をお願いします。

法人後見・市民後見等、様々な団体が設立されているのは心強いが、信頼のおける団体なのか、研修やフォロー体制はどうか等、情報が必要だと感じています。

成年後見制度の勉強会を開催して欲しい。お金がかかるイメージがある為申立しにくいような…。

制度対象者が増えている中、成年後見制度の認知度が低く、後見人等候補者の人数不足が課題として挙げられるので、後見人等の育成・知ってもらう為の啓発活動を今以上に行なって頂きたいと思います。

法人内の知的障害施設では後見人制度を利用している方は4施設すべて2割程度と知名度も低く、今後必要になる制度である為、制度の内容の紹介等を望みます。

相談出来る窓口が増えてきた事はありがたいと思います。ですが、成年後見制度の仕組みがわかりにくいので、引き続きPRを続けて頂きたいです。

施設入所者で家族の協力が得られず市町等と連携して申立を行った等のケースがあれば、研修等で事例紹介して欲しい。

制度自体が複雑で施設等の事業所でも周知されていない様に思われる。施設や事業所関係をはじめ、一般住民へも分かりやすい啓発等の工夫が必要かと思われる。

分かりやすく、親しみ易い内容で成年後見制度を理解する為の研修があったら参加してみたいです。

入院中の患者様やご家族に制度説明の際に提示出来るような制度概要資料等がもし頂ければ有り難いです。

後見の申立の支援はありますが、後見人の活動や報告についての支援は各団体別で行なわれています。全般、一般の方にも周知は必要だと思います。

事業契約時、今後、成年後見制度を利用される意向があるか否かを利用者本人と家族に確認しているが、ほぼ全員が「近いうち」「そのうち」に利用する必要性はあると答えている。しかしながら、具体的にいつ利用するか、どうなったら利用するかについてはイメージできていない場合がほとんどで、「近いうち」「そのうち」が過ぎてしまい、後々より十分な判断が出来なくなってしまうのではないかと危惧している。もっと具体例を示し利用者、家族が利用しやすいような取組みを進めていただくと良いのではないかと思います。

成年後見人制度について研修等多く開催されていますが専門職以外の方でも気軽に相談できる窓口を一般の方にも提供して欲しいと思います。

認知症高齢者が増加すると言われている中で「認知症」という病気について理解されている方、理解しようとしている方が非常に少ないのではないかと思います。まずは、認知症について周知する機会を作り、その中で「成年後見制度」というシステムがあるのだという事、それを利用する為には、まずどこへ行ったら良いのかという事を知らせていく事から始めるべきだと思います。

今後、高齢化が進み認知症高齢者の急増に伴い本制度の需要急増が予想される為、本制度への周知及び理解を効果的に進めていく必要がある。

利用者家族の高齢化が進む中、適切な情報（成年後見制度等）が届かず理解が出来ていない状況があると感じます。

金融機関窓口で制度活用を進められるケースも増えている。一方で突然の提案に戸惑うケースもみられる事から一般市民への啓発の取組みが進むと良い。

利用者や家族の高齢化に伴い成年後見制度の必要性は重要になってきている。申請をするにあたり、親族による申立を依頼しても断られる場合もある。制度を難しくとらえている場合もあるのではと感じる。分かりやすい情報提供も必要なのではないか。

3.行政に係ること（首長申立て、県・市町行政への意見）

首長申立てを安易に使うつもりはありませんが、親族関係が複雑だったりする場合などで、成年後見人の申立てが必要に迫られている時に備えて、首長申立てについて関係機関の間で条件や手順などを整理しておくことが必要かと思います。

市長申立てを積極的に行って頂きたいと思います。

後見人への報酬支払困難者の為に行政で予算化して行って欲しい。

申立にかかる費用の補助。市町申立ての場合、依頼したらスムーズに行って欲しい。

全く身寄りのない独居のケースの場合、申立段階で申立人がいない為、事が進まない。市長申立てが容易になると良い。

今後独居で身寄りのない人も増えると思うが自分の市は市長代理の後見制度の申立てが少ない。このような市の対応で良いのかと疑問に思う。

被後見人の財産状況で成年後見人に支払われる報酬の多い少ないが決定されてしまう。不公平・不平等な報酬付与の実態がある。従って、各市町はあまねく受任する成年後見人に対する「市長報酬付与規定」を作成実施してもらいたい。そうでないと成年後見制度自体が受任者に報酬を支払われないような経済的困窮事業を受けなくなってしまい、困窮者救済が進みません。

市役所福祉課・社協職員が成年後見制度の知識を持って問い合わせや相談に乗る事が必要。首長申立てが進まないのは相談される側の認識不足が原因である。認識を深める努力をしてもらいたい。

議論を尽くして、申立をする必要があっても本人あるいは家族等の理解が得られない為に実行するまでに至らない状況があります。行政の首長申立てについても消極的で進まない事が多々あります。

時間がかかるので早くして欲しい。市長申立てにもう少し積極的に取り組んで欲しい。

経済的虐待への介入方法として市長申立てによる後見制度の利用は大きな効果があると思うが実際には市長申立てを行うケースはほぼない。市長申立てが有効に行なわれるような体制づくりや指導などをお願いします。

首長(市長)申立てに時間がかかりすぎてしまう。家裁へ申立て前に亡くなってしまい、協力を拒否していた家族等へお願いしなければいけない事態になってしまった。

担当市町の理解不足と成年後見制度への理解が十分でない様に思われます。これからの市町の要支援者対策に必須な内容なのにその取組みは遅れており、予算設定(市町申立て)も十分に反映されていない様に感じます。

各市町の相談員に能力差?! 温度差があり、同じようなケースでも対応にハズレな市がある。正直、結果が変わるので、末端の窓口の質を向上させて下さい。(政令指定都市とは大差あり)

一時的な首長申立てによる支援が容易にできる仕組みが出来ないものではないでしょうか。後見人報酬も含めハードルが高すぎます。(特に資産が多い場合)

後見人への報酬支払いが困難なケースが多い。後見人の負担も大きい為、報酬の保証を県で行なうべきではないか。

申立人がいない、又は協力が得られない事例が増加傾向です。今後首長申立ての必要な事例も増加すると思われるので予算・人員配置が必要となると考えています。

身寄りもなく、お金もないケースについて、どこが後見人を申し立てる事になるのかが不明のまま。施設としては、そこを理由に入所を断る事は出来ないと思うので、行政も早い時期に介入して頂き、全体で連携を取っていけるパスがあればと思う。

親族への精神的負担が大きく、後見制度が進まない。「関わりたくない」という意見があっても、施設入所や入院に関しては、成年後見人ではなく家族や親族が必要になる。成年後見人も身元保証人も両方、親族にお願いするのは大変なので市長申立てがスムーズに出来ると良い。結果的に関係が更に悪化してしまったケースがある。

申立てが何とか進むにしても、報酬を支払っていけるか心配な方が多いです。かといって後見人の仕事は無・低報酬でお願い出来る様な内容とも思えず矛盾を感じます。後見に関する相談は増加傾向の中、あまりに市の理解が得られず…。今後も市への働きかけにも力を入れていきたいと思えます。もう少し具体的な体制作りをイメージして欲しいです。

今もあるが報酬についての助成をもっと充実させて欲しい。

今後、身寄りのない方などの受入れも必要となってくると思われその際の市町申立てについては狭き門とならない事を願います。

当所在地においては、一人暮らしの方が多く高齢化も進み、判断能力が難しい方が多くいらっしゃいます。県や市町の方で早めの対応が行なえれば、施設入所等にも支障がなくなるのではないかと考えております。

成年後見制度の取組みについて、県の主管課で音頭を取り大枠を提示して、各市町の判断に任せるといような形態を取らない様にしてもらいたい。各市町により制度の解釈、運用が異なるという状況は避けてもらいたい。

制度の手続きに手間がかかりすぎて、市としても協力出来る所は協力して、制度を積極的に利用出来る様な手続きを取ってもらいたい。例) 保護者や兄弟がいるが、連絡がつかない・会えない・良く分からないからと同意を得られない。→制度利用が出来ない。でも困っている人はその間ずっと困っている事になり手続きも大変で手間がかかり過ぎていると感じます。

生活保護に至らない低所得者層に対する成年後見制度の公的制度の拡充（申立費用に留らず後見人報酬に至る費用全般）を希望します。

県の成年後見制度の取組みが見えてきません。

4.成年後見制度の利用に係ること（課題・要望）

①制度の体制に関すること

判断能力が低下しているが、盗られ妄想などから介入によりケアマネに対する不信感を抱く場合があり、必要性は感じているが消極的になってしまう。また、制度を家族や支援者が理解する事が難しく全面的なバックアップが求められる。本人を取り巻く環境も子が精神障害や知的障害であったり、本人だけでなく民生委員、生活支援センター、社協等の協力体制が必要とされる為ケアマネとしても積極的にコンタクトを取っていききたい。

当施設においては対象となる利用者様はいませんが、施設の機能上地域の方々とは話をすすめる際、町中には独居高齢者、老-老介護者も少なくなく地域（自治会等）もその把握と介入が難しい現状に在ると聞いています。実際に困ったことが生じていても相談者がいなかったり困ったことそのものを吸い上げていくシステムが十分とはいえない。又制度活用の対象かを地域の人達では判断しきれないといった方々も多いかと思えます。介護施設、地域、行政…という関連をもつ場が「相談出来ない人達に」対してどう介入したら良いのかが課題だと感じます。

重要な制度であるが活用しにくい。1. 申立及び決裁が出るまで時間と手続きが複雑である。⇒簡素化を 2. 行政（市町）の関わり方消極的な印象あり。3. 今後の在り方（制度活用）をオープンに議論されるべき。

費用がかかることや金銭管理だけでなく救急対応等連絡先として受けて頂ける（付き添える）等相談したい施設入所をするにあたり緊急時対応も重要な為。

成年後見制度導入への道筋が明確に把握できません。必要だと感じた時にスムーズな導入へとつながるよう簡略化されたチュートリアが欲しいと感じます。

知的障害者の場合、殆どが幼児期から知的に障害があり、親の保護のもと生活している為、財産管理・契約等法律行為についても、当然親が行なっている。しかし、親の高齢化に伴い、親自身がそれらの行為を代理出来なくなってきたり、親の死去に伴い、相続が発生し、制度を利用しなくてはならない人が増加すると思われる。また、障害者の成年後見等は長期に渡りその職務を担わなくてはならない為、成年後見人等の確保も課題であると考えます。

申立てをするまでの、ごく初期の相談窓口が分かりづらい。

保護者等が申立てをしていく中で書類の書き方一つとっても、どうして書けばよいのか。どうしようかと悩まれてしまう事が多いようなので気軽に援助してくれる窓口を広げる必要があるかと思えます。

利用をすすめる時にやはり全財産を提示、預けることに抵抗があるようです。制度が始まり10数年経過し、後見人の事故（過ち）が大きく報道されると不信感を訴える方もいる。被後見人が声を出すことが出来ないのでは成功例などTV報道など普及する事も必要。

まだまだ保護者が成年後見制度の制度を理解していないと思う。

相談に来られる方は必要性を理解されていますが、成年後見制度そのものが自分には「必要ない」「関係無い」「難しくて分からない」と頭から否定したり、話を聞いていても理解するに難しい（何となく必要みたいと思うが…）等高齢者自身と結び付かない言葉だと思えます。内容を分かりやすくしたり、引き立てたりするサブタイトルはいかがでしょうか？自分にとって必要だという気持ちになり心が動くような副題があれば…と思えます。老後の為に蓄えられた資産がその方が使われるようにと願っています。

今後は検討する必要がある可能性がある為、出来る限り明確にして頂くと検討しやすいです（申請手続きの簡略等含め）

身寄りがない高齢者の住む場所等、成年後見制度だけでは対応できない内容が出て来ています。（受診付添い、葬儀なども）家族の代わりにどの程度まで頼めるのかが課題だと思います。入所施設は家族の代わりに求めますが後見人が職務内容以上を求められると負担が大きすぎると感じています。すり合わせが難しいと感じています。

成年後見制度の活用が本人にとって必要であることの理解を得られるまでの過程と一緒に付き合ってくれる機関があると安心します。料金も分かりやすく、高額な月の負担がづらいがやめられないと言われた事もあります。また、一度、保佐人が付いたら自分は不足した人間から戻れないのかと不安も感じるようでした。「気楽に頼める」とはいかない重要な手立てと思いますが、相談しやすい様になると良いかと思っています。

身寄りがない未成年の障害者が入所する際は、行政が後見人を付けてからの入所にするなど利用者の生活を考えた対応が必要とされるケースへの取組み。

現在は親が元気で色々な事をしてきているが、10~20年後にはほとんどの方が直面する問題であるので、もっと身近に相談できる窓口（社協がやっているが今いち良く分からない）があればと思います。

静岡県だけの問題ではないですが、後見人による医療同意権の緩和が制度的にうまくできればいいと思っています。

高齢者分野に限って言えば、介護保険の両輪としての位置付けと各専門職の努力で成年後見制度は利用が進み定着してきたと思うが、一方で障害者分野は（日ごろの業務を通じて感じた限りでは）大きく遅れていると感じる。利用の促進云々ではなく、まず権利擁護の理解すら出来ていない担当者が多く全く進んでいない。障害者分野も「親に任せている」という他人事ではなくもっと主体性を持って動いて欲しい。

親族が申立に行ったが「申立てせずともあなたがこのまま支援すればいい」と断られたケースが2件あった。手続の煩雑さや費用の面から話が進まなかった様子。もう少し利用しやすくできないか？財産と身よりのない人の場合はどうすればいいか分からず困っている。本来成年後見制度を利用した方が良い人も日常生活自立支援事業に頼っている。

成年後見制度の活用よっての家族からの経済的虐待ケースを何件か確認しチェック体制の整備をのぞんでおります。

本制度を利用しやすくするための成年後見センター等の設立・体制整備について指導があると助かる。

自施設で過去から現在までに2名の方が成年後見制度を利用、利用開始をした方がいますが、いずれも生活面では問題ありませんでしたが、医療についてたくさんの問題が発生しました（医療行為の同意不可等）。今後より多くの利用者が利用される制度だと思いますので、利用者の医療を含めた生活を補える制度となればとてもうれしく思います。

入院時の医療判断や死亡に伴う退所手続きについての関わりが成年後見制度では出来ない為、特養への入所を検討する中での課題となっている。

障害者の為の弁護士相談が3回までは無料だったので先日利用し結果的に成年後見制度の利用を進められ、家庭裁判所に行き説明を聞きました。内容は大変充実していて当事者も安心だと分かりましたがやはり金額面が難しく利用はあきらめました。特に金銭トラブル面に関しては解決するのに時間もかかり精神障害者様の体力・精神面にはかなりのストレスになり仕事も出来ず、もめる事無く解決するのに支援員・会社側が負担し話し合いで進めていく状態です。リスクの面でもう少しソフトに動けるシステムが欲しいです。

個人の生活にどの程度介入できるか？どこ（行政・社協等）が主に動くのか？在宅の高齢者や障害者のニーズは多くあるが、保護の必要性の判断は？報酬についても成年後見利用支援事業をどの程度利用出来るかを分かりやすくしてください。

成年後見制度という呼び名が一般的には理解しにくいと感じる。

今後益々、高齢化社会に向けて認知症高齢者や一人暮らし高齢者増加が予想されます。必要な時に必要なサービスが受けられるよう個人ではなく組織的な体系にて緊急時にも対応して頂けたらと思います。

活用させたいと感じるケースは少ないのですが、費用を始めまだまだ活用出来るケースは限定されるように感じます。静岡県が云々ということは特にありませんがもう少し身近な制度になってもらえるような仕組みそのものや工夫が出来ればと思います。

今の所、利用している利用者や利用につなげた方はいないが、自分のケースでも今後必要になると予測される方が居る中で相談窓口の明確化や説明を受ける体制づくりをしてもらいたい。

現在は該当の方はいらっしゃいませんが、今後は家族形態の多様さから必要であると考えられます。法律上の困難さが二の足を踏む事があります。専門性を持たない一般の方でも気軽に相談できる窓口、そしてその表示、手続きの簡素化等はむずかしい取組みになるのでしょうか？

成年後見の相談窓口を統一出来たら嬉しい。

現在も今後も相談者が増加すると思われませんが支援して下さる側の人数が比例して増加する事を望みます。相談できる時間が多くなく、次回の相談までの期間があきすぎる感じがします。実際の手続きに入るまでに約2時間程を要する旨、社会福祉協議会から伝えられた事があった為です。地域のニーズと供給の側の多寡はそれぞれの地域により差があるとは思いますが、派遣するなど相互援助出来るよう願います。

特別養護老人ホームでは、その特性上自己判断・自己決定出来ない方が多くいます。成年後見制度利用者で、意思確認困難な方の医療侵襲行為への決定・同意や看取り時の意向確認など、後見人にも施設にも判断を求める事が難しい事項の課題があります。法的整備など社会一般の共通認識を得られるような取組みをして頂ければと思います。

高齢化社会を迎え独居の方も多いい中、財産を兄弟が管理したり、過去には義理の弟さんが管理しているケースがありました。そのケースでは施設入居されている義理のお姉さんの入居費用が滞納してきたため、司法書士に相談し管理してもらった結果、財産（年金・家賃収入）が使い込まれていました。このようなケースも今後増える様な気がします。地域包括の人員体制も少なく大変な状況ではないでしょうか。増員（人員を）し、高齢者全体の把握がしやすい体制づくりが必要なのではないでしょうか。

生活保護を受けている方でご家族が居ない方が入居希望される事が多くありました。グループホームに入居する時には認知症を発症した後なので、成年後見人を付けるのは難しくなってきました。生活支援課でそのような方に成年後見制度を説明し、早いうちに後見人をつけて頂けるように取り組んで頂けると受入れもしやすいです。

もっと使いやすいようにして欲しい。理解が得られない、面倒、難しい。なんとなくやっちゃっているところがあるが、それでは今後まずいと思う。何となくあやふやな気がする。やらなくてもいいのかわかりはつきりしない。費用がかかるので勧められない。しかし、積極的にしていく必要がある。

家族が後見人の制度内容の理解がなく、費用の面など多くかかると思い、導入することに不安がある様子。相談先が身近でない為相談しにくい。

首長申立てで調整を図っていたが診断書の結果、補助・補佐類型として本人申立てに切り替えたケースがあった。本人申立てを支援する体制が整備されると良い。

成年後見制度について、研修等多く開催されていますが、専門職以外の気軽に相談できる窓口を一般の方にも提供して欲しいと思います。

成年後見の申立支援について地域包括支援センターが窓口の一つとしてありますが、入所施設においての窓口は不足していたり法定代理人を立てずに家族と契約するなど本来ではないかと思えます。在宅の方ばかりでなく施設入居の方についても目を向け制度が活用できるよう普及が必要と思われます。

相談窓口担当者数を増やして欲しい。（相談しても「担当者不在」と言われる事が多い）

成年後見制度受付機関、今よりも身近に…たとえば市役所にあると良いと思います。

今後認知症高齢者が増えると予想される中、手続きが複雑なのでそれをフォローしてくれる仕組み作りをして頂きたいです。

後見人の確保が課題となる現状の中で、後見人の行うべき事項の軽減または簡素化の考慮が望まれる。

成年後見人候補者の確保が今後課題となると思われる。後見人となった場合の法律上の行わなければならない事項の軽減また簡素化を考慮して頂きたい。

どちらに相談したら良いのか分からない。

医療行為への同意、入院中の身の回りの世話病院へのつきそい等。

財産面は管理される為が良いが、入院・死亡時の対応等になると制限がある為、問6に該当する方の緊急時には苦慮する。行政も協力的であると良い。

利用者等にしっかりした理解がされていない。金額が高かったり、申立人の問題などがある。

必ずしも家族が近隣に在住しているとは限らない。遠方事例の場合申立人（親族）のサポートをしてくれる機関が限られる。

②手続き・費用に関すること

後見人決定までに時間がかかる。高齢者の方も多いので、決定までの時間を短縮して欲しい。

手続きが大変であり金額が高い。高齢者は1回や2回の説明では理解できず、判断能力に欠ける場合、利用が難しくなると思われる。

報酬設定の明記がより具体的にされていると利用しやすいと思うのですが。

後見人に月々支払う費用を用立てることが困難で利用できない方の救済方法が欲しい。

申請の手間や時間がかかる為、使いにくい気がします。本人が判断できなくなって利用するケースが見込まれる為、もっと簡単に手続きが出来る様にして頂きたい。

後見人に対する報酬が期待できない。収入がない少ない人に対する助成制度→利用者の増につながる。

私達支援させてもらっている側から必要であろうと思われる利用者さんは何人かいらっしゃるのですが、まだまだPR不足であったり手続きが…とおっしゃる方が多い様に思います。普通に一つの手続きとして成年後見制度の取組みが行われていく様自分も勉強せねば！と思います。手続きの簡素化をお願いしたい。制度が複雑すぎ先に進まないケースが多い。

今後、制度を利用見込みの支援者（利用者）が増加すると思われるので申立てに関する流れ（申立から、途中経過を挟んで完了するまで）が出来ていると利用・相談しやすいかと思います。

まだまだ周知されていない。お金がかかる事が一番のネック。手間もかかる為面倒である。手続きが簡素化すればよい。現在利用している方は2名いる。とても助かっています。

成年後見制度を利用する方も増えたと感じます。自拠点では生保の受入れはNGなので、金銭面で少しはゆとりがある方が利用するパターンばかりなので、金銭面で費用を工面するのが困難なケースは多いのでは？と思います。支援制度等あれば良いなあと思います。

成年後見制度は、①診断書にお金がかかる②決定するまで時間がかかりすぎる③制度がわかりづらい 以上の内容でなかなか、サービスを利用しづらくサービスが必要な方に利用できていないのが現状です。

必要性を感じていても気易く使えない。書類が多く読んで理解するだけでも大変だった。

成年後見制度が不明確で（どこまで、どのような支援をしてくれるのか）料金についてもバラつきがあり、かなり高額で利用がなかなか進まない。

報酬について、成年後見利用支援事業をどの程度利用出来るかを分かりやすくしてください。

申込をしてから決定するまでに時間がかかる事や申込をするまでも様々な課題があつて申請に至らない場合がある。認知症状はあってもお金の管理は他人に任せられないと言われてたり申立人が見つからないなど）申立てるときの課題を適切に解決して制度につなげられるよう努力していきます。

財産管理だけでなくご本人の将来的な面からも福祉サービスの利用を考えると契約などの面から後見人は必要とは思っても親族との連絡調整や説明・理解に時間がかかってしまいスムーズに進められない事や留まってしまう現状があります。

成年後見に要する補助制度の必要性・事務が複雑な為、家族等へ支援する体制等・今後成年後見制度が利用される事が増大すると考えられますが特に上記二点については重要なことと考えます。早い段階での取組みが必要では…。

知的に障害を持っている方・それ以外の障害を持っている方にも成年後見制度を利用するほどではないが、金銭面に不安を感じる方は多いと思う。そのような方をサポートする経費のかからないシステムがあれば、より地域移行がスムーズになると思う。

書類作成が多く煩雑と伺っている。申請手続からサポートする体制が必要でないかと考えています。

収入が少なく、成年後見人の報酬を払う資金力のない人に対しての今後の対応を考える必要があります。

本人が利用を拒否する場合、費用がかかりすぎる事がほとんどの理由になっています。費用が何とかならないのでしょうか。

もっと手続きをシンプルにし、分かり易く、迅速に進むようにしてください。

申立てに時間・費用がかかる為、活用に制限が生じている。申立てから時間を要した上に却下となり、労力を要したケースもある。申立人が居ても費用がネックとなり進まないケースもある。費用の助成や申立対象の拡大等の支援策が図れると良い。

未成年の人が後見制度を利用すると 20 歳（成人）になった時にまた申請をしなければならない。本人・親族の協力を得る事が難しい場合の困難さを感じている。

家庭が弱体化する中で認知判断が難しい方にとっては法律行為や財産管理上必要な制度ではあるが、施設利用者にとっては申請等の事務手続き支援、報告書作成の為に資料の準備等々、被後見人が増えるに当たっては課題も多い。簡略化を望みます。

申立人（親族）へのご理解、ご協力が得られにくい事があります。また手続きにも難しさがあり、申立への準備が進まない状況があると感ずます。

成年後見制度を利用する際のフローチャートやチェックリストを用意して頂けるとありがたいです。

申請方法が簡単になってきたとはいえ、まだまだわかりにくく煩雑さがあるため利用しにくい。申立から、後見開始までに時間がかかってしまう。仕方がない事とは思いますが、もう少し円滑になればと感じます。

成年後見制度をもっと使いやすく、分かりやすく、必要な費用も少なくないと利用できる方は少ない。

申立を行う上で、ご本人への説明が困難な場合がある。又、実際に御家族が申立する時手続きが大変である。代理人に依頼すると依頼料が高額であり、躊躇します。

費用がかかることもネックになっているのではないのでしょうか。無償でやってもらえるようにはならないのでしょうか。

家族の申立をサポートする形で関わっているが、手続きが分かりにくく面倒と感じられている様子

③後見人に関すること

後見人による金銭の着服等、不祥事が後を絶たない現状があり、後見人の質が問われています。後見監督体制の強化や後見人等後者の人選・育成に重点的に力を入れて、安心して成年後見制度を利用できるようにして頂きたいと思えます。

施設から後見人である弁護士さんへ入院等の連絡をしても全く対応して頂けない事もあった。NPO等の成年後見人さんや個人で成年後見人を受けている方のほうが対応がスムーズである

既に後見申立済みで後見人がいる方の対応の中で、後見人によって対応の差がありすぎる点には困っています。後見人が行える職務には限りがあることは承知していますが、中には被後見人にほとんど関わっていない（年に1回の現状把握もない）後見人もおります。

特養入所契約の際に成年後見人と契約を交わしたが、自身の被後見人に合った事がなく、被後見人の親族とも電話でしか話した事がないとの事だった。被後見人の親族もあった事のない後見人に対する不安を口にされたこともあった為、多忙である事は理解できるが互いに安心できるよう必要に応じた面会や交流の機会があれば良いと感じた。

成年後見人によって施設への関わり方が違います。たとえば、担当者会議には必ず出席しなければいけないと考え出席して下さる方や、面会に1年に数回しか来ていない方、様々です。施設としては1ヶ月に一度はせめて本人に会いに来て頂きたいと思います。施設入所された場合の後見人の関わり方を決めて頂きたいです。身上配慮義務の確認はしているのでしょうか。後見人に任せているのでしょうか。

専門家（弁護士・社会福祉士等）の成年後見人や法人後見が出来る事業所を増やしてほしい。

成年後見人を利用する場合、多くが親子の関係で後見人となるケースが多い。本人をよく知る人物ではあるが、資産管理や施設利用時の契約、介護保険に関する手続など、本人を良く知っているだけでは話が進まない事もある。行政書士、司法書士、社会福祉士などの職業後見人が感情移入なく専門職として本人と関わっていただくことが必要だと思う。その為に、職業後見人の存在や情報を前向きに発信して頂くことで、身寄り・便りが希薄な高齢者に安心できる制度として利用していただきたい。一方で職業後見人による横領や、関わる頻度が少ない事で利用する家族からの不満が挙がったりしてしまう事がないように、基盤づくりをしっかりと行っていただきたい。

H26年6月に後見人が決定した方がいるが、認知症による記憶障害などの為何度説明しても毎回最初からの説明が必要となり、御本人も精神的に不安定になってしまった（特に家裁に行った後）後見人の方が決まり行動して頂くようになってからも介護保険事業所との協力体制を取っていただきお互いがフォローし合っているが、ご本人と後見人との信頼関係が出来るまでには時間がかかりそうです。

法改正が前提になると思われるが、入所者の身上監護の部分に、もう少し後見人の方が対応してくれるようなシステムにして欲しい。（入院の判断、受診、入所者の死後対応他）

成年後見制度の担い手が少ないと聞かれます。ますます利用しなければならない方が増えていくので後見人を養成する事が今後の課題ではないでしょうか。

パートナーに所属し一件受任しているが市長申立てで特養入所の手続きを必要としているケースに関わっている。報酬面でのフォローがなければ後見人の成り手はなかなか現れないのではないかと思います。

成年後見制度の普及・啓発をしても第三者（弁護士等他）が果たして親切に対応してくれるか不安。一般的に成年後見制度は資格者で無いと無理と認識度が高く理解されている。人が人を信用してよいのか、本人は迷っている。

弁護士さんや司法書士さん、社福さんと様々な資格の方が関わって下さいますが、特に弁護士さん、司法書士さんはお忙しい事もありご本人と関わる時間が少ないと感じます。

成年後見人が社会福祉士などの場合、支援の方針が一致しない場合がある。一方的にその人の考え方などを押しつけられ、本人の気持ちを無視されたことがあった。管理する事が目的ではなく、要支援者がより良く生きるための制度であるという事を再確認する必要があると思う。

利用者の一人に後見人が選任されている。(義父の金銭トラブル)今現在、実父と再婚していた叔母(実母の妹)と養子縁組を行い叔母家族と一緒に生活している。叔母が後見人を解いて欲しい等不満を口にした事があった。いろいろの問題があり、後見人の御苦勞を感じました。後見人は利用者本人や親族等の生活の根底まで入り込まざるを得ない場合もある為、いろいろとストレスを感じる仕事で大変だと思います。その為、後見人へのケアも必要に感じます。

第三者後見人の候補者が不足しています。ぜひ専門職以外でも対応して下さる方を増やしてください。

色々なところで目にし、耳にします。ただ、後見人となった方の動きがその人によって違い不思議です。今後もっと利用が見込まれますが後見人の方の動き方も統一性が確立される事を願っています。

信頼出来る成年後見人が選任される制度の見直し。

後見制度を活用している方が多くいますが、その中で後見人自身の人間性に疑問を覚える時があります。要支援者の意向を尊重すべきなのが成年後見人等であるべきですが、保護者寄りになり本人の意思が無視される事もあります。また、定期面会等の義務があると思いますが、社会福祉士以外の後見人は殆どの方が面会すら来ません。後見人は一度なれば利用者(被後見人)側からは変更を申し出ることも出来ませんので、後見人内の研修等で改めて障害者の人権についても取り上げて頂き、後見人自身の質の向上に努めて頂けたらと思います。

制度を利用する方が増えていく事が予想される中で、後見人の人材の確保も必要なのではと感じる。

殆どの場合に第三者を後見人として依頼すると、費用が発生する為、費用のかからない親権者が後見人になる事が多くなっている。しかし、親権者が後見人であると、生計を一緒にしている場合が多く、本人の財産を無意識に使いこんでしまっているケースが多く、問題が多い。第三者が後見人の場合でも同様のケースが起こりやすく、対応として監督機能もあるが実際には対応しきれていないのが現状。

親族でない後見人の社会的認知が不明確に思う。

細目な面会等により、ご本人の意思を出来るだけ理解しようとする方を選任して頂けるような取組みをお願いしたい。知的障害の特性を良く理解し、その上でご本人の意思を理解尊重して頂ける方を選任して頂きたい。

現在2名が利用しています。後見人によっては、支援の差が出ていると感じる事もあります。今後は差がないような環境に取り組んで頂きたい。

ニーズはありますが幅広い知識と資格を持った人材の育成に力を入れてほしい。

④他機関連携に関すること

支援者間の連携の難しさを感じます。主になる支援者を中心に関係機関等連携を取りながら支援を行うべきであると思います。

経済的な問題のあるケースの申立てや医療同意の問題も含め、成年後見制度での対応が難しいという結論になるのであれば、それに変わる方法の検討が必要だと思います。行政や医療機関の理解と協力が得られるような取組みに期待しています。

行政・包括等との連携を密に行ない、施設入所後のフォローをしっかりと行なって欲しい。

成年後見制度について一般的に周知されていない事、権利擁護のサービスがなかなか受けられない現状があります。基本は親族の支援が一番ではありますが、本人にとって不利益な状態ではないかの確認する機関がなく、他職種との連携によるネットワーク作りが必要だと思います。

親族の不在等で第三者後見人が付いているケースにおいて、治療の同意や死後の対応が課題。医療・施設・行政等による意見交換や課題検討が図れると良い。

研修が多くなっており、各ケアマネが知識として得る事ができるようになった。実際取組みとして包括・行政のサポートがないと難しい部分がある。家族への理解も難しいと感じている。

弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・地域包括・行政等とのさらに密な連携を望みます。

私どもの事業所では2名の方が成年後見制度を利用しています。自施設、親族、相談支援事業所、行政が一体となって連携して進める事ができました。自施設のみでの対応では難しい面がありますので、多方面の機関から協力が得られるような体制作りをお願いします。

⑤その他

成年後見制度の利用がもっと気軽に利用出来ればと思います。今はまだ本人もご家族も利用することのマイナス面の印象が強いように思います。

制度の説明をしても理解できず、必要でも進められない事に困っております。利用する、しないに関わらず説明や必要性を一緒に考えて何か月もかかっても、根気よく、受入支援をやって頂けると心強いのですが…とっており、NPO や市民後見の活動に期待しております。

低所得者、預金の少ない方への後見の場合、それ自体が（金銭的負担）ご本人の生活を困窮させてしまっている場合があるかと思えます。ご本人が日帰りの旅行や少額の欲しいものまで我慢し、節約し、得られる後見の意義というものが果たしてそんなに大きいものかと感じてしまう時があります。

補助・保佐・後見の基準が分かりにくい。第3者（機関）を利用した場合の利用料等はどうなっているのか？要支援者の権利意識（自分の金を人に任せたくない）が強い場合どのように制度に結び付けていくかが問題となるのではないかと？

現状では親が存在する為、成年後見制度に関しては必要なケースもありますが親の承諾が得られないケースが多く、また、承諾が得られたとしても本人収入がない中でそうした費用をどうするのかという事があります。

親が年金等を搾取しているケースが多く、制度導入の支障となっている。

ケアハウスの様な施設に入られている方が成年後見制度を利用された場合、金銭管理の補助（施設側が）必須なのか。小遣いの中であれば、使い方はどの様であっても良いのか？後見人が関わりを持つのはどの程度のものなのか不明…どの程度のものまでを自己判断に任せるのか？

現在3名の利用者が成年後見制度を利用している。重度知的障害者の意思決定や本人主体の支援については家族の思いを含めて家族が行なっている。それが必ずしも本人の利益になっていない事もあり第三者後見を勧めている。また、法人後見を行う団体が増える事を願っている。

成年後見制度の使い方に不安が多い。（ケアマネも含め利用者も）認知症の進行が急で判断力低下が進み導入時期の判断が難しい。ご家族・ケアマネ等どこに相談したら良いか迷う。財産管理を第三者に委ねる感覚が少ないように思う（身内で行うという責任感が強い）。

制度を利用する事が本人にとってBestかどうかの判断を、いつ、どのようなタイミングですべきか難しい。一度利用してしまうとかなり制約が多く大変なのではというイメージがあり利用に踏み切れない。この制度について内容を完全に理解できていない様に思われるので、しっかり知識を身につけたいと思うがその機会が無い。

福祉業界で働く社会福祉士の方々の中でも自分も含め理解が行き届いていない現状があると感じます。

将来ひとりでの生活に不安がる通所者が多い中、各障がい特性を理解した人材の育成を期待しています。

成年後見制度は中立に費用が発生する為、検討を進めるのに抵抗があるのか。知識がないと出来ないのではないかという不安がある。

後見人で不正を行っていたニュースを見て心配している親御さんが多い。障害者に兄弟姉妹が居ない人は特に将来を心配しているが知らない人をお願いするのは不安という方もいる。用語も分かりにくいのでもう少し分かりやすい名称にして欲しいという意見もある（専門用語で仕方がない）。

当施設にも何名か成年後見制度を利用している方が居ます。中でも一人全く身寄りがおらず本人の判断も曖昧な方がいます。その方が生死に関わるような状態になった時の判断は後見人では判断できないと聞きました。その場合、誰が決断するのでしょうか？そこが不安です。

今後、少子化が進み成年後見制度を利用される方が増えると予想できるが、施設を利用される場合、施設が御本人様にとって終の棲家になるケースが多いと思う。御本人様が亡くなった場合の遺留品の対応などはどの程度まで実施して頂けるのか等の詳しい情報が欲しい。

成年後見等により本人の自立に影響や使い勝手の悪さがある。（感じた程度です）

生活介護（通所）では後見人について関わる事は少ないと思われる。誰が必要の有無を判断し利用を進めていくのか明確にして欲しいと思う。

普段から関係の少ない親族の方に申立人になってもらう負担も大きいです。

専門的な技能のないケアマネジャーが支援するには難しいところが多い。包括を含めて支援体制を作る事が求められる。またプライバシーに関してくることでもあり、本人が必要性を認める被害が出ている等がないと進みにくい。家族構成の変化から役割を担うべき人が居ない事も課題。

施設に入所されている利用者の方へも取組みが進むと良いと思います。

成年後見制度が必要と思われる方は多くいると思いますが、制度の理解が不十分であることや、書類が多い事で利用に結びつかない事が多い。また、親の年金で生活している子供が多く、その年金を好き勝手に使う子供世帯が多い。

利用者様が亡くなられた後の対応に不安はあります。どこまでお願い出来るのかもよく分かりません。

人が人として生きるのに、高齢になったり障害が出たりした時は冷静な判断をしてくれるサポート役が必要だが、現状は手も貸したがない親族がこの制度を利用したら他人に財産を知られる、良いように管理されて持っていかれてしまう、という気持ちが強くなかなか利用するまでには至らない。特に田舎では周囲に親族が集まって生活をしているところが多く、手は出さないが口は出す！！という場面も多いし互いに競い合うような事もあり必ずしも仲の良い親族ばかりでない。この制度を必要としている方も多くなってくると思うが、理解をして頂くにはまだまだ時間がかかりそうな気がする。

後見人は本来身上監護及び財産管理がある。実際月一度本人の様子等を見に来てくれている。後見人は家族等を除くと少ない。年金等から考えると措置からの人は後見人への支払は今の状況ではそれなりに資金はあるが、これからの人は本人の預金の状態によっては厳しいと思う。

グループホームへ入所するのに成年後見人を付ける事が条件となっている事業所があり、早い年齢でまだ両親がいるのに成年後見人をつけています。成年後見人も県が管理していかなければ、事業所のやりやすいように成年後見人と手を組んでしまう事が懸念されます。

親族等からの判断や本人からの判断が得られない場合の申立方法はないものですか？ケアマネからみて、成年後見制度を受けた方が良い方でも認知症の関係で進められない等もあります。家族などが、まだまだ本人のお金は自分（親など）のものと、思っている傾向がある。手続きが、特に高齢者などに分かりにくく申請に抵抗がある。

分からなくなっている認知症の方は「分からない」事で周りが話を進めやすいが（正式な理解による返事でなくても「うん」「分かった」などの返事が得られる）、精神病の方は説明を聞き入れる事すら出来ず、強い拒否や屈折した理解で、周りが話を進められない。

身近に制度利用者がおらず良く分からないのが現状です。日常生活自立支援事業はなじみがありますが成年後見制度となると難しいイメージがあり取り扱いづらいのが現状です。

家族間の事に対して介入していく事が難しい事があると感じる。

福祉サービスを検討する時に家族が近隣にいる場合、あまり協力的でない場合、成年後見制度の利用を考える場合の基準のようなものがあつた方が良いと思う。

5.社会福祉協議会に係ること（意見・要望、日常生活自立支援事業、法人後見）

日常生活自立支援事業の利用者で、認知症のレベルであるのに見直しがなされていない方がとても多い。社協で抱える件数が多いためかモニタリングも行われておらず、問題となって上がって来た時には契約行為など全くできない状況である。日常生活→法定後見への移行を円滑にできるよう日常生活の担当を指導して頂きたい。利用者の不利益となっている事例を多く見かける。また、日常生活自立支援事業を利用するに当たり、判断能力を確認するための診断書の添付が必要であると思う。認知症がとても進んでいるのにもかかわらず、利用開始に至るケースがあり支援に支障をきたす。

今後、不足が予想される後見人にどう対処するのか。社協の役割が極めて大きいと考える。一部では、市民後見人による対応を目指しているが、市民後見人にすべてを任せるのは、あまりにも負担が大きすぎる。間違いも起こりやすい。一方、施設内には、後見人が必要と思われる方があり、何とかしようとしても、その法人が後見人になる事は出来ず困っている。そうした状況を考えたとき、新たに法人を立ち上げて法人後見を行うより、既に公共的な存在であり地域を知り尽くした社協がその役割を担う事が極めて合理的だ。市町の協力（財政も）も得られやすく、既に日常生活自立支援事業も行っていることから、法人後見を行うノウハウも持っている。県社協には、ぜひその先頭に立ち、各市町社協の指導をお願いしたい。「今後、各市町においても法人後見に向けた検討が進む事を期待しています。」ではなく、広域の後見支援センターを設立すべく、各市町社協が動くように支援をしていただきたい。

伯母の成年後見人で経験しました。申請から数年に渡る報告事務・良い経験をさせて頂きました。後見の申立てからその後まで、ある程度のお金と人の支援が必要になります。当院患者で身寄りが無くて近所の支援で生活されてきた男性が施設入所を選ぶしか無くなり、成年後見制度について天竜区に相談した事がありますが、預金のある方は110万円をまず用意して浜北のNPOを訪ねると良いとパンフレットを渡されました。これではあまりにお粗末で110万円が必要だという事を理解して頂きようもなく途方に暮れました。しかし、ご近所の協力もあり、遠い親戚を頼ってお願いしたところ、入所の保証人のサインと最終的な身柄の御引き受けをして下さる事になり、経済的な管理はこれまで通り、個人的な信用の継続でご近所の方の好意に甘えることとし、何とか施設での生活へ移る事が出来ました。様々な事例があるとは思いますが、現状の成年後見制度をうまく利用できる方は良いとして、どのようにしても困難という方にある程度の決まりを定めて社協の機能で対応できるような体制が出来ると良いと思います。おかしな犯罪が増えても困りますので何とか考えて頂きたいと存じます。

各市町社協の存在価値を高めるためにも、社協の法人後見への積極的な取組みをすべきと思います。この体制が取れる＝社協職員の専門性向上につながると思います。

利用者さんがどのレベルで成年後見制度の利用を考えていくべきなのか。「どうしようか？」と考えたときに、社協等で相談に乗っていただき手続きしていくことが出来るような環境を整えて頂けるような期待があります。

まだまだ成年後見制度の認知度が低く、いざ利用しようとする敷居が高く感じる事があります。ケアマネとして情報提供と親族への促しは行っていますが、社協さんでも何か認知度や相談しやすい場の提供を検討して頂きたいと思います。

日常生活自立支援事業に関して公的支援の拡充（自己負担の減免）を検討願います。

判断能力が十分でない方の権利をより適切に擁護する為、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が必要で利用件数は増えていく。個人を長く支援する為には個人の成年後見より法人後見が望ましく、社協が法人後見をやる意義は大きいと思う。法人後見を取組むにあたって体制整備・予算確保について国が自治体に要請して欲しい。

市社協で積極的に法人後見を行なってほしい。法人後見の受任の要件が本人主体では無いと思う。

日常生活自立支援事業を利用している方が、成年後見制度への移行の手続きがスムーズに出来ないと日常生活自立支援事業の利用を初めからしない方が良いのではと思うケースが過去に何度かあった。本人の意思確認の方法等スムーズに移行できるようにならないか。その場合は誰が動くのか？

判断能力が充分でない方の権利をより適切に擁護する為、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が必要で、利用件数は増えていくことが予想される。今後、核家族化が進んできたり、世の中の情勢も関係してくるので、個人を長く支援し続けていくには、個人の成年後見より法人の後見がよろしいものと…社協が法人後見をやっていく意義はあると思います。法人後見への取組みには体制整備・予算の確保等今後の課題となっていくものと思われます。

成年後見制度の地域住民への啓発・市民後見人の育成など社会福祉協議会の担う役割・期待は大きいものがあると思います。これからも様々な企画・立案をお願いします。

成年後見制度申立の現在のペースを考えると、後見人候補者の確保に不安を感じます。私自身、成年後見人を受任していますが、複数受任については負担が大きいです。社協による法人後見・市民後見等の取組みを広げて頂ければと思います。

当事業所の利用者になってからは、成年後見制度の利用を必要とする方は今の所おりません。地域で生活している時に成年後見制度等の各種の支援が入っていれば入所することが無かったのではと思われる利用者は多くいます。今後の後見ニーズに対応していく為には成年後見制度の充実も大切だと思いますが、在宅サービスの充実によってカバー出来る部分も多いと思います。地域に根ざした社会福祉協議会の活動に期待しております。

実態把握調査票についてですが、問いに関して本人の判断能力は不十分ですが、家族の支援・日常生活自立支援事業の活用により支障を生じることがないため「0」と記入致しました。成年後見制度の取組みに関する意見ですが、日常生活自立支援センターニュースを読ませて頂き社協による法人後見の取組みを知りました。今後、ますます必要となる重要な取組みであると感じました。静岡県内全域に広がる事を期待します。

社会福祉協議会としては資産の少ない方の世話をし、資産の十分ある方は社会福祉士・司法書士・弁護士等に任せれば良いと思います。

当市は観光地という地域柄、横浜、川崎、首都圏からの転入者が多く、大都市並みに身内と疎遠な独居高齢者が多いです。熱海・伊東地域・伊豆地域においては、静岡県のみならず隣接した神奈川県との協力体制も必要なのではないかと思えます。早急に社協で法人後見や市民後見制度の後ろ盾となるような組織づくり活動に期待しています。

6.法人後見・市民後見に係ること

法人後見の設立準備などに際する助成制度の仕組みを作っていただきたい。市町の理解を図る為の取組みや専門職（福祉医療関係者）への理解の推進。制度利用が困難な利用者が成年後見を活用出来るような取組み（法人後見）、具体的取組みの推進をお願いします。

後見ニーズの増加と多様な問題を考えると「市民後見」の導入も必要と考えます。ただし、市民後見でのトラブルも他の市町村でも報告されており、ルール作りと市民後見人養成の為のカリキュラム作りが今後必要と考えます。

今後、成年後見制度の利用が必要と思われるケースは増加していくと思います。市町では市民後見人の育成を行なっていくことと思われませんが、まだまだ遅れているような気がいたします。普及を進めていく必要があると感じています。

市民後見人の要請は必要と思われませんが、後見業務を行っている社会福祉士としては、簡単に思われるケースであっても専門性が必要なケースばかりです。（市長申立てでないケースであっても家族が問題を抱えているようなケースが多く、専門的な知識・経験が無いとトラブルにつながる可能性があると思われます。）市民後見人を今後養成するのであれば、やはりそれなりの資格にあたるものが必要ではないかと思ひます。

市民後見人養成研修の一部分だけでも県が主催して実施してもらいたい。

市民後見人の育成の進行具合が聞こえてこないが、どういった方針で進めていくのか（あるいは進んでいるが、どこまで進んでいるか）情報が欲しい。

市民後見人の育成について、以前より話は聞いたことはあるのですが、静岡県内での現状はいかなもののでしょうか？今後普及していく見込みはあるのでしょうか？

法人後見として支えていくことも必要になってくると考えるが、浜松市周辺ではまだ法人後見の認識は他県に比べて低いため、職業後見人や法人後見といった多様な知識を生かしての考えを広げていく必要がある。

法人後見制度を積極的に進めてほしい。

市民後見人という制度があるのか？利用者との関わり方を知りたいです。

市民後見人について今後市民後見人の必要性が大きく言われていますが、後見人となる市民の負担が大きくなるようにと思ひます。その養成には慎重に取り組んで下さればと思ひています。

保護者が壮健な間に安心して任せる事が出来る成年後見制度の確立を望んでいます。重度知的障害者は金銭のみならず、ほぼ全ての意思表示に関して介助人が必要な為です。ただし、個人後見では荷が重いと考えるので、使いがっての良い法人後見の一般化を希望します。

後見人の料金が高すぎる。社会福祉士にお願いする手もあるが、そうすると土地などを持っていた時に対応できない。成年後見制度を利用するまでの手続きの大変さ、手続きをしてから決定まで時間がかかりすぎ、必要な時に利用する事が難しい。以上の事から、より身近で利用していただけるように市民後見などを広めていく事は大切だと思ひています。

今後、専門職等への後見人依頼が困難になってくることが予想される為、法人・市民後見人の養成等への支援を引き続きお願いしたいと思います。

第三者による成年後見が増えている事に伴い、今後市民後見や法人後見が必要になってくると思います。それについて研修会等を開催して欲しいと思いました。

成年後見制度を利用する人の増加に対応する後見人の担い手が不足している現状では、専門職後見人以外の市民後見人の育成が急務である。しかし、後見人の負担軽減策への取組みがなければ、担い手不足の解決にはならない。社協の法人後見の取組みや身分保障等の取組みも必要と考える。

市民後見人の育成はどのようになっていますか？余分なお金がかかりすぎる。

市民後見について、静岡県の方角性を知りたい。個人的には、法人後見の必要性を感じているが自社でも動きはなし。法人後見が進められるような方角性にならないかな？

成年後見制度について、法人が成年後見を担う制度を聞いたが詳しく知りたい。メリットやデメリット手続きの流れ等。

7.施設・事業所の運営状況に係ること（現状、利用者の状況・課題）

グループホームに入居されている方は全員認知症です。入居前の消費者被害の有無は殆ど分かりません。また判断能力は全員不十分です。相談も無理です。入居されている方は保証人として家族が必ずいますので、経済的な行為は全て家族が行っています。年金は預金の管理も家族が行っているため、そこに取り上げや経済的な虐待があるかは分かりません。本人での判断はできないので、このようなアンケートを施設に送られても答えようがありません。ご家族にアンケートをして欲しいです。預貯金口座一つにしても、なかなか本人不在では手続きも出来ないようです。認知症の方と家族の現実に沿った分かりやすく使い易い制度を望みます。

判断能力はありながらも視覚障害がある為、親から激しい叱責を受けても我慢している方がいる。親子の関係である為、虐待であるのか著しく口やかましいのか（聞くに耐えない程であっても）線引きは難しいところだと思う。又、介護者である母も愛情もないわけでない。本人は、視覚が不自由で小さい子供も抱える身では理不尽ではあっても耐えるしかないと思っている。何とか手立てはないのかと悩む。

当院療養介護サービスを再契約で受ける際に、成年後見制度の手続きについて個別に面談の上で説明しているが、家庭裁判所への申請手続きに出向かず、保護者契約のまま現在に至っています。今後も手続きが進む見込がなく、手の尽し様がない状態です。

短期入所としては搾取に気付き包括に結び付けた事例はありますが、成年後見制度を申し立てたことはありません。

家族が制度の利用を拒否している。

知的障害の方のグループにおいて、現在は両親が健在で金銭的な面の管理をしていますが、高齢の為後見人の選出を御両親が存命の内にやっておいた方が良いのかと考えるところです。

後見人候補者の確保が困難であるとか、財産が表に出てしまうとを感じる高齢者もいるようです。家族も希薄となっており、分からないうちに認知症が進んでしまう方も多くいます。介護老人保健施設は、要介護者が対象で利用されているので情報が不正確な部分が多いと思います。

当事業所におきましては利用目的に生きがいや社会とのつながりをあげている利用者の方が複数人いるものの、あくまでも作業を主体とした通所事業所である為個人の経済面、私生活の深いところまでは承知していないのが現状です。

老健では、家族が金銭管理や手続を主体的に行なっている為、成年後見制度の影響はあまり感じられない。

後見人になる方によって、対処の仕方がそれぞれあるようです。後見人をお願いしている利用者様のお宅のガス・電気の支払いが滞ることがあり、閉栓になって利用者様がパニック状態になった事があります。振込用紙がお宅に届き、認知症の利用者様が放置した為の結果でした。ヘルパーさんも1日に数回は確認を取っておりましたが、お金の管理を後見人の方に任せた形になり、そこら辺の確認状況が事業所間で手薄に成ってしまったようです。今後は引落状況等確認を取り、抜けが無いようにしていきたいと思っております。

ご本人は能力的に高いリスクであってもご家族、後見人、介護職員等によりサポートを受けている為支障ない状態です。

最近、施設入所の申込については親族、身寄りのない独居の方が明らかに増えている。また親族が居たとしても関係が悪かったり、経済的な部分に余裕がなかったりの理由でバックアップを拒否されるケースが多い。このような場合に成年後見制度が重要になってくるが、ようやく一般的になってきた事もありなかなか実際に動くことができない現状もある。身寄りのない方についてはまだ話を進めていけるが、家族が居る場合、特に年金等の経済的な部分に頼っている家族については容易には出来ない。実際に後見人を付けるのは様々な理由により難しいが、利用者本位で考え積極的に話を進めていきたいと考える。

利用者定員 42 名に対して 23 名が 50 歳以上となっている。金銭的な事も含め後見制度利用が必要になってくることから施設側としても対応していきたい。家族も高齢になるので対応が必要。今後、成年後見制度を利用しなければ生活が困難となる支援者の増加が見込まれます。自ら手を挙げる事が出来ない方々をいろいろなサービス提供者が連携を取りながら拾い上げていければと思います。

利用者の方は身元引受人が居る為、現在は成年後見制度の申立てを行う必要のある方はいらっしゃいません。

認知症Ⅲa 以上の方は 90 名中 73 名がおられます。もちろんその方一人では支援が必要ですが、キーパーソンの方が全て行って下さるので特に今は必要という方はおりません。なお、ご家族が後見人の方が数名おります。

現況入居者様に関しては特に問題になるような方はみられませんが、過去に弁護士をたて（ご兄弟間での話し合い）（子供が居なく独居生活者）成年後見制度を利用された方が 2 名いました。入居にあたり身元引受人を必ずお願いしていますが、利用者様の財産管理他、親族間でのトラブル等考えられます。身元引受人・行政と相談しながら行うつもりでいます。

居宅支援事業所として担当している方の中では、今のところご家族等の協力もあり成年後見制度の検討を要する方は居ない状況です。今後、独居の方の支援が多くなる事は考えられ、いつか制度の検討が必要になる事はあるかと思えます。その際は慎重に調査・検討を進めたいと感じています。

ご家族様で 1 名の方が手続きをしている方がいます。基本、家族の方がしっかりしておりますので現在のところ問題はないと思います。

こちらの事業所でも成年後見制度を利用されている方 3 名おります。今のところ特に問題はありませんが、司法書士をやっている方や業種様々ですが人により、仕事内容が違います。（利用者様への理解度や情報収集量）

現状で成年後見制度の活用を必要とされる方はいませんが、今後老老介護において当てはまってくるのではと思っています。

特に困っている事はありませんが、その都度包括支援センターに関わって頂きながら利用していきたいと思えます。

認知症の利用者が多く、自分で判断が難しい方はたくさんいますが、現在の入所者は全員家族がおり判断を委ねる事が出来る為、成年後見制度においては現在既当者がいません。入所生活において支障ありません。県内でも身寄りのない人がこれから増えてくると思います。施設や市が密に連携を図り、困難者がいたら即受け入れる体制をとれたらいいと思います。

約2年くらい施設利用料が未納になっている方がおり、身元引受人とも一時連絡が取れなくなっていました。(現在は少しずつ払っていただいています…) 結局、施設側から家族に後見人と言っても拒否されるだけでどうにもなりません。今まで施設で管理していた通帳を家族に戻す形を取っていますが、金融機関からは家族でさえ引き出せないの本人を連れてくるか『後見人を立てて下さい!!』と言われ困っています。申立てをする際の書類が多く、面倒だ!!との事。

現在近隣に住む姪が借金返済及び生活費の管理をしてくれているが、本人達(親子)のわがままな生活ぶりに少々根を上げ始めている。借金の返済もソロソロ終わる事を機に手を引きたいとの思いを電話で伝えてきたため、今後は成年後見制度の利用が必要との考えでいる。

保護者、家族が制度を理解している方が少なく、必要性は分かっているがまだ親が元気なうちは良いとしている為、そこまでニーズとして把握できていない。また、後見人がどんな業務を行うのか分からない為、親・兄弟がまず体験してみたいという意見も聞かれました。

当施設では家族の方たちが成年後見を行う法人を作り、現在154名中102名の後見(含む補佐)を受任している。その他親族後見人専門職後見人が選任されている方が13名いる。他の利用者の方たちも申立の準備が始まっている。

現在の担当者の中には成年後見制度が必要と思われる方はいらっしゃいません。独居等あっても親族が必ず関わってくださっていますので、今のところ必要性が無い状況です。

現在、対象者が1名在籍しているが家族間でのトラブルや不満を職員に言われる為、対応が困る時があります。

現在通所している方1名は成年後見人さんのお世話になり金銭管理等のサポートを受けております。仕事の安定にもつながり大変有り難く思っております。

現在は家族が土地相続等の際に成年後見制度を利用しているとの事で、事業所から率先して成年後見制度を利用して下さいとの事案がない。

介護度5の方のキーパーソンである長女が亡くなり、その夫・次女・三女がいますが、会社としての財産があり、次女の方が財産を横取りしようと争いになりました。この方の場合、長女が会社を継ぐはずでしたが亡くなってしまったので、残された夫・次女・三女で問題が起き成年後見制度を使うようになりました。今、グループホームでは問題となるような方はいませんが、今後問題が起きる可能性はあると感じています。

当事業所では今のところこの調査に該当する方はいません。障害を抱えている方の家族が高齢になりつつあり今後、この制度の需要が増えてくると考えられます。益々の充実をお願いします。

老人短期入所施設では、認知症のご利用者は多数おられ、本人の判断能力は不十分です。しかし、緊急時の連絡先や契約の時の立会などで成年後見制度を利用に到るまでの方が把握出来ておりません。

知人のご主人が亡くなり、成年後見制度を利用しなくてはならなくなったが、財産等に手を付ける事が出来ず今まで通りの生活水準が保てなくなった。本人の年金内で生活しなければならなくなり、服や食事他に節約を強いられ、残してくれた財産を使えなくて苦労している方がいる。御本人様の財産状態には関与していないので全く分かりません。御家族からの相談もありません。

認知症の為、日常生活において判断出来ない方も多くいらっしゃいますが施設の職員が相談に乗ったり、又入居者様には身元引受人が居ますのでそちらの方で金銭管理して頂いています。

今の所調査内容に当てはまる方はいません。いずれ出てくる内容事案の一つかと思いますが…利用される御本人の理解とその周りの方々への説明理解して頂き御本人の一番良い選択肢になる様に…。

現利用者（32人）中、3名がすでに後見人を付けている。今後も保護者の高齢化、一人親家庭の増加に伴い後見人の役割も高まってきています。

身寄りのない人6名に付いては成年後見人が付いています。今の所問題はありません。

当施設に現在入所されている方において、成年後見制度を利用されている方は2名います。一人は金銭管理が出来ないためであり、もう一人は経済的・身体的虐待が理由とのことです。只、それは当施設入所前に既に制度を活用されていた方々です。そうでない方（利用されていない方）で、当施設入所後に調査事項問1にあるような項目に該当し、本人の不利益やその他問題が発生した方はない（見えて来ない）ため、今回のアンケートでは0名としました。

成年後見制度の名前は聞いた事のあるものの、実際にはA型事業所では利用している人がいない。今後関わりそうな人はいるものの、生活内まで介入していくことが出来ないので支援事業所と連携して考えていきたい。もう少し広報的などころを強化していけたらと思う。

施設生活において金銭以外の対応を誰が行うのか。後見人+身辺管理者の連携において生活が維持出来ると思われる。当施設は4名ほど制度を利用しているが家族が協力者となっている。

開所1年である為、特に現時点では該当する利用者はいません。今後、認知症の方も多いため対応しなくてはいけない方もいらっしゃる事も十分考えられます。地域の生活支援員の方との連絡を密にしていく必要性を感じております。近所の方との関係も薄いのが現状であり、さらに独居の方も多くいらっしゃいます。ご自分の判断能力が落ちたときの対応も考えていかなくてはならないと思っております。

県弁護士会に相談したケースがあるがこちらの意向をくんで頂けず（もう少し気軽に相談出来ないか？）結局そのケースについては司法書士の方でお願いした。

成年後見制度についての知識が支援者・要支援者にない。子どもは居るが世話になりたくない。自分たちでやっていく気持ち強い高齢者が増えている（入所時の契約・入院時の身元保証人等も親族に頼みたくないで誰かそれを代行してくれる人を希望する人）。まだ、判断能力があるのに、いつ何があるか分からないので早めに制度を利用したい人もいる。

施設側から利用者様及び保護者様に対し成年後見制度の説明は行なっているが、費用等また立場上強く推し進める事は難しい。

訪問している家庭においての利用者の要望の中で「親亡き後、施設入所していても自分の願う介助をしてもらいたい」というのが多くある。施設内での利用者の権利を守る為のシステムが弱く“刑務所に入る”ような悲壮感がある。形だけの苦情窓口しかないのが実情かと思う。

市長申立の成年後見をお願いした方が2名、既に家族内で後見人を選出された方が6名おられます。他の方は現状身元引受人という形で親・兄弟が中心になって各種の対応を取ってくださっています。

現在既に1名の方が家族後見をされています。今後ご家族の中で後見人となられる方が予想されています。家裁を通して法定後見人を選任される方も出てくると思われませんが、現状、具体的な動きは取っていません。

親・兄弟と一緒に生活をしているケースが多く現在は問題となっていないが、今後（親亡き後）への対応が必要になってくると思います。

現在、日常生活自立支援事業や成年後見制度が必要と思われる利用者はおりますが、いざ話を聞いて契約になると…まだ大丈夫ですと断るケースがありました。普段の様子は訪問しているヘルパーさんから伺う事が出来るのですが、セールス等の契約がないか目を光らせている状況です。一度、内容証明郵便で契約無効の手続きを行ったが（本人同意にて）ケアマネジャーとしては重いケースであると感じた。利用者に理解できる説明の工夫も大切かと思えます。高齢者が集まる地域福祉活動、公民館等で説明会など行えると馴染みやすいと思います。

サービス提供の現場では細かい家計の実態把握は難しい。保護者が家計を預かっている場合、問1の質問はその行為が疑われた場合、相談支援、もしくは学校と連携を図っている。今後計画相談がいきわたった場合、現場の状況を相談員に情報提供していくようになるのではと考えられる。法律行為については療育手帳を受給されている方は問1の②は全ての方が該当すると思われる。どの時点で虐待ととらえるかが難しいです。

当作業所は知的障害者の施設で利用者全員保護者がおり、金銭は親が管理している。持たせてもお小遣い程度で問1のような事は起きていない。ただ将来親が亡くなった場合どうするか、親子面談などで話し合いたい。

地域包括支援センターの社会福祉士さんを頼りに動いています。これから増えてくるであろう制度の利用者について、ケアマネとして少しでも理解、勉強していくつもりです。

生活保護の方で成年後見制度を利用したい方がいましたが、申立費用が工面できず、結果家族もいないのでいろんな面でケアマネが動く事が多いです。介護保険外での関わりが増えているので非常に負担を感じる事が多いです。

施設入所者の方は、認知症等により法律行為を行う事が難しい方ばかりですが、施設の利用にあたっては、保護者（家族）の対応にて、特に支障はありません。不動産売却等の必要に迫られ成年後見制度を活用された方が数年前にありましたが、現在のところ対象のケースはないようです。

当事業所で担当している利用者様は殆ど家族と同居、または一人暮らしでも近くに身内の方が住んでおり、支援できる方が多い為、今回のアンケートに該当される方（成年後見制度）は現時点ではおりません。

当施設は年に1名ほどの方が制度を利用されています。ご家族様からのお申出により当施設医師が診断書を作成しております。目的は不動産の処分当日常的な金銭管理を超える行為が主だと把握しております。

入居時の契約前に後見人が必要とされるケースが今後も想定されています。（虐待事例や身元引受人がいらっしゃらない方の入所）

必要の方はご家族で動いて下さっておりますので差し迫っては必要ないですが、今後の事を考えますと勉強が必要かと思えます。

利用者様の中に後見人を立てている方が増えていると思います。しかし、サービスを利用して頂く時に、施設としては、身元引受人さんを立ててサービスを開始していて、引受人さんと上手くコンタクトが取れば特に問題を感じていないのが現状です。でも利用者様の個人を尊重するとなると成年後見制度は大切ですね。（感想です）

全利用者中6割程度が成年後見制度の利用が必要な状況ですが、地元出身の利用者が多数を占めている事も幸いしているのか、調査事項問1のような支障を生じる事は現状ではありません。当施設としても今後の不測の事態に備えて、成年後見制度利用率を高めていく呼び掛けをしていきますが、更なる体制制度をお願いします。

事業所では県の指導もあり、成年後見制度の利用を進めている。少しずつ利用人数が増加している。しかし、保護者の協力がないと進まず、見守っている状態なので積極的な取り組みが出来ない。

制度を進める上で親族の協力が得られない事で悩んでいる。保護者会やモニタリング入所時等でも提案しているがなかなか意識が変わらない。

認知症独居の方の支援をしていますが、近い親族のたった一人の妹さんが居宅介護支援する前から金銭管理をされ、おかしいというまでは至らないすれすれのところです。将来的には第三者にと何回かお声を掛けましたがはぐらかされています。ご本人はたった一人の妹と言われる半面、妹さんがこられると外に出て行ってしまうほど嫌がっていますが、難しい話をしだすと答えられる能力はありません。地域包括の社会福祉士さんにも相談しましたが、方向性の話のアドバイスのみです。私の立場でどこに相談していいのか、どこまで足を突っ込んでいいのかモラルを含め悩む日々です。

現在具体的なケースはなく、すぐに何かを必要とする事はないですが、今後地域包括支援センター経由以外のルートでの相談方法があればと、思います。

利用者全員が重症心身障害児(者)であるため、全てにおいてあらゆる支援が必要となる。コミュニケーションにおいてもなかなか難しく、判断するという所までは至らない。

申立出来る方が限られていて大変不便。入所者の方で本人の年金を息子が使い込んでしまい利用料の滞納がかさみ大変困っている。本人の年金の管理を息子が行なっていて、息子は後見人の同意してくれない。

居宅事業者としては成年後見までのケースはなく、社協等（今まで2例）で身近な所で済んでいる。成年後見制度の認識は持っているがハードルが高い。

成年後見制度を利用するにあたりケアマネとしてどこまで関わりを持っていいかわからない。

在宅生活をしている利用者については、家族という単位の生活である為、家族全体を支援する方法をどうしていくのか！基本的に御家族に後見人については任せています。成年後見制度については、家族（保護者）に話をしています。

職員が知識を深め利用者に対応できるよう、施設内研修で議題にあげ、取り組んでいるが知識不足を感じます。今後、研修などに参加し知識を深めたいと思います。

①静岡県に限定した事ではありませんが、親族がありながら遠隔地の為後見をお願いしたケースの場合、後見人と親族との意見の違いが生じた場合、利用されている施設としては心情的に対処に苦慮する事があります。本人の気持ちを第一として接する事にはしていますが、これも確たるものではなく、財産管理を主としない後見人に対して何処まで報告・連絡が必要か目安となるものがあると良いと考えます。②親族の理解が得難いケースの場合、相談窓口への相談は本人に替わって生活支援をする場でも良いものか考え中です。本人は全く分からないわけではないので、意思を聞きながら対応する事は出来ます。財産はなく生活保護（住居のみ）の為、差し迫った困難はないのですが。

現在、利用者お一人成年後見制度利用されています。当施設では保証人が2名必要となり、ご家族様に対応されています。DVが家族にあっても他の家族が保証人となりフォローされているケースも2件あります。しかし、身寄りがない等の相談も多く、今後は考えていく必要性を感じています。身寄りのない方は費用面での工面が困難な方も多く、行政と連携を取りながら現場で検討していきたいと思えます。

当施設でも既に入所者80名のうち、6名の方が被後見人、被保証人でいらっしゃいます。入所者の方へは原則2名の緊急連絡先を頂き、日ごろからのこまめなコミュニケーションを通じて良好な関係の構築に努め有事の時には協力を頂けますよう心がけています。緊急連絡先や身元保証人の方がご本人の兄弟姉妹等で対応が難しくなる場合も生じていますが、これまでの所は、なるべくご協力を頂くご負担が少なく済むよう配慮をしながら、甥・姪の方へその立場を継続して頂きますようお願いが来ています。

成年後見制度について知らない人も多く、必要性のある方もいますが、ご家族の同意を得られない人もいてスムーズに活用出来ない人もいます。気軽に相談できるように、相談機関を増やしてもらいます。

成年後見申立てに費用をかけるよりは、本人の財産額も少ないので生活費に充てさせたいと兄弟等で話し合い解決に至ったケースが何件かあります。成年後見制度については社協の社会福祉士や司法書士の方に依頼し専門的な説明をしてもらっています。

成年後見制度の勉強は何回も受けましたが、実際自分で動かないとよくわかりません。ただ、該当する方がいらしたら関係機関につなげていきたいと思っております。

入所にあたっては、家族・親族様に手続をしてもらっていますので、改めて後見人と言う方は少ないです。また、入所者様の多くが何らかの理由で金銭管理などは出来ませんので、人数には8割～9割入れさせて頂きました。また、金銭の管理は御家族が行なっている為、不明は0で書かせて頂きました。

相続の関係で、金融機関からの要請により後見人が立つケースがほとんどであり。家族の考えで、後見人が立つ事は少ない。

二人成年後見人制度活用しています。利用者が益々高齢化になり（ご家族も同様、今年亡くなられたケースもあり）成年後見制度の重要性は増してくると思われます。様々な手続き等区役所・サービスセンターに出向くのも大変というお声も聞いています。

現在、居宅介護利用者様で独居の身体障害の方が見られますが、判断能力も十分あります。まだ年齢も若い事もありますが、年齢を重ねられた時には必要になる時が来るかも知れません。今のうちに成年後見制度を理解する場（話が聞ける場）を持てるように対応していけたらと考えます。

ご本人、家庭事情が異なっているので一人ひとりの状況に基づいて慎重に進められる事が大切ではないでしょうか。手続きが、なかなか大変と思われているようです。少しずつではありますが、毎年1～2名の割合で成年後見人の手続きが進められて来ています。（家族の方が自分から動くケースが今の所多いです。）

成年後見制度はとても大切な制度であると認識しています。ただ、申立準備（費用や労力）の手間を考えると気後れしてしまうのも事実です。弊社で担当している利用者の中には制度を既に利用している方も二名いらっしゃいますが、いずれも法テラスの弁護士さんが後見人です。実際には、遠方で多忙な事もあり、なかなか連絡も取れないというのが実情で将来的には別としても金銭管理等の支援は周囲の援助者にも関わって頂き、何とかやっています。困難な面もありますが今の所はまだ制度利用は見合わせてもいいのかと、ためらってしまいます。

少人数グループホームですが、ご利用者の保護者の状況が、それぞれ全く違う状況にあり、すぐに成年後見制度への着手は出来ないと思われます。

親族（長女）が後見制度を利用される方が1名おります。成年後見制度をご利用の2名様は終末期に近く、後見人の方が24時間の連絡先を教えて下さいました。看取りについて緊急搬送など話し合いが必要になっていくと思ひます。

高齢者からの成年後見制度の関する相談は少なく財産相続（分与）法律行為が発生後親族からの相談が多い。独居の方でも財産のある方は甥や姪、いとこまで出現。財産があるが故の制度では。

成年後見制度に関わる事がない為、あまりよくわかりません。

グループホームに入居されている方々は多くは身寄りがないか頼れる親族がない、協力を得られない為どのような対応をするのがその方にとって良い生活となるのか・グループホームの職員としてどんな対応をすれば・具体的にどんな支援をすれば良いのか悩んだとき（勉強不足の為）に相談にのって頂けるとありがたいです。後見人制度の申立てが必要となった時。

現在のところ、該当者はおりませんが、今後の核家族化等の状況によっては申立を行うケースが増えるかと思ひます。老健施設入所後というより在宅生活中での申立の割合が多いのではないのでしょうか？

ひとり暮らしの入居者が増えていますので、成年後見制度の利用も必要になってくると思われます。

このアンケートについて介護老人保健施設は、ご利用者の過去の被害状況財産の有無や額について、知る立場にないので回答不能。

8.その他

独居や老老二人暮らしの方達の状況の把握、キーパーソンの有無を知る事。介入していく事は大変な事だと思います。要望がある時は出来る限り協力していきます。

地域包括支援センターの活動が不明瞭でどこまで介入して下さるのか分からず、どこまで入所者本人の要望を受け入れてくれるのか分からず施設として包括を通してどのように関わってあげば良いのか分かりません。

基本情報（3）で利用者数0人と記載した通り、在介としての実績ではない。1年ほど前までは数人の利用者の担当をしていたが、その後は包括支援センターや、居宅介護支援事業所の担当となった。今後の取組みに関する意見は成年後見が必要と思われる対象者がいた場合、包括や行政等に相談していくことになると思うが、その際はスムーズに協力して頂きたいと希望していることです。

回答で迷った事例として、最近女性利用者（40代精神障害者の方）が携帯電話の架空請求の被害にあい、現金300万円を取られる被害を頂きました。この方は、ご主人がおり両親とも音信が良いのですが、結局誰にも相談できず3回目に郵便局の人に止められ、警察に行き、警察で話を聞いている内に自分が詐欺に遭ったということがはじめて分かったと言っています。この事例は成年後見人の方が居ても止められなかったケースかも知れませんが消費者被害にあたる例ですかね。

現在、成年後見制度を利用する方がいないのですが、虐待の疑いがある方に対してどのように取組みをされているのか知りたいです。

成年後見制度の啓発をしている静岡県成年後見サポートセンター「市民後見センターはままつ」等のNPO法人を活用する。

成年後見制度は高齢者及び自閉症で成人した方に必要性が増加すると思っています。

地域包括支援センターのあり方を検討すべき。保険者が面倒なことに関わらず支援が出来ない。近年民間やNPO法人等による身元保証制度が増えつつあります。成年後見制度と比較しても制度の内容はさほど変わりません。今後一人暮らし高齢者や後見を必要とする高齢者の数は増えてくるので本人に適した制度が活用できるように取り組んでいきたいと考えております。

成年後見制度は地域包括に依頼する為、ケアマネは必要事項以外相談に乗る事はあまりない、というかしない様にしている。今後包括での取扱いを徹底して欲しいと思います。金銭的な事もある為…。

私の担当が独居率、認知率30%となりました。いずれはたくさん該当する方が出てくると考えられる中、ケアマネが後見人になる比率も上がっていくのでしょうか？

認知症であっても家族の判断で生活出来ている方も調査事項に当てはまるのか不明。判断能力がなくて家族の支援で適切な対応が出来ている方はどうすればいいですか？（後見制度は不要）

アンケートの集計結果を公表して下さい。

富士市の市民後見センターの情報を教えて下さい。

今回成年後見制度の申立てはありませんが、今後必要となってくるとは思われます。

長寿社会・少子化等独居者が増えていくと思われる。認知症などで判断力が衰えたとき本人の意思と言われても明確な方向性が決まるとも思えない。病院受診で手術時なども本人・家族の署名・捺印と(例) 75歳になったら具体的に(質問に対して○×) 分かりやすい内容で財産について記録(カードみたいな物)し、その後は5年ごとに見直しをしていく様な全体的な関わり、対応が出来る方法を考えていって欲しい。

認知症の有無に関わらず無縁・独居等により頼る人がなく、社会的に孤立している人への生活・医療・終末面に渡る対応が求められていると思います。

認知症や精神疾患で自分で判断が全くできず、利用者自身が同意すら出来ないような場合が多くなると思うので、そのような方の対応が大変だと思います。利用するまでに手続きが色々あり、そのあたりも利用するまでに時間などを要してしまいます。

2025年、2050年問題に向け、今後の取組みがより広がり充実したものになる事を期待します。

家族の中で一人でも反対者がいると裁判所での審判は通らず、何年もの間、成年後見人は決まらず繰り返し続くのでしょうか。

成年後見より保証人(代理人)が必要なケースが多い為、上記制度を作って頂くと助かります。

養育者が十分な養育能力がなく、かつ未成年である者が当園の状況である。未成年後見の制度についても十分なニーズ調査をお願いしたい。

今後、本人の高齢化や父兄等の高齢化に伴い、本制度の必要性は確実に高まるものと想定されます。現況把握と将来予測をしっかりと見極めて頂き制度の有効活用と貴会の活躍を期待しております。

伊東市から家裁へ面談に行く際、高齢で要介護認定を受けている状態の方をお連れしなければならぬので、熱海くらいならまだ良いのですが、沼津となると体力や精神状態を考えると難しい部分もあります。そこを考慮して頂けると幸いです。

成年後見制度の大切さは理解しています。ただ、後見人によっては制度を超えた対応を求める方もいる為、新規に申立たくても二の足を踏む現状もあります。

富士市ではこの7月より社会福祉協議会へ委託で「成年後見センター」が立ち上がりました。今まで地域包括が申立支援をしていたものが、まずは後見センターに相談で制度の説明等はしていきますが…実際の支援は後見センターが行なっていくという方針のようです。

島田市での成年後見制度の説明会に数回出席させて頂き、学ばせて頂いております。社協さんにお聞きしたり相談しながら活用させて頂いています。

鼎談「調査結果と成年後見制度のこれから」

■田辺部長：今日はお忙しいところ、ありがとうございます。

今回、県の社会福祉協議会では、権利擁護を必要とする方の実態把握調査を初めて行いました。昨年7月に県内、3,459 か所の福祉事業所等利用者を対象に行った調査では、回答率が50.6%といった中で、少なくとも22,000人以上の方が権利擁護を必要としているといった状況が浮かび上がりました。

これまでも権利擁護に対するニーズは高まっているという指摘はされておりましたが、県内の具体的な数字が明らかになったというのは、今回が初めてだと思います。

まずは、本調査の制度設計と全体の分析にあたってご助言をいただきました横尾先生に、今回の調査結果を踏まえて所感をうかがいたいと思います。



■横尾教授：3,459 か所の福祉施設から回答を集めていて、必要な人が22,000人以上いるということは、私たち専門職者が働いているところで権利擁護が必要な人が必ずいるということになると思います。それが現実的な数値で見えてきたということが、すごい大きなことだと思っております。そして回答データの詳細を見ていくと、いろいろなことが見えてきました。

回答データを見ると統計上の有意差がたくさん見えて、すごくおもしろかったです。地域差というよりも、施設事業者によって感度が違うということがよくわかりました。障害者や高齢者などの施設で、A地区には困っている人が「0」で、B地区に何十倍もあるということはそうはないはずなのです。地域差はあるけれども、そんなに大きく有意差が出るほどではないと思います。

それはどういうことかといったら、施設の職員さんの中で、これを「困難事例である」とか、「成年後見につなげる必要がある」というふうに感じ取れているかどうかというところが、ひとつおもしろいなと思いました。それが結果的には記述統計のところに出てきて、障害の部分だったら「親が管理しているから自分たちの管理するところではない」とか、認知症の方も「家族が管理しているから自分たちはわからない」とか、「成年後見の手続きの仕方」がわからないとか、違和感を持つような回答が多数ありました。

施設職員の方々の支援と成年後見が繋がっていない、まだ理解が進んでいないのだなというのが現実的な回答データの中から見えてきました。



そして特に障害と高齢、私はデータ分析をかけてみたのですけれど、障害と高齢では障害者分野のほうが、成年後見制度利用を感じたというケース数が有意に低くなっていました。しかし、自由記述の内容を加味して考えると、予測されることは、障害領域で成年後見制度利用のニーズが低いということよりも、『親がみているからいい』というような、親任せのところの意識が表れてきているのではないかと思います。必要なことは、生活に困難性を抱える方々に対して、生活の中で権利が守られるように、詐欺等の被害にあわないように、日々の支援の中でニーズを把握し、成年後見制度などの権利擁護の制度につなげていくことが、専門職者に求められていることだと考えます。

それと成年後見制度の課題のところでは、『申立人が親族の協力が得られない』とか、『本人が病気をしている』という割合をあわせると35%ぐらいあって、1/3以上になるのですけれど、これももしかしたら『得られない』というよりは、『理解してもらえていない可能性もあるのではないか』というような働きかけの部分の課題を感じました。

記述回答をすごく上手に項目起こしをしてくださっていますが、まずはこの調査で一番わかったのは、成年後見制度にかかわるご本人、または家族に対して広報・啓発などのPRと福祉専門職に対する研修を徹底してやっていかないといけないということです。

そして、首長申し立ての件数について差があるということから、行政の取組の温度差がすごく見えてきています。

また、成年後見制度利用支援制度についても、市町の取組や利用件数に相当大きな開きがあるということから、『どのように成年後見制度を広めていくのか』、『どのように22,000人の人たちを市町・県が支援していくのか』というのが、これからの課題であるのだろうと思います。現実的に、専門職後見人では不足する傾向でして、22,000人を支えることができない状況にきている中で、市町行政、社会福祉協議会並びに地域住民の人たちとどのようにこの制度をつくっていくか。地域包括ケアシステムのひとつのテーマにもなると思うのです。

地域で年老いて、単身世帯や高齢者のみ世帯が多くて、認知症になったりして判断力が衰えた人が詐欺の被害などの問題に陥らないように、地域でどのように支えていくか。そこで社協の専門職はそれをどのようにシステム的に構築してくか、それは本当に地域包括ケアシステムの中のひとつの部分にもなる大事なことだと思います。

そのためには、『連携』というのがキーワードの中でも出てきているのですが、後見人自身とそこに関わっている福祉職の人たちの連携とか、「どういうものを成年後見人活動というのか」ということ成年後見人に対する概念が、お互いの中で共通言語として共通理解ができてこそ、そこから連携ができて、ネットワーク化されていくのだろうと思うのですけれど、まだそのところも十分ではないし、できてないのだなというのは、この自由記述の中を見る限り出てきていると思います。たくさん課題が出て来ましたが、これだけ大きい調査を県社協でやっていただいたことに、すごい感謝をしております。

とりあえずはこれくらいでよろしいでしょうか。

■田辺部長：ありがとうございました。行政も含めた関係者の権利擁護に対する意識の共有が重要だということですね。

古井先生は、独立型社会福祉士として 10 人以上の方の受任をされていますが、それらのご経験を踏まえ、今回の調査結果をみて感じられたことをお聞かせください。

■古井氏成年後見制度等の権利擁護が必要な要支援者の内訳が丁寧に書かれているのですが、この中で「契約が理解できずに利用が進まない 4,076 人」「財産管理が不十分 1,830 人」「虐待の被害を実際に受けている 1,201 人」と、専門職が把握しているというデータが出たということは、非常にインパクトがあるのではないかと思います。

つまり、少なくともこの 1,200 人に関しては、すぐにでも手続きが必要だということは予想できると思います。

そうは言っても、先ほど横尾先生がおっしゃったように、様々な課題から手続きに進まないということもあろうかと思しますので、まずはこの数字をどのように捉えていくのかというところから共通認識をもっていく必要があると思います。



■田辺部長：ありがとうございました。今回の調査結果をきっかけに関係者間の取組が期待されるということですね。

ところで、西川先生は、司法書士会の会長も務めておられますが、全国では、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職が 5 割以上成年後見人を受任しているという実態もありますけれども、今後のニーズも踏まえて専門職としての関わりについて、どんな形で推移していくとお考えでしょうか。

■西川氏：専門職後見人として、あるいは法律の専門家として、今回の結果を見せていただきました。その中で、④専門職後見人団体の活動状況ですが、弁護士会、社会福祉士会、司法書士会、3 団体のアンケート調査の結果がありまして、司法書士、あるいは弁護士もそうなのですが、事務所所在地ごとの数字ですので、必ずしも地域的には実態を正確に反映しているわけではないのですけれど、『おおまかな傾向がはっきり数字で出たな』というところが、大きな収穫なのではないかと思います。

弁護士、司法書士、社会福祉士、それぞれ活動している人数というのが出ています。おそらく弁護士人口が増えているということで、これからも少しは増えるということは想定されますけれど、おそらくその増えた弁護士が 1 人あたり、そんなにたくさんの件数を受任できる状況にはないということから、常時受任可能な弁護士数は受任可能弁護士数の掛ける 2～3 ではないかというふうに思いますし、社会福祉士さんも独立型の方は別ですけれど、勤務の方が数



としては圧倒的に多いわけですから、やはりせいぜい2～3件というのが受任可能件数だろうということが客観的に言えると思います。

司法書士の場合は非常に多く事件を受けている人間もいれば、2～3件という人間もいるのですけれど、平均すると5～6件というところになりますので、受任可能司法書士数の掛ける5～6ぐらいの数が限界だというふうに考えられると思います。

ちなみに、司法書士の人数は今後はそれほど増えないでしょう。全国的には数年前から試験合格者が減っていますので、成年後見を受任できる司法書士もそれほど劇的に増えるということとは想定しにくいと思います。

3団体で、掛ける2くらいなのか、掛ける5～6なのかということは別として上限は出てくるので、そのあたりがもう専門職だけでは後見制度が必要な人、全部を支えることができないということが明確にわかったということは、非常に大きな収穫だったのではないかと思います。

■田辺部長：ありがとうございました。受け皿の確保は今後の大きな課題ですね。

今回、施設・事業所を対象にした調査の中で、明らかに対象者の捉え方について、施設関係者からは、家族がすべて面倒をみているので必要ないと言い切っておられる方もかなりいたということで、成年後見制度について、福祉関係者間でも、まだまだ認識が不十分だ、浸透していないなというふうに思ったところでもありますけれども、それを踏まえまして、横尾先生にお聞きしますが、関係者がどのようにして意識を共有していくか、今後の方向性についてご助言ください。

■横尾教授：措置から契約になり、プランを立ててサービスにつなげるということが福祉職の主な仕事になっています。それ以外の『その人の生活を支援する』とか、『その人の生活に寄り添う』とか、『その人が地域で、また施設で暮らすことを支える』というふうな社会福祉事業従事者の中の意識をもう一度高めるために検証していくということはすごく大事だと思うのです。

これだけのデータがあって、これだけの自由記述のものがあるので、これを次からは専門職種の人たちが権利擁護について具体的に理解できるような、また具体例を見いだしながら解決の道筋ができるような、専門職の研修会をこれからどんどん社協のほうでもつくっていただけるとありがたいです。質の向上なくしてはこの制度の利用は進まないと思うのです。

たくさん持っている事例の中から、それが「要支援に値する」、「権利擁護の必要性がある」というふうに課題を見つけることができるようになるような福祉職を育てていかないといけませんので、その人材育成は社協の得意とするところだと思いますので。そのような研修を、この調査をもとにやっていただけたらありがたいなと思っております。

■田辺部長：ありがとうございます。

古井先生、後見人としての活動を踏まえて、今後の方向性についてお聞かせください。

■古井氏：アンケートの自由記述を見ていて感じることは、本来、後見人というのは、本人の代理人としての役割を担うのですけれども、家族との関わりがなかったり、あるいは少ない場合には、（関係者から）後見人が家族の代わりや、その役割を果たすことを強く求められることが多いということです。

一方で、このことは新たなニーズとして捉えることもできると思います。ひとり暮らしの方や家族と疎遠の方が多くなってきた中で、後見人に関与できないようなところを、誰がどうやってカバーしていくのかという点も、専門職後見人等は実際の事例の中で関わってきているので、そういったところも少しずつ浮き彫りになってきているのではないかなという事は感じています。

■田辺部長：ありがとうございました。

西川先生にお聞きしたいのは、成年後見制度の利用手続きについて、やはり、一般市民には家庭裁判所の敷居が高いと感じられ、踏み出せないという回答もあると思いますが、実際の状況を踏まえて、利用につなげていくにはどのようなことが必要だとお感じになっていませんか。

■西川氏：自由記述のところを見ると、『手続きが煩雑で大変だ』とか、『費用がかかる』とか出ています、あと『一般の人にもっと制度の周知をしてほしい』という回答も多くありますが、家庭裁判所の手続きというのは、例えば地方裁判所などと比べると一般の人にも利用しやすいようにいろいろ配慮をしているので、法律の専門家から見ると、一般の人でも十分できるのではないかというふうにも思うのですが、でもまだまだ専門家に頼らないと難しいと感じるのだろうかということは改めて思いました。

これに関してはもちろん、もっと裁判所などで使いやすい工夫というのはこれからもしてくるのでしょうけれど、一方でどうしても難しい制度という前提があって、私も成年後見制度のセミナー、講演会のような場で1時間とか1時間半ぐらいでお話をさせていただくことがよくあるのですけれど、なかなかそれだけでは伝えきれないのです。だからといって本当に詳しいところを話そうとすると、例えば市民後見人の育成のための講座などで合計12時間の講座を担当することもあるのですが、12時間やっても伝えきれているかどうかかわからないというところがあります。

そうするとストレートな伝え方というよりも、むしろ成年後見制度を使って、こんなところが良かったという、そういう形から伝えていったほうが早いし、逆に自由記述のところを見ると、そのあたりの実感があまり事業所の職員の方が感じ取れていないので、消極的な回答になっているのではないかなというふうに思います。

それは逆にいうと、今私は専門職の後見人として活動しているわけですが、被後見人が入所している施設の職員さんから見ると、専門職の成年後見人がついたことによって、こんなことが良かったということが実感できないようなケースがまだあるのかなと思います。そ

これは本人の権利の擁護ということですから、施設の職員さんにとって、ちょっと見方が違うと権利擁護になっていてもそれに気づかないということもあるかもしれませんけれど、ただ専門職のほうもまだ力を発揮していない部分があるのかなと思います。

一般的な講演会とかで事例を話すというのは、なかなか話しにくい部分もありますけれど、『これだけ専門職の後見人がいて、後見人がつくところなのに良いことがあるのですよ』とか『こんな点で本人の権利擁護に役立っています、本人の生活の質が維持されるだけでなく向上しました』という事例がもっと出ると、理解をしていただけるのかなと思います。

これは専門職の後見人として、まだまだがんばらなければいけないのかなというところでもありますし。ストレートな制度の説明会というよりも、むしろ成功事例という表現の仕方が正しいのかわかりませんが、そのような点を伝えていく必要があると思います。高齢者と障害者では利用の仕方は全然違うというところがあるかもしれませんし、同じ高齢者でも状態によって後見人の活動ってどういうところが良かったというのはいろいろ違うと思います。そういう事例をたくさん集積できればもっと皆さんの感想というか、自由記述で出てくる発言も変わってくるのではないかと思います。

■古井氏：今の点で、西川先生がおっしゃるように、この制度は本人のための制度なのですが、その本人は、『良かったよ』とか、『こういうところが守られたよ』という声を上げにくいのです。だからといって、それを表現出来ないというのではないので、どういう点が本人にとってメリットがある制度なのか、ということ、（後見人の活動を通して）集積していくことも大事であると感じています。

■田辺部長：ありがとうございます。

最後に、こうした権利擁護の仕組みが、地域にしっかりと根を下ろしていくためには、どのような取り組みが必要であるとお考えでしょうか。ご提言がありましたら、お一人ずつお聞かせください。

■横尾教授：少し抽象的になるかもしれないのですが、最近、終活とかいう話が出てきていますよね。死ぬ前の生き方、自分の死に方というのが出ているのですが、

その前に、私たちぐらいのときから、判断力が衰えたときの生き方をどのようにするかということ、これを制度を踏まえて、自分の生き方も踏まえて考えていくこと。または障害児・者の保護者の人たちは、自分が先に死ぬわけですから、そこをどのようにバトンタッチしていくのかということ、これを親自身が考えておくこと。または知的障害者でも精神障害者の人でも、自分の生き方を考えられる人はたくさんいるので、そういう人たちが色々な意味で自分が生きるということを気軽にアクセスして、自分なりのイメージで何かをまとめられるような仕組みづくりが、いると思うのです。

この調査もそうですけれども、どうしても支援が必要になった人たちのところを探してしまうのですが、その相対的なところからシステム化していくこと、その取組をしていく

ということが、これからの地域づくりの中ではすごく大事で。ひとり暮らし、高齢者2人だけ、または知的障害者と高齢の親だけとか、そういう家庭がたくさん当たり前のようにいる社会の中で、早め、早めの、これは自分自身の生き方も含めて、各市民が考えていくというふうな意識改革なり、仕組みづくりなりという形をこの先とっていくことも必要なのではないかと思うのです。

ちょっと概念的すぎるかもしれないのですが、そういう活動を続けていきたいなど、私は個人的には思いました。すごく良い検証に関わらせていただいて、たぶん回答して下さった方も、改めて成年後見とか、支援とか、権利擁護を考える機会になったと思うのです。

ですからこういう調査・検証はどんどんやっていく必要があるなと強く思いました。ありがとうございます。相当いい勉強になりました。

■田辺部長：ありがとうございました。

■古井氏後見の活動というのは、その人の人生とともに歩んでいくというところが非常に大きな活動だと思っています。でも究極的には、今、横尾先生がおっしゃったように、地域で支えていくことが大切だと思うのです。地域で支えるためには、住民の意識もそうですし、施設などの事業所もそうですし、行政の役割も大きい。

個人を支えるために、地域や関係機関を巻き込んでいくという点では、地域福祉活動を進める社会福祉協議会が、成年後見に関する課題に本気で取り組むことで、地域はかなり変わっていくのではないかという感想をもっているのです。

ですので、成年後見の活動に取り組むことは、地域づくりにつながるのだという意識で、地域福祉活動を進めていくことが大切で、社会福祉協議会の役割は、非常に大きいと期待をしています。

以上です。

■田辺部長：ありがとうございました。西川先生お願いします。

■西川氏：このアンケートを見て、成年後見に対するイメージというのは、例えば明らかな権利侵害、虐待だとか財産侵害だとか、かなりのマイナスをゼロの方向にもっていくのに使える武器やツールだという認識は皆さん持たれていると思うのですが、でも成年後見制度はそれだけではなくて、マイナス5をプラス5にするだとか、プラス5をプラス10、20にするという活用もできる制度で、本当にうまく使えばいろんなことができるという制度でもあるわけです。

先ほどお話したのは、そういった点の認識をもっと多くの方にもっていただいて、より使いやすい制度にして、たくさん使っていただくというのが必要なのですけれど。

ただ別の言い方をすると、そのマイナス5をプラス5にするだとか、プラス5をプラス10、20にするだとかというのは、成年後見だけでできることではないのかもしれない。そ

こはもうちょっと広い地域福祉とかそういった観点からのかかわりが求められるところで、おそらく市民後見も、後見人のなり手不足を解消するという事だけでは意味がそこにはあるのだと思います。私のような法律専門職だったら、まずは成年後見で権利侵害というところからこの問題に関わるわけですけど、関わっているうちにそれだけではない、もう少し大きな観点からものを見なきゃいけないというふうに感じているわけですが、そういったときに、法律家が成年後見制度を使うというだけではなくて、そこから社協を中心に、地域の方と連携をして、地域で暮らしている方の生活の質を向上させるようないろんな活動というのが、これから必要なのではないかと思います。

そのために社会福祉協議会の活動があるのだと思いますし、そういう観点から市民後見の育成事業を捉えていくと、いろんな広がりが出るのではないかということ、改めて今回は感じました。

■田辺部長：長時間にわたり、本当に今日はありがとうございました。お話をうかがって、地域づくり、人づくり、そういったものに最終的につながっていく話だなと感じました。また、社会福祉協議会に対しましても、権利擁護の仕組みづくりにおいて、その果たすべき役割につきまして、大きな期待を寄せていただいたような気がいたしました。

皆さん、ありがとうございました。(終)

成年後見制度に関する実態把握調査

報告書

平成 27 年 3 月

編集
発行 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
〒420-8670 静岡市葵区駿府町 1-70